

城里町地域防災計画

平成24年2月

城里町防災会議

目次

第1編 総則

第1節	計画の概要	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	基本方針	2
第4	防災ビジョン	3
第2節	町の防災環境	11
第1	自然環境の特性	11
第2	社会環境の特性	12
第3節	町、県及び防災関係機関の業務の大綱及び住民及び事業所のとるべき措置	15
第1	町	15
第2	県	16
第3	指定地方行政機関	18
第4	自衛隊	20
第5	指定公共機関	21
第6	指定地方公共機関	22
第7	広域事務組合	23
第8	公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	23
第9	住民・事業所のとるべき措置	25
第4節	被害想定	26
第1	地震被害想定	26
第2	洪水被害想定	28

第2編 風水害対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	31
第1	対策に携わる組織の整備	31

第2	相互応援体制の整備	32
第3	防災組織等の活動体制の整備	33
第4	情報通信ネットワークの整備	36
第2節	災害に強いまちづくり	39
第1	防災まちづくりの推進	39
第2	建築物の不燃・堅牢化の推進	41
第3	土木施設の整備の推進	43
第4	ライフライン施設の災害対応力の強化	44
第5	水害予防対策の推進	46
第6	土砂災害防止対策の推進	47
第7	農地、農業施設等の対策推進	50
第8	林野火災防止対策の推進	52
第9	危険物等施設の安全確保	54
第3節	被害軽減への備え	57
第1	緊急輸送への備え	57
第2	消火活動、救助、救急活動への備え	58
第3	医療救護活動への備え	60
第4	被災者支援のための備え	62
第5	災害時要援護者安全確保のための備え	68
第4節	防災教育・訓練	72
第1	防災教育	72
第2	防災訓練	73
第2章	災害応急対策計画	
第1節	初動対応	77
第1	職員参集・動員	77
第2	災害対策本部	80
第2節	災害情報の収集・伝達	90
第1	通信手段の確保	90
第2	災害情報の収集・伝達・報告	94
第3	災害情報の広報	102
第3節	応援・派遣	105
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	105
第2	応援要請・受入体制の確保	107
第3	他市町村被災時の応援・派遣	111
第4	郵便局との相互応援協力	111
第4節	被害軽減対策	113

第1	警備対策	113
第2	避難勧告・指示・誘導	114
第3	緊急輸送	120
第4	消火活動、救助・救急活動	125
第5	水防活動	129
第6	応急医療	129
第7	土砂災害等その他危険箇所の対策	133
第8	危険物等災害防止対策	136
第5節	被災者生活支援	137
第1	被災者の把握	137
第2	避難生活の確保、健康管理	137
第3	ボランティア活動の支援	143
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	144
第5	生活救援物資の供給	147
第6	災害時要援護者安全確保対策	158
第7	応急教育	162
第6節	災害救助法の適用	168
第1	被害状況の把握及び認定	168
第2	救助法の適用基準	169
第3	救助法の適用手続き	169
第4	救助法による救助	170
第7節	応急復旧・事後処理	171
第1	建築物の応急復旧	171
第2	土木施設の応急復旧	175
第3	ライフライン施設の応急復旧	176
第4	清掃・防疫・障害物の除去	180
第5	行方不明者等の搜索	187
第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	被災者の生活の安定化	190
第1	義援金品の募集及び配分	190
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	191
第3	租税及び公共料金等の特例措置	194
第4	雇用対策	196
第5	住宅建設の促進	197
第6	被災者生活再建支援法の適用	197
第2節	被災施設の復旧	198

第1	災害復旧事業計画の作成	198
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	198
第3	災害復旧事業の実施	199
第4	解体、がれきの処理	199
第3節	激甚災害の指定	201
第1	激甚災害指定の手続き	201
第2	激甚災害に関する被害状況等の報告	201
第3	激甚災害指定の基準	201
第4	特別財政援助額の交付手続き	206
第4節	防災関係機関の復旧計画	207
第1	東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画	207
第2	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店における災害復旧計画	207

第3編 震災対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	208
第1	対策に携わる組織の整備	208
第2	相互応援体制の整備	208
第3	防災組織等の活動体制の整備	208
第4	情報通信ネットワークの整備	208
第2節	地震に強いまちづくり	208
第1	防災まちづくりの推進	208
第2	建築物の不燃化・耐震化の推進	209
第3	建築物の液状化被害予防対策の推進	210
第4	土木施設の耐震化の推進	211
第5	ライフライン施設の耐震化の推進	212
第6	地盤災害防止対策の推進	212
第7	危険物等施設の安全確保	213
第3節	地震被害軽減への備え	214
第1	緊急輸送への備え	214
第2	消火活動、救助・救急活動への備え	214
第3	医療救護活動への備え	214
第4	被災者支援のための備え	214
第5	災害時要援護者安全確保のための備え	215
第4節	防災教育・訓練	216
第1	防災教育	216

第2	防災訓練	216
第3	災害に関する調査研究	216
第2章 災害応急対策計画		
第1節	初動対応	218
第1	職員参集・動員	218
第2	災害対策本部	219
第2節	災害情報の収集・伝達	220
第1	通信手段の確保	220
第2	災害情報の収集・伝達・報告	220
第3	災害情報の広報	220
第3節	応援・派遣	222
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	222
第2	応援要請・受入体制の確保	222
第3	他市町村被災時の応援	222
第4	郵便局との相互応援協力	222
第4節	被害軽減対策	223
第1	警備対策	223
第2	避難勧告・指示・誘導	223
第3	緊急輸送	223
第4	消火活動、救助・救急活動、水防活動	223
第5	応急医療	223
第6	危険物等災害防止対策	224
第5節	被害者生活支援	225
第1	被災者の把握	225
第2	避難生活の確保、健康管理	225
第3	ボランティア活動の支援	225
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	225
第5	生活救援物資の供給	225
第6	災害時要援護者安全確保対策	226
第7	応急教育	226
第6節	災害救助法の適用	227
第1	被害状況の把握及び認定	227
第2	救助法の適用基準	227
第3	救助法の適用手続き	227
第4	救助法による救助	227
第7節	応急復旧・事後処理	228

第1	建築物の応急復旧	228
第2	土木施設の応急復旧	229
第3	ライフライン施設の応急復旧	229
第4	清掃・防疫・障害物の除去	229
第5	行方不明者等の探索	230
第3章	災害復旧・復興計画	
第1節	被災者の生活の安定化	231
第1	義援金品の募集及び配分	231
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	231
第3	租税及び公共料金等の特例措置	231
第4	雇用対策	231
第5	住宅建設の促進	231
第6	被災者生活再建支援法の適用	232
第2節	被災施設の復旧	233
第1	災害復旧事業計画の作成	233
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	233
第3	災害復旧事業の実施	233
第4	解体、がれき処理	233
第3節	激甚災害の指定	234
第1	災害調査	234
第2	激甚災害指定の手続き	234
第4節	復興計画の作成	235
第1	事前復興対策の実施	235
第2	震災復興対策本部の設置	235
第3	震災復興方針・計画の策定	235
第4	震災復興事業の実施	235

第4編 個別対策計画編

第1章 航空災害対策計画

第1節	災害予防計画	237
第1	茨城県の航空状況	237
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	237
第2節	災害応急対策計画	239
第1	発災直後の情報の収集・連絡	239
第2	活動体制の確立	240
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	241
第4	避難勧告・指示・誘導	241
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	241
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	242
第7	遺族等事故災害関係者の対応	242
第8	防疫及び遺体の処理	242

第2章 道路災害対策計画

第1節	災害予防計画	243
第1	城里町の道路交通状況	243
第2	道路交通の安全のための情報の充実	243
第3	道路施設等の管理と整備	243
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	244
第5	防災知識の普及	245
第6	再発防止対策の実施	245
第2節	災害応急対策計画	246
第1	発災直後の情報の収集・連絡	246
第2	活動体制の確立	247
第3	救助・救急、医療及び消火活動	247
第4	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	247
第5	危険物の流出に対する応急対策	248
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	248
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	248
第8	防疫及び遺体の処理	248

第3章 危険物等災害対策計画

第1節	災害予防計画	249
第1	危険物等災害（各災害共通事項）	249
第2	石油類等危険物施設	251
第3	高圧ガス・火薬類	251
第4	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故	252
第2節	災害応急対策計画	253
第1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	253
第2	活動体制の確立（各災害共通事項）	255
第3	石油類等危険物施設の事故	255
第4	高圧ガス、火薬類の事故	258
第5	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故	258
第6	避難誘導対策	259
第7	捜索・救出・救助対策	259
第8	応援要請対策	259
第9	医療救護対策	259
第10	緊急輸送の確保	260

第4章 大規模な火事災害対策計画

第1節	災害予防計画	261
第1	災害に強いまちづくり	261
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	261
第3	防災知識等の普及	263
第2節	災害応急対策計画	263
第1	発災直後の情報の収集・連絡	263
第2	活動体制の確立	264
第3	救助・救急、医療及び消火活動	264
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	265
第5	避難収容活動	265
第6	施設及び設備の応急復旧活動	265
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	266
第8	防疫及び遺体の処理	266

第5章 林野火災対策計画

第1節	災害予防計画	267
-----	--------	-----

第1	発災直後の情報の収集・連絡	267
第2	活動体制の確立	267
第3	救助・救急、医療及び消火活動	268
第2節	災害応急対策計画	269
第1	発災直後の情報の収集・連絡	269
第2	活動体制の確立	270
第3	救助・救急、医療及び消火活動	270
第4	緊急輸送のための交通の確保	271
第5	避難収容活動	271
第6	施設、設備の応急復旧活動	271
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	271
第8	二次災害の防止活動	272
第6章	原子力災害対策計画	
第1節	災害予防計画	273
第1	各種資料の収集・整備及び調査研究	273
第2	情報伝達・住民広報体制の確立	273
第3	避難計画等の整備	274
第4	防災関係資機材の整備	274
第5	緊急被ばく医療体制の確立	274
第6	教育及び訓練	275
第7	住民に対する防災知識の普及	276
第8	災害時要援護者対応	277
第2節	災害応急対策計画	278
第1	事故発生時における連絡及び初期活動	278
第2	災害対策本部の設置	279
第3	広報	279
第4	退避及び避難	280
第5	医療活動	283
第6	飲食物等に関する措置	284
第7	県及び近隣市町との協力	286
第8	災害時要援護者対応	286
第3節	災害復旧計画	288
第1	広報	288
第2	事後処理	288
第3	災害対策本部の解散	289

第5編 資料編

1 防災活動体制に関する資料	
1-1 城里町防災会議条例	290
1-2 城里町防災会議条例施行規則	291
1-3 城里町災害対策本部条例	293
1-4 城里町災害対策本部条例施行規則	294
2 協定及び広域応援に関する資料	
2-1 災害時等の相互応援に関する協定	296
2-2 災害時等の相互応援に関する協定実施細目	298
2-3 茨城県広域消防相互応援協定書	299
2-4 災害時における郵便局と城里町との協力に関する覚書	302
3 情報通信に関する資料	
3-1 城里町防災行政無線局管理運用規程	304
3-2 無線子局所在地	307
3-3 非常・緊急通話の内容等	309
3-4 非常・緊急用電報の内容等	310
3-5 災害時優先指定回線リスト	311
3-6 放送事業者への避難勧告等の連絡方法について	312
4 避難に関する資料	
4-1 避難所一覧	314
5 危険箇所に関する資料	
5-1 土石流危険溪流	315
5-2 急傾斜地崩壊危険箇所	317
5-3 地すべり危険箇所	319
5-4 土砂災害危険箇所図	320
5-5 山腹崩壊危険地区	343
5-6 地すべり危険地区	343
5-7 崩壊土砂流出危険地区	344
5-8 ため池一覧	345
6 輸送に関する資料	
6-1 緊急輸送道路一覧	348
6-2 公用車一覧	349
6-3 茨城県防災ヘリコプター応援要綱	352
6-4 臨時ヘリポート	353

6-5	物資集積場所一覧	354
7	医療救護に関する資料	
7-1	医療機関一覧	355
7-2	医療救護所の設置予定場所	356
7-3	医薬品等を調達する販売業者一覧	357
7-4	社会福祉施設等一覧	357
8	保健・衛生に関する資料	
8-1	応急給水資器材等一覧	358
8-2	給水拠点及び給水能力	358
8-3	城里町指定水道工事事業者一覧	359
8-4	公共下水道・農業集落排水設備指定工事店一覧	363
8-5	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	366
8-6	ごみ焼却施設	367
8-7	粗大ごみ処理施設	367
8-8	し尿処理施設	367
9	消防に関する資料	
9-1	消防団員数	368
9-2	消防団管轄区域	369
9-3	自主防災組織一覧	371
9-4	危険物等施設の現況	372
9-5	火薬等取締対象施設の現況	372
10	水防に関する資料	
10-1	城里町水防計画	373
10-2	城里町水防協議会条例	399
11	ボランティアに関する資料	
11-1	ボランティア現地・支援本部のフローチャート	400
12	食糧・備蓄等に関する資料	
12-1	災害時救援物資備蓄状況	401
12-2	応急仮設住宅建設予定場所	402
13	災害救助に関する資料	
13-1	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	403
13-2	被害の判定基準	407
14	文教に関する資料	
14-1	町指定文化財一覧	410
14-2	埋蔵文化財一覧	413
15	地震に関する資料	
15-1	気象庁震度階級関連解説表	416

第1編 総則

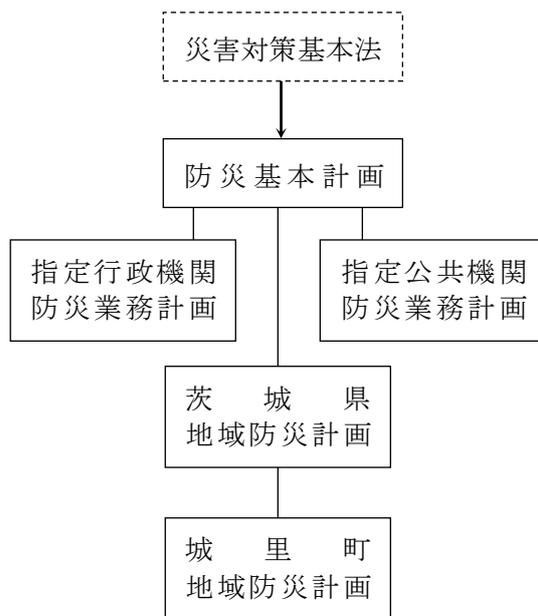
第1節 計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、城里町防災会議が作成する計画であって、町、県及び防災関係機関や公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、町の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の様々な教訓、課題を踏まえ、震度6弱以上の大規模地震への対応の指針ともなることを期して策定するものである。

また、原子力に関する災害対策に関しては、茨城県地域防災計画に定める原子力災害応急対策計画と十分調整を図ることとする。

【計画のつながり】



- ・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいえるべきものである。

（災害対策基本法第34条及び第35条）

- ・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

（災害対策基本法第36条から第39条まで）

- ・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

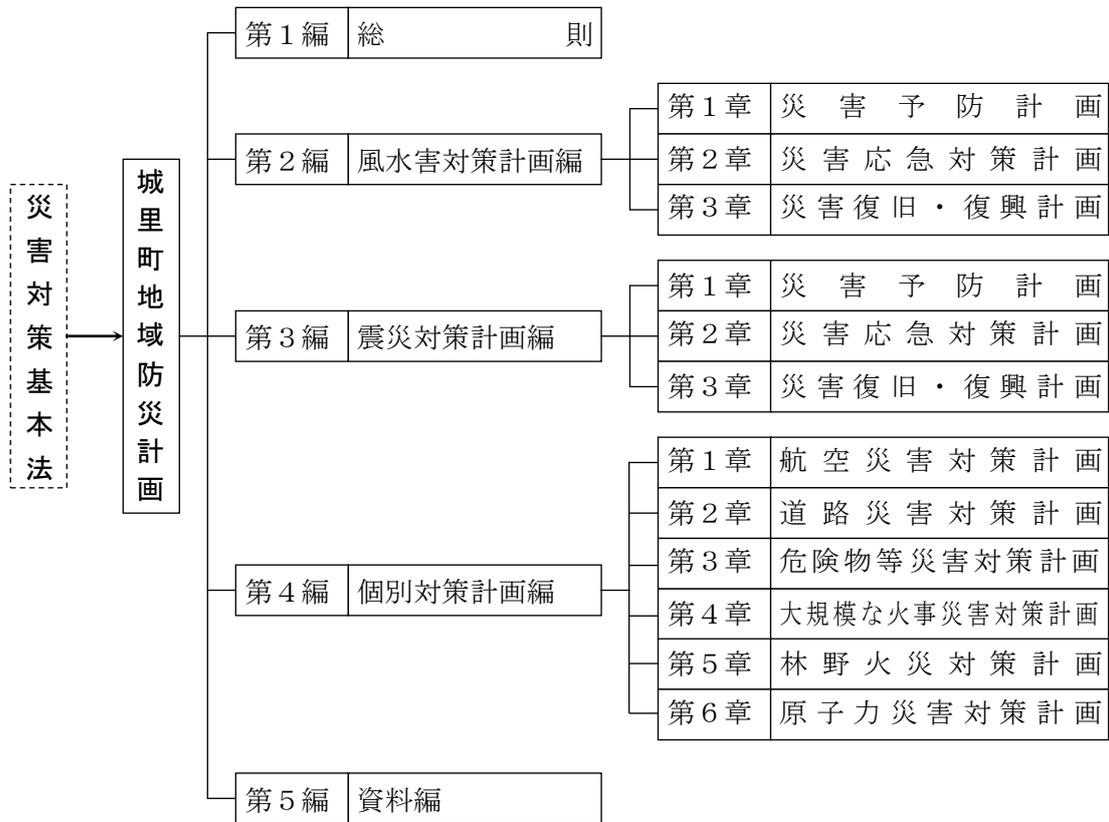
（災害対策基本法第40条から第42条まで）

第2 計画の構成

1 計画の構成

以下に城里町地域防災計画のフローを示す。

計 画 の フ ロ ー



2 本計画で扱う災害の範囲

本計画では次の災害等について対応を図る。

- (1) 風水害
- (2) 地震災害
- (3) その他大規模な災害、事故

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の土地構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年（4月1日現在）検討を加え必要があると認めるときは、これを町防災会議において修正する。したがって、各機関は関係のある事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項については、そのつど、町防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を町防災会議（事務局：総務課消防防災グループ）へ提出しなければならない。

第3 基本方針

1 基本方針

- (1) 東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震度6弱以上の地震を想定した防災対策の確立を図る。また、台風・集中豪雨等による風水害等についても対策を確立する。
- (2) 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

- (3) 各対策項目に関して町の責任担当課を示し、併せて県、防災関係機関、公共的団体等の責任を明確にするとともに、可能な限りそれぞれがとるべき事務若しくは措置の一覧、優先順位、連携・協力を明示した具体的な計画とする。
- (4) 町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体等の処理分担すべき事務、業務又は任務までを明示するとともに「自らの身の安全は自らが守る」との基本原則に立ち、住民、事業所の役割までを明示した計画とする。
- (5) 各種調査に基づき、城里町の地域としての災害危険性を踏まえ策定するものであり、その限りにおいて災害に対処するための計画とする。
- (6) 防災対策の根幹をなす町地域防災計画の実効性を高めるとともに、今後町が取り組むべき施策を体系化し、計画的、効果的推進を図ることを目的とした「アクションプラン」を策定する。

2 他の計画との関係

(1) 茨城県地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき、城里町の区域に係る災害から住民（来町者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定められたものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び茨城県地域防災計画との整合を図りながら定める。

(2) 消防計画との関係

消防計画は、消防組織法第4条第15号に基づき策定されるもので、城里町は水戸市消防本部及び非常備消防としての消防団の施設・職員（団員）を活用して、火災・風水害・地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。そのため、重複しているところも少なくない。しかし、地域防災計画がより総合的かつ網羅的計画であろうとするのに対し、消防計画は以下に示すとおり専門的かつ限定的な計画である。

- ① 消防計画は、消防機関が組織として独自に定めるものであり、消防機関が分掌する事務に関し、その活動内容が詳細に記載されている。
- ② 住宅火災など比較的小規模な災害に対して、専任の組織として、迅速に対応するための計画である。
- ③ 災害の程度、推移に応じて、町の総力をあげて対処すべく地域防災計画に有機的に移行することができるような計画である。

第4 防災ビジョン

● 防災ビジョンとは・・・

- ・ 防災ビジョンは、近年の災害のあり方が変化し、防災関連技術が進展する中、昭和62年消防庁次長通達によりはじめて、防災行政上の課題として提起された。
- ・ 地震災害に代表される同時多発型災害や、いわゆる都市型災害の危険性が増大する現在、

住民の生命・財産の安全確保という行政に課せられた任務を果たすためには、防災所管課や関連課・局だけの体制のみでは、もはや困難な状況となっている。

このため、長期的なビジョンのもとに、予防・応急・復旧の各計画分野にわたり体系的、総合的な地域防災計画を策定することが要請されている。

さらに、大規模災害時では、行政機関をはじめとする防災機関の施設や職員自体が被災したり、道路交通の麻痺等により一時的に防災機関が混乱するため、災害発生の当日から3日目までの初期においては、各地域ごとに住民、消防団員、かけつけた行政職員等の連携・協力により当面の応急的な対策を講じる必要があることから、町の各課・機関、住民、事業所及び団体が総力をあげて取り組むべきものと位置づけるべく、防災ビジョンを策定するものである。

- ・ 「計画の目的」の設定に当たっては、地域防災計画の究極の目的となる「住民の安全の確保」に関し、障害者、高齢者、幼児、外国人等、いわゆる「災害時要援護者」の安全確保を図る観点から、「地域防災計画における「等生化」（高齢者や障害者らが他の人々と同じように権利を行使できるようにすること。）の適用・徹底」を補足的な「目的」規定として位置づける。
- ・ 「基本目標」の設定に当たっては、「災害に強いまちをつくる」観点から、主要な災害要因となる建物倒壊及び延焼火災の防止を最重点目標と位置づける。

さらに、地域特性上必要な「防災施設・設備等の整備・強化」の推進とともに、施策やまちづくりを担う主体としての住民・職員が災害に強い住民・職員となるよう、「防災基礎体力の向上」をめざし自ら鍛えるべきこと、また、災害発生時に際して適切な対応を行えるよう「実践的な応急・復旧対策計画の確立」を行うべきことをあげている。

1 計画の理念

町の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

計 画 の 理 念

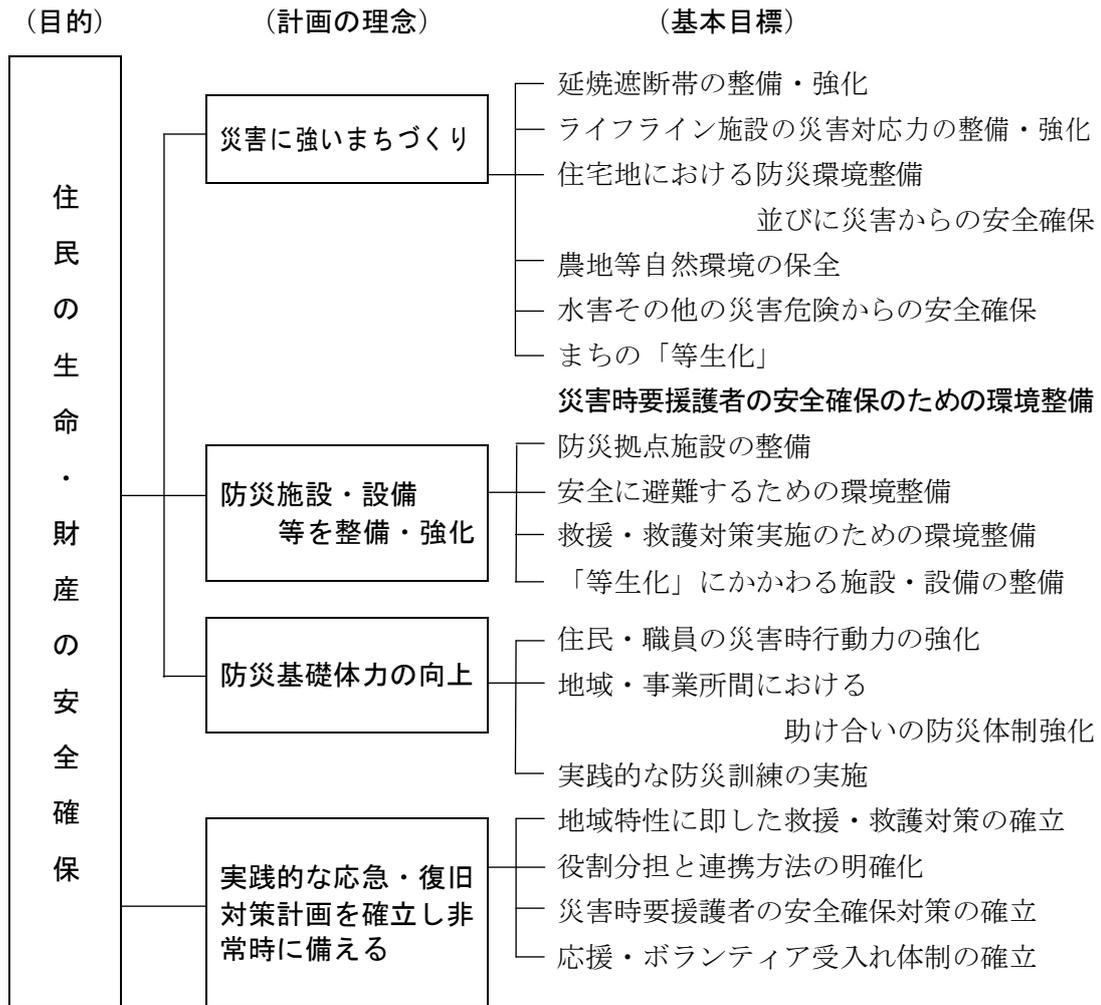
- 1 災害に強いまちづくり
- 2 防災施設・設備等を整備・強化
- 3 防災基礎体力を向上
- 4 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

2 基本目標・施策の大綱

住民の生命及び財産の安全を災害から守るため、本計画の全体を通じて達成すべき基本目標・計画の目的及び理念の関係は次のとおりである。

これらは、いずれも科学的な研究成果と様々な経験について不断の検討に基づき達成状況の見直しを行い、実現に向けて住民と行政が一体となって取り組むべきものとする。

- (1) 計画の目的・理念・基本目標の関係



(2) 計画見直しのための基本目標の検討
理念に基づく基本目標ごとの概要等を以下に示す。

————— 基 本 理 念 —————

災 害 に 強 い ま ち づ く り

① 延焼遮断帯の整備・強化

道路は平常時における人や物資の運送を分担する機能であるが、災害時には、避難、救援・救護、消防活動等の幹線的な動脈機能、延焼遮断帯など、多様な機能を有している。

このため、広幅員道路（都市計画道路など）、沿道不燃化促進区域及び延焼遮断帯等の整備を計画的にすすめる必要がある。

一方、道路や河川の有する延焼遮断機能を強化し各地域の防災ブロック化が確立されれば、火災はブロック内で止まり、他のブロックへの延焼火災の拡大を防止することができる。

② ライフライン施設の災害対応力の整備・強化

生活環境における便利性が增大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた、増大している。城里町のライフライン施設（電気、LPガス、上・下水道、電話）のうち、地下埋設物については、液状化による被害が予測される。架空線支持物については、地震動、液状化による倒壊・損壊や火災による架空線の延焼による被害が予測される。

電気供給の停止は、それ自体による様々なサービス機能の停止を招くだけでなく、上水道をはじめとするその他の生活関連施設のサービス機能をも同時に停止させてしまう。

上水道の供給停止は、飲料水のみならず、病院機能を維持するための上水の停止を意味し、住民の生命の維持を脅かす。

また、災害発生直後に電話がふくそう状態になることは通例となっており、電話の不通は、防災機関相互の連絡を著しく制約し迅速・適切な応急対策活動の実施を困難にする。それにより維持されてきた町におけるコミュニケーション活動の停滞を招き社会秩序の混乱・不安定化を助長させる。

また、大規模災害時には電気やガスが出火原因のひとつとなり、被害を最小限に止めるため、生活を維持するためのライフラインの災害対応力の整備・強化が必要である。

③ 住宅地における防災環境整備並びに災害からの安全確保

木造住宅が無秩序に密集している地域や構造的に災害に弱い地域について、面的整備（土地区画整理事業、住宅地区改良事業等）や建築物の耐震不燃化を促進するとともに、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設並びに、ため池、河川等の自然水利や耐震性防火水槽等災害時にも機能し得る消防水利網を総合的に整備する。

また、ブロック塀や石塀等の倒壊、窓ガラスや看板等の落下による被害は、これまでの災害事例の中で大きな位置を占めていることを考慮し、災害に強い安全で快適な町づくりを進める。

④ 農地等自然環境の保全

農地については、良好な環境の確保はもとより、防災上も火災の延焼防止、最悪の場合における住民の避難場所と成りえることがある。また、発災時の被災者への生鮮食料品の供給等重要な役割を果たす場となるため、保全する必要がある。

⑤ 水害その他の災害危険からの安全確保

がけ崩れ災害や液状化による危険性を解消しておくことで、災害時の一・二次災害を最小限度にとどめることができる。

また、河川施設・治山施設等の安全性を強化するとともに、雨水流出抑制のための様々な施策を総合的に組み合わせた治山・治水対策を推進し、水害や土砂災害に対して強い町づくりを進める必要がある。

⑥ まちの「等生化」（災害時要援護者の安全確保のための環境整備）

一般に高齢者や幼児の災害時における自衛行動力は、その他の年齢層の住民と比較しても体力や判断力に劣ることが想定される。また、障害者や日本語を理解できない外国

人も、自らの安全を確保するために、家族や周囲の人々の介助支援が必要となる。

しかし、災害発生時の混乱した状況の中で、事前の準備なしに介助支援が全くないケースも想定されることから、まちづくり計画の中で事前に対応できるよう、コミュニティの活性化を計画的に進め、外国人対策など検討し、まちの「等生化」（災害時要援護者の安全確保のための環境整備）を進める必要がある。

基本理念

防災施設・設備等を整備・強化

① 防災拠点施設の整備

災害時には町役場に災害対策本部をいち早く設置し、防災関係機関と密な連携を保ちながら、救援・救護活動や応急復旧活動を行う体制を確立させる必要がある（「集中防御」）。そのため、町役場や防災関係機関、施設が大きな損傷を受けることは、対策本部としての機能を麻痺させることに繋がるため、耐震性に優れ、防災拠点としてふさわしい施設を整備するとともに、万一、町役場自体が被災した場合を想定し、代替施設（地）の整備について検討しておく必要がある。

そして、城里町の自然的、社会的地域防災特性を踏まえたとき、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自・各地域が小学校等のコミュニティ拠点施設や防災関係機関の出先機関等を中心拠点として独力で事態に対処（「分散防御」）し得る体制が併せて整備される必要がある。

「集中防御」と「分散防御」の両面にわたり、バランスのとれた体制をとり、住民、事業所、町並びに県、国、ボランティア団体等の支援機関・支援者が協力し、連携のとれた地域での防災活動を展開する必要がある。

② 安全に避難するための環境整備

広域的な延焼火災が発生しても、緊急に難を避け生命の安全を確保することができるよう、延焼遮断帯等による避難路を整備し、適切な範囲内に避難場所が設置・整備される必要がある。

また、非常時において、混乱を最小限にとどめながら適切に避難するための誘導體制とともに、避難行動力の不十分な災害時要援護者が適切に避難できるような介助体制が併せて確立される必要がある。

③ 救援・救護対策実施のための環境整備

広域的かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施能力を大きく上回る被害状況の中では、優先すべき順位を明確にした活動計画が確立される必要がある。

迅速かつ適切な救援・救護対策を実施するため、必要な物資、資機材、人員及び被災者、避難者等を広域的に緊急輸送する必要がある。また、広域的な道路網を円滑かつ効率的に運用する必要がある。

次に、多くの人々の生命の維持、重傷病者の救出確保を第1原則とした「救急・救助体制」「応急医療体制」等の整備が必要となる。そして、高齢者や障害者の安全性確保や外国人等における言葉による不安感を解消するための「災害時要援護者安全確保対策」が必要になる。被災した住民の一時も早い生活再建を支援するため、あらかじめ相応の環境整備が行われる必要がある。

④ 「等生化」にかかわる施設・設備の整備

避難所その他の救援・救助活動の拠点となる施設や設備等の整備・強化をすすめる上でも「等生化」（災害時要援護者の安全確保にも配慮した施設・設備等の整備）の適用・徹底が行われなければならない。例えば、避難場所等の施設には段差を解消するためのスロープ化や手摺の設置等の配慮により、すべての人にやさしい施設・設備の整備が行われなければならない。

— 基 本 理 念 —

防 災 基 礎 体 力 を 向 上

① 住民・職員の災害時行動力の強化

不測の事態に際しても、自ら又は、家や災害時要援護者の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、まず、住民ひとりひとりの災害に対する認識を深め、混乱から一時も早く立ち直り、自主的に防災活動に参加して、地域としての防災行動力を最大限発揮させようという意欲と体力とを堅持する必要がある。また、町並びに町域を所管する防災関係機関の職員は、災害発生直後から県・国・他自治体等の応援部隊が到着するまでの2～3日間については、ひとりひとりが2人分、3人分の活動を担わざるを得ない。しかも、必ずしも精通していない任務であっても臨時的に代行せざるを得ない。対策本部の要員としての職責を果たすためには、災害時に際して臨機応変に行動できるだけの、幅広い知識と技術、そして体力を普段から養っておく必要がある。

② 地域・事業所間における助け合いの防災体制強化

災害時のパニック化した集団の中では自らの冷静さを保つことは難しく、また、負傷すれば周囲の人々の援助を必要とすることは避けられない。

「助け合い」は、人が「他人」を思いやることで冷静さを取り戻したり、パニックの発生を未然に防ぐことにより人と人との協力体制が確立される。そのための「仕掛け」づくりとして、町内会や自治会等を活用し、自主防災組織を編成したり、事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて、地域・事業所間における助け合いの防災体制の強化を図る必要がある。

③ 実践的な防災訓練の実施

不測の事態に際しても、一時の混乱からいち早く立ち直り、被害を最小限に止めるため、町、防災関係機関、事業所、団体及び住民が臨機応変に対処できるだけの「実践的

な防災訓練」の積み重ねが必要である。

また、防災訓練は様々な事態を想定した応急対策計画やその他のマニュアルが実際の使用に役立つものかどうか、試される場ともなるため、計画の不足を発見したら早急に見直し、さらに実際の計画となるよう防災訓練が実施される必要がある。

基 本 理 念

実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

① 地域特性に即した救援・救護対策の確立

不特定多数の人が集まる文教施設・病院・スーパー等ではパニックや火災の発生が懸念される。また、集落内や木造住宅密集地についても火災が発生する可能性が高いことから、多様な事態に即した救援・救護対策を確立する必要がある。

また、隣接する市町との境界地域においては、町の対策拠点よりむしろ隣接する市町の施設の方が距離的にも対策実施能力的にもより適切に対処できる場合もある。一方、河川により区分される各地域については、橋梁が損壊し通行不可能になった場合には、町本部からの救援が駆けつけるまでの間、地域単独で応急的な対応を考えざるを得ないことも想定される。

以上のような各地域のおかれた、あるいはもっている自然的・社会的特性を踏まえた救援・救護対策が確立される必要がある。

② 役割分担と連携方法の明確化

突発的な災害時には、ある程度の混乱は避けられないことから、あらかじめ個々における「任務」の役割分担を漏れなく、かつ重複することなく明確にし、各人・各課・局が与えられた任務を果たすことで、全体としての最小限の組織的活動が保証される形にしておき、相互の連携方法を取り決め、一時の混乱期から本格的な組織活動へ迅速に移行することが要請される。また、大規模で同時多発的な災害時には、それぞれの課・局に適材適所の人員が不足なく参集することはまず期待できない。そのため任務に習熟していない人でも、与えられた任務分担を最小限度の混乱にとどめながら、こなせるよう、事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化（「マニュアル」化）を図っておく必要がある。

③ 災害時要援護者の安全確保対策の確立

災害発生時の混乱した状況の中では、高齢者・障害者、日本語を理解できない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々の安否確認は忘れがちになる可能性がある。

地域防災計画では、災害時要援護者に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当課を明確化し、避難所において安否の確認や災害時要援護者優先のために必要なルールを取り決め、マニュアルを作成し、必ず町の担当職員を配置しルールの適用を確実にする。

また、県や国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに、様々な介護介助サービスの緊急時における停止若しくは低下を最小限に止めるために必要な「災害時要援護者対策」を総合的に確立する必要がある。

④ 応援・ボランティア受入れ体制の確立

阪神・淡路大震災は従来の防災対策に様々な反省点や教訓を残した。国・県への応援要請や自衛隊の派遣要請の在り方もその一つである。突発的で大規模な災害時には情報がほとんど入らず「要請実施」上の要件をほとんど満たすことができないため、要請がかなり遅れることとなった。

国・県への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化に当たっては、被害状況の把握ができにくいときほど被害が甚大な場合があり得ることを踏まえ、震度6弱以上の地震発生時には、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害が「大」「中」「小」程度によること、また必ずしも町長や上位の責任者の到着がない場合でも先着した町職員が地域防災計画の定めに基づき町長名をもって要請を行うべきことなど、迅速な要請の実施を第一とする。

また、行政機関自体が被災し、その有する機能を発揮できない場合、「ボランティア」による被災者の救援活動が大きな役割を果たすこととなる。しかし、救援ボランティアはその土地の地理条件や地域特性に精通していないため、逆に混乱を招く場合がある。

そのため、ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、円滑に推進できるように町と社会福祉協議会は、連携して当たる。

以上のような点を骨格とする「応援・ボランティア受入れ体制」を総合的に確立する必要がある。

第2節 町の防災環境

第1 自然環境の特性

1 位置と地勢

城里町は、茨城県の西北部に位置し、概ね東経140度15分から140度25分、北緯36度25分から36度33分にあり、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂市と那珂川で境している。北は常陸大宮市に、西は栃木県茂木町に接していて、東西に約19km、南北には約13kmにおよび、総面積は161.73km²で、60.6%を森林が占めている。

東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道123号沿線を中心に、多くの住民が居住している。那珂川沿いの那珂川低地は両側を台地に挟まれる、自然堤防・旧河道のみられる氾濫平野である。

中西部は、八溝山系の南縁部の鶏足山地が広がり標高200m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、自然や歴史を感じる地域となっている。

町の大半を占める東茨城台地群は砂礫台地より成り、上位・中位・下位上段・下位の4つに分けられ、上位台地は低地との比高が30mにも及ぶ青山台地に相当する。中位は比高15～20m、下位台地上段は比高1～3m、下位台地は比高約1mで那珂川右岸段丘に相当する。

西部は主に山林で河川に沿って開けた低地で農業が行われており、鶏足山(431m)が最高峰である。

2 地質

城里町の南東部の地質は、山地を形成する固結堆積物・半固結堆積物、台地を形成する半固結堆積物・未固結堆積物、低地を形成する未固結堆積物がみられる。

鶏足山地の固結堆積物として、粘板岩を主とし砂岩・石灰岩・チャートを挟む風間層、中生代の高度に固結した砂岩頁岩互層より成る国見山層、また半固結堆積物として国見山層の上位に浮石質緑色凝灰岩・基底礫岩より成る勝見沢層がある。

台地を形成する地質は、下位より勝見沢層、シルト岩・凝灰質シルト岩から成る石塚層、礫・砂層・泥層から成る段丘堆積物、火山性降下物である関東ロームが見られる。

谷底平野は沖積世の堆積物で形成されており、その構成物質は礫・砂及び泥である。また、自然堤防の表層の構成物質は主に砂、シルトである。

本町東部の台地は、粘土質頁岩・凝灰岩・砂岩等の第三紀層の上に、砂礫層ができ、その上にローム層が覆い被さってできた。この台地は、太古は海底にあったもので、海底で火山灰や砂がかたまって第三紀層ができ、後それが隆起して陸となり、その上に、富士・浅間系の火山灰が堆積してローム層となった。

ローム層は、下部では粘土質であるが、上部は腐植土をまじえて、黒色又は茶色である。岩船地区にはあわ土と呼ばれる浮石層が、厚さ20～30cmで分布している。

山地の東端部である下阿野沢・高根・岩船には、花崗岩・石英斑岩がある。これは高取鉾

山や錫高野の錫石・マンガン・重石の鉱床となっている。那珂川右岸の低地は、洪積地の堆積で生じた沖積低地で旧沢山・坪となっている。沢山山地には、一段ないし二段丘を残している。

なお、本町周辺においては、明瞭な活断層は見いだされていない。

3 気象

本町の気候はいわゆる太平洋岸気候で温和である。夏は高温多湿で、冬は晴天の日が多く乾燥している。

年間降雨量は1,300mmを超える程度で、各地の雨量と比較すると少ない地域に属する。

また、本町は太平洋岸の季節風帯にあり、冬は主として北西風の風であるが、越後山脈などの中央山地を吹き越して、関東に吹き込む頃には水蒸気はだいぶ失われて、非常に乾燥した「からっ風」になる。したがって冬季は晴天の日が多く、平均風速は2～3mである。冬季は、湿度が極めて少ないことと相まって、強い風が吹くときは、乾きのため寒さを強く感じる。しかし、北西に山をひかえてこの風が遮られる住谷あたりは、気温の反転現象によって暖かく、みかんの栽培もみられた。

夏は南又は東、北東の風向が多い。春に北東から吹く風を「うしとら風」「いなさ」と呼んでいる。「春のいなさは鉄（くろがね）も通す」等と言われ、かなり寒冷である。これは、北海道から北関東沿岸にかけて現れる著しい寒風で、親潮による地方風である。「いなさ」が春から夏にわたって長く吹いていると、気温の上昇を妨げて、稲作に冷害を及ぼすこともある。

第2 社会環境の特性

1 概要

住民の生活様式が多様化し、少子化や高齢化が進行するとともに、経済の国際化や産業構造が変化してきている状況にあり、情報化の急速な発展や地球的規模の環境問題などへの対策が急がれている。

こうした社会・経済的構造の変化と災害の関連をみると、災害の態様もこのような構造の変化に対応して複雑・多様化の傾向を示し、しかも単なる自然環境としてのみ認識されていた災害から、地域社会の構造的変化とともに次第に人為的・社会的要因を多分に含んだ災害に変化してきている。

2 人口・世帯

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査によると、平成22年の本町の人口は21,491人で、昭和55年の20,461人に比べ、増加している。これは県都水戸市に隣接しているという立地条件が最大の要因と考えられる。平成22年の世帯数は7,142世帯、1世帯当たりの人口は3.01人で、年々核家族化が進行していることがうかがえる。

人口と世帯の推移

単位：人、世帯

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	20,461	20,437	20,721	21,979	23,007	22,993	21,491
世帯数	5,217	5,382	5,601	6,249	6,833	7,206	7,142
1世帯当たりの人員	3.92	3.80	3.70	3.52	3.37	3.19	3.01
1世帯当たりの人員(県)	3.76	3.60	3.39	3.17	2.99	2.84	2.73

(資料：国勢調査)

(2) 年齢3区分別人口

平成22年の年齢構成をみると、年少人口（0～14歳人口）比は11.7%となっており、県平均(13.5%)より低くなっている。一方、老年人口(65歳以上)比は27.8%と県平均(22.5%)より高くなっており、年々増加する傾向である。

年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年 (県)
年少人口（0～14歳）	4,008	3,872	3,675	3,125	2,520	399,638
割合	19.6%	17.6%	16.0%	13.7%	11.7%	13.5%
生産年齢人口（15～64歳）	13,253	13,476	14,077	14,165	12,991	1,891,701
割合	64.9%	61.3%	61.2%	61.6%	60.5%	64.0%
老年人口（65歳以上）	3,176	4,631	5,255	5,676	5,979	665,065
割合	15.5%	21.1%	22.8%	24.7%	27.8%	22.5%

(資料：国勢調査)

3 産業構造の変化

城里町の産業人口は次の表のとおりであり、第一次産業は近年、都市化の進展とともに基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し減少の傾向をたどっている。特に従業者数の減少が激しく、今後、農林漁業に携わる従業者の確保・育成が望まれる。第三次産業は近年の情報サービス産業の成長に加え、各企業活動における情報化が急速に進んだことにより増加傾向の一途をたどっている。

産業別就業者人口の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者計	11,563	11,669	11,908	12,124	11,876
第一次産業	4,074	3,312	2,723	2,046	1,841

割合	35.2%	28.4%	22.9%	16.9%	15.5%
第二次産業	2,901	3,177	3,369	3,563	3,163
割合	25.1%	27.2%	28.3%	29.4%	26.6%
第三次産業	4,588	5,180	5,816	6,515	6,872
割合	39.7%	44.4%	48.8%	53.7%	57.9%

(資料：国勢調査)

4 道路整備の推進

本町の周辺にはJR常磐線や常磐自動車道、北関東自動車道、常陸那珂港、大洗港がある。また、水戸市から宇都宮市に至る国道123号が町の東部を南北に縦断するほか、主要地方道の県道39号笠間緒川線、同51号水戸茂木線、同52号の石岡城里線、同62号日立笠間線及び一般県道の阿波山徳蔵線、真端水戸線、赤沢茂木線、鶏足山線、鶏足山片庭線、錫高野石塚線、城里那珂線が縦横に走っている。これらの幹線道路は、山がちな地形から、狭隘な区間もあり、整備が求められている。また、常磐自動車道水戸ICから20分、水戸北スマートICから10分程度の時間距離にあり、町内各地域から東京都心へ2時間弱で着くことができる。

公共交通では、民間バスが町内各地域とJR水戸駅を結んでいるが、便数が少なく、改善が望まれている。

また、地域住民に密着した生活道路については、曲折が多く、幅員が狭いため、住民の安全性、防災面などが阻害されており、道路整備計画により優先的に整備を進めていく必要がある。

一方、国道123号は、水戸市文京の国道118号分岐点から常陸大宮市の県境までの区間が、茨城県の第一次緊急輸送道路に指定されている。

5 生活環境の変化

社会経済情勢の変化や情報化の進展などにより、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている。また、個人の生活・行動様式の多様化によって、衣・食・住や就業形態、さらには余暇時間の過ごし方なども多彩になっている。

さらに、週休二日制の定着や労働時間の短縮などによる自由時間の増大を背景に、レジャーや余暇生活に重点をおく人、特に、自然とのふれあいを求める人が急激に増加するなど、自然と共存したやすらぎのある生活に対するニーズが高まっている。

第3節 町、県及び防災関係機関の業務大綱及び住民・事業所のとるべき措置

第1 町

町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、次のことを実施する。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された後は、県知事の補助機関として災害救助に当たることとなる。

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
城里町役場	<ol style="list-style-type: none"> 1 城里町防災会議及び城里町災害対策本部に関すること 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報 4 災害の防御と拡大の防止 5 救助、防疫等災者の救助、保護 6 災害復旧資材の整備・点検 7 防災に関する調査・研究 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災町営施設の応急対策 10 災害時における文教対策 11 災害対策要員の動員、雇用 12 災害時における交通、輸送の確保 13 被災施設の復旧 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 	城里町石塚1428-25 029-288-3111 (029-288-3113)
水戸市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町相互間の連絡調整に関すること 2 消防、防災活動に関すること 3 職員の動員及び災害対策従事者名簿の作成に関すること 4 被災者の救出、避難に関すること 5 救急救助資器材に関すること 6 雨量情報等気象情報の収集及び受領・伝達に関すること 7 救急医療の通信及び連絡に関すること 8 火災、水害の被害状況の調査に関すること 9 消防団との連絡に関すること 	水戸消防本部 水戸市緑町2-1-2 029-221-0111 (029-224-1139)

第2 県

城里町の区域を所管する県の機関は、災害予防、応急対策及び復旧対策に関し、次のことを実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
茨城県	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 4 災害の防御と拡大の防止 5 救助、防疫等災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における社会秩序の維持 11 災害対策要員の動員、雇用 12 災害時における交通、輸送の確保 13 被災施設の復旧 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力 16 町の区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関すること 17 災害救助法の適用に関すること 	水戸市笠原町978-6 029-301-1111
水戸保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護に関すること 2 医療施設の保全に関すること 3 防疫、その他保健衛生に関すること 4 飲料水及び食品衛生に関すること 	水戸市笠原町993-2 029-241-0100 (029-241-5313)
県北家畜保健衛生所	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜及び家きんの防災対策に関すること 	水戸市中河内町 966-1 029-225-3241 (029-224-6661)
水戸土木事務所 ダム管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防計画に関すること 2 水防施設資材の整備に関すること 3 水防訓練に関すること 4 水防活動に関すること 	城里町石塚485-1 029-288-2960 (029-288-6135)

藤井川ダム管理所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防計画に関すること 2 ダムの洪水調節等に関すること 	城里町下古内1831-3 029-288-3829 (029-288-6150)
水戸土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関すること 2 水防活動の指導に関すること 3 県の所管する河川、道路等における障害物除去に関すること 	水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内 029-225-1316 (029-228-6921)
那珂久慈流域下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水終末処理施設等の防護及び応急措置に関すること 2 汚水の終末処理に関すること 	ひたちなか市163-8 029-285-7760 (029-285-7764)
茨城県笠間警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関すること 2 実態把握と基礎資料の整備に関すること 3 災害警備に関する災害非常物資及び警備資機材の整備に関すること 4 気象予警報等の伝達に対する協力に関すること 5 被害実態の早期把握と情報の伝達に関すること 6 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 7 避難の指示又は警告及び誘導に関すること 8 人命救助 9 行方不明者の捜索及び死体の検視に関すること 10 交通の規制等災害地における交通秩序の保持に関すること 11 警察広報に関すること 12 災害に係る各種犯罪の取締りに関すること 13 危険物の取締りに関すること 14 他の機関の行う救助活動等に対する協力に関すること 15 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認に関すること 	笠間市寺崎79-1 0296-73-0110

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事 3 管区内防災関係機関との連携に関する事 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事 5 警察通信の確保及び統制に関する事 	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-600-6000
水戸原子力事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設及び放射線施設の安全に係る規制に関する事 2 原子力施設及び放射線施設周辺の環境放射線の監視に関する事 3 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関する事 	水戸市愛宕町4-1 029-224-3830
関東財務局(水戸財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧事業費の査定立会いに関する事 2 災害つなぎ資金の融資(短期)に関する事 3 災害復旧事業の融資(長期)に関する事 4 国有財産の無償貸付業務に関する事 5 金融上の措置に関する事 	水戸市北見町1-4 029-221-3188 (029-231-6454)
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の応援派遣に関する事 	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 048-740-0711
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事 	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 048-600-0213
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事 	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 048-600-0433 (048-601-1279)

<p>茨城労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 2 災害時における賃金の支払いに関する事 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事 4 労働保険給付に関する事 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事 	<p>水戸市北見町1-11 029-224-6211</p>
<p>関東農政局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 2 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、地浸食防止等の施設の整備に関する事 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 4 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 5 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 6 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事 7 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 	<p>埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-600-0600</p>
<p>茨城農政事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における主要食糧の需給調整に関する事 	<p>水戸市北見町1-9 029-221-2184 (029-225-6253)</p>
<p>関東地方整備局 (常陸河川国道事務所、常陸河川国道事務所那珂出張所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2 公共施設等の整備に関する事 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 6 災害時における復旧資材の確保に関する事 7 災害時における応急工事等に関する事 8 災害復旧工事の施工に関する事 	<p>常陸河川国道事務所 水戸市千波1962-2 (代)029-240-4601 那珂出張所 城里町上环1005-2 029-289-4671 (029-289-4672)</p>

<p>関東運輸局(茨城県陸運支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事 	<p>水戸市住吉町353 029-247-5244</p>
<p>関東森林管理局(茨城森林管理署)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事 	<p>水戸市笠原町978-7(代)029-243-7211</p>
<p>東京航空局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関する事 	<p>東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 03-5275-9292</p>
<p>東京管区气象台(水戸地方气象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 2 異常気象時における気象予報、警報の発表及び通知に関する事 3 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事 	<p>水戸市金町1-4-6 029-224-1106</p>

第4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話(FAX)
<p>陸上自衛隊(勝田駐屯部隊)及び航空自衛隊第7航空団</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査に関する事 2 自治体災害派遣計画の作成に関する事 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事 5 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事 	<p>勝田駐屯部隊 ひたちなか市勝倉3433 029-274-3211 航空自衛隊第7航空団 小美玉市百里170 0299-52-1331</p>

第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
郵便事業株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること 	水戸市三の丸1-4-29 029-221-2988
郵便局株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 	水戸市三の丸1-4-29
東日本電信電話株式会社(茨城支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること 	水戸市北見町8-8 029-232-4826 (029-232-4950)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(茨城支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること 2 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること 	水戸市宮町1-1-83 029-222-5125 (029-233-7728)
KDDI株式会社(au水戸支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること 2 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること 	水戸市泉町1-2-4 029-228-6671
日本銀行(水戸事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること 	水戸市南町2-5-29 029-224-2734
日本赤十字社(茨城県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること 2 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること 3 義援金品の募集配布に関すること 	水戸市千波町1918 029-241-4516
日本放送協会(NHK水戸放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の周知徹底に関すること 2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること 3 社会事業等による義援金品の募集、配布に 	水戸市大町3-4-4 029-232-9882 (029-232-9883)

	関すること	
日本原子力研究開発機構(東海研究開発センター)	1 放射線災害の防止に関すること	那珂郡東海村白方白根 2-4 029-282-5111 (029-282-6111)
東京電力株式会社(茨城支店)	1 災害時における電力供給に関すること 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること	水戸市南町2-6-2 029-387-3600
日本通運株式会社(水戸支店)	1 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること	水戸市城南1-2-21 029-224-3111
日本原子力発電株式会社(東海発電所)	1 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること	那珂郡東海村白方1-1 029-282-1211

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
茨城県土地改良事業団体連合会	1 各地土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること	水戸市宮内町3193-3 029-225-5651
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会(城里町社会福祉協議会)	1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること 2 生活福祉資金の貸付に関すること	水戸市千波町1918 029-241-1133 城里町社会福祉協議会 城里町石塚1428-1 029-288-7013
社団法人茨城県医師会	1 災害時における応急医療活動に関すること	水戸市笠原町489 029-241-8446
社団法人茨城県歯科医師会	1 災害時における応急医療活動に関すること	水戸市見和2-292 029-252-2561
社団法人茨城県薬剤師会	1 災害時における応急医療活動に関すること	水戸市緑町3-5-35 029-225-9393
社団法人茨城県看護協会	1 災害時における応急医療活動に関すること	水戸市緑町3-5-35 029-221-6900
水防管理団体	1 水防計画に関すること 2 水防施設資材の整備に関すること 3 水防訓練に関すること	

	4 水防活動に関すること	
茨城交通株式会社	1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること	水戸市袴塚3-5-36 029-251-2331
社団法人茨城県トラック協会	1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること	水戸市千波町2472-7 029-243-1422
社団法人茨城県高圧ガス保安協会	1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること 3 高圧ガスの供給に関すること 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること	水戸市桜川2-2-35 029-225-3261
報道機関(株式会社茨城新聞、株式会社茨城放送)	1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること	(株)茨城新聞 水戸市北見町2-15 029-221-3121 (株)茨城放送 水戸市千波町2084-2 029-244-2121

第7 広域事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
城北地方広域事務組合(城北衛生センター、城北環境センター)	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること	城里町石塚1428-1 029-288-3266 城北衛生センター 0296-88-2311 城北環境センター 029-288-5525

第8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱	所在地・電話 (FAX)
茨城中央農協(七会支店)	1 被害調査に関すること 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に	茨城中央農協(七会支店)
水戸農協(常北支)	関すること	城里町徳蔵630

店・かつら支店)	3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事 すること	0296-88-3121 水戸農協（常北支店） 029-288-2067 （かつら支店） 029-289-2711
城北森林組合、笠間西茨城森林組合	1 被害調査に関する事 すること 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 すること 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事 すること	城里町石塚2300-1 029-288-3156 笠間市寺崎271-1 0296-72-2510
那珂川漁業協同組合	1 被害調査に関する事 すること 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 すること 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事 すること	城里町石塚1684-1 029-288-3034
城里町商工会、その他商工関係団体	1 被害調査に関する事 すること 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事 すること 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事 すること	
城里町内建設業関連業者	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 すること 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 すること 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事 すること 4 その他災害時における復旧活動の協力に関する事 すること	
笠間地区交通安全協会	1 災害時の交通安全確保、避難誘導の協力に関する事 すること	
城里町指定工事店（上水道、農業集落排水）	1 災害時における上・下水道の復旧活動に関する事 すること 2 加盟各事業者との連絡調整に関する事 すること	
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と防災訓練の実施に関する事 すること 2 災害時における入所者の保護に関する事 こと 3 災害時における高齢者、障害者等のため	

	の避難所の提供に関すること	
診療所・病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること 	
運輸業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急輸送の確保に関すること 	
危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における危険物の保安措置に関すること 	

第9 住民・事業所・自主防災組織のとるべき措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
住民	<ol style="list-style-type: none"> 1 「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」のために、地域間相互協力に努める。 2 住民ひとりひとりが一般的な防災知識を身につける。 3 県知事及び町長が行う防災に関する事業に協力し、生命、身体及び財産の安全の確保に努める。
事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、災害防止について第一次的責任を有する点に鑑み、防災上重要な施設の管理者として、消防法に基づく消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努めるなど、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、県・町、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するとともに、災害時には災害応急措置を実施する。
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導及び救出救護の協力を努める。 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力を努める。 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力を努める。 4 自主防災活動の実施に努める。

第4節 被害想定

第1 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害などの程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

1 想定地震

今回、城里町の地域防災計画の策定に際しては、内閣府（防災部門）が地方公共団体における被害想定の実施を支援するために開発した「地震被害想定支援ツール（平成11年2月9日更新）」（以下「支援ツール」という。）を用いて、本町直下で「兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」と同規模の地震が発生した場合の被害想定を行った。

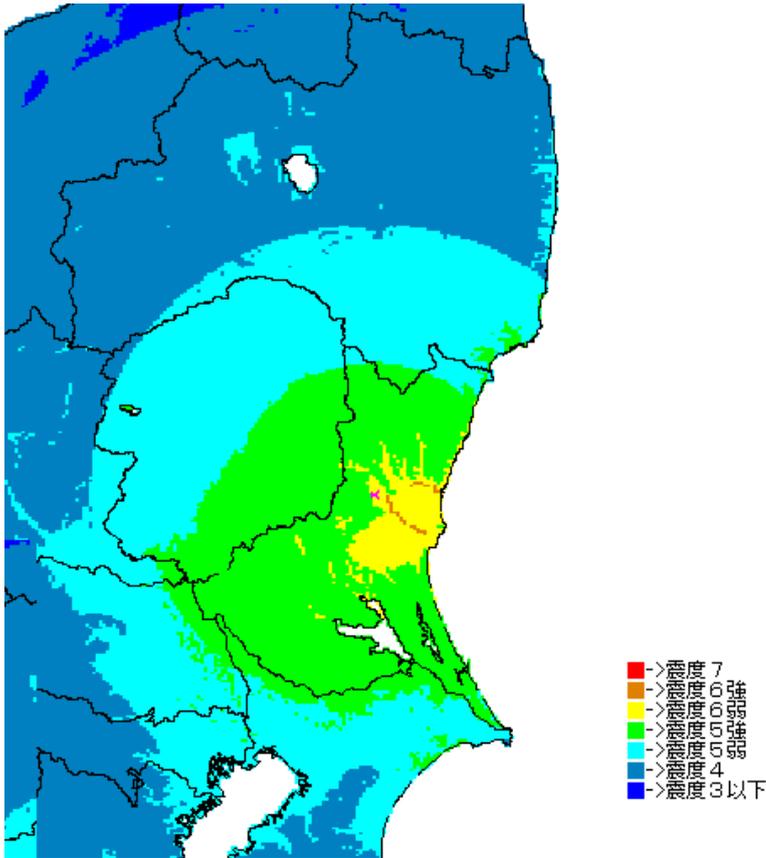
この支援ツールは、本町のみ被害程度だけでなく、周辺自治体の被害程度もあわせて想定することができるため、広域的な地震被害の被害想定が可能となり、関係機関で被害イメージを共有することで、広域支援の人員・物資の広域輸送計画や、物流確保対策などを効果的に実施するための基礎資料として活用できると考えられる。

本町の地震被害に用いた想定地震の諸元を以下に示す。

ただし、当該地域は、元来地震の発生は少なく、被害の発生もない地域であることもあり、想定地震は、最も大きな被害の発生を想定したものと考えられる。

城里町地震被害想定に用いた想定地震

- 震源位置： 城里町役場付近（東経140° 22'、北緯36° 28'）
- 震源深さ： 30km
- 地震規模： マグニチュード7.3
- 発災時の条件： 冬季、平日18時
- 想定方法： 内閣府の「地震被害想定支援ツール」を用いた
- 備考： 兵庫県南部地震と同規模の地震が本町直下で発生した場合を想定



2 想定被害

本町直下で兵庫県南部地震と同規模の地震が発生した場合、本町及び水戸市における地震被害の想定結果を以下に表示する。

これによると、本町の震度は5強～6弱、建物被害は、昭和46年以前の木造建物に集中し、木造建物全壊が124棟と推定される。また、人的被害は、死者・重傷者とも、発生は無く、軽傷者数が2,103人と推定される。

なお、本町の消防活動や警備活動等に密接に関係する水戸市の場合、建物被害が、木造・非木造併せて939棟、人的被害が、死者51人、負傷者合計は32,449人に上り、本町に比べても大きな被害の発生が予想されている。

すなわち、城里町直下を震源とする地震が発生しても、水戸市では本町以上の被害の発生が予想されるため、城里町の応急対策活動に際しては、周辺自治体（特に、水戸市）からの応援に頼るだけでなく、独自の素早い救援・救護活動が求められる。

本町及び水戸市における被害想定

被害区分	種 別		想 定 地 震 被 害			
			城 里 町			水戸市
			常北地区	桂地区	七会地区	
想定震度			6弱	6弱	5強	6弱
建物被害	木造建物	S46年以前	52	60	0	677

(棟)	全壊数 (棟)	S 56年以前	4	8	0	224
		S 57年以降	0	0	0	18
	非木造建物 大破数 (棟)	S 56年以前	0	0	0	20
		S 57年以降	0	0	0	0
	計		56	68	0	939
人的被害 (人)	全死者数 (人)		0	0	0	51
	全負傷者 (人)	重篤者数	0	0	0	4
		重傷者	0	0	0	50
		軽傷者	1,344	735	24	32,395
		計	1,344	735	24	32,449
物資供給対象者数 (人)			1,167	675	267	25,797

第2 洪水被害想定

1 想定水害

本町の洪水被害については、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所が作成した浸水想定区域図を参考にして想定した。

この浸水想定区域図は、那珂川水系那珂川の河口から46.5km地点までの洪水予報区間で洪水氾濫した場合の、水防法の規定により指定された浸水想定区域を示したものである。

この浸水想定区域は、現在の那珂川の河道整備状況、洪水調節施設の状況等を勘案して、洪水制御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨（2日間総雨量300mm）を想定した場合の洪水浸水区域であるが、シミュレーション計算において支派川の氾濫を考慮していないこと、道路等の微地形の影響等を十分には取り入れていないことから精度が若干粗いが、浸水深が高い場合の洪水の氾濫状況を概ね表していると考えられる。

浸水想定区域図に係る基本事項

項目	内容
作成主体	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
指定年月日	平成14年6月28日
告示の番号	国土交通省関東地方整備局告示第260号
指定の根拠法令	水防法（昭和24年法律第193号）第10条の4第1項
指定の前提となる計画降雨	那珂川流域、野口地点上流域の2日間総雨量300mm
関係市町村	水戸市、ひたちなか市、大洗町、旧那珂町、旧大宮町、旧常北町、旧桂村、旧御前山村、茨城町

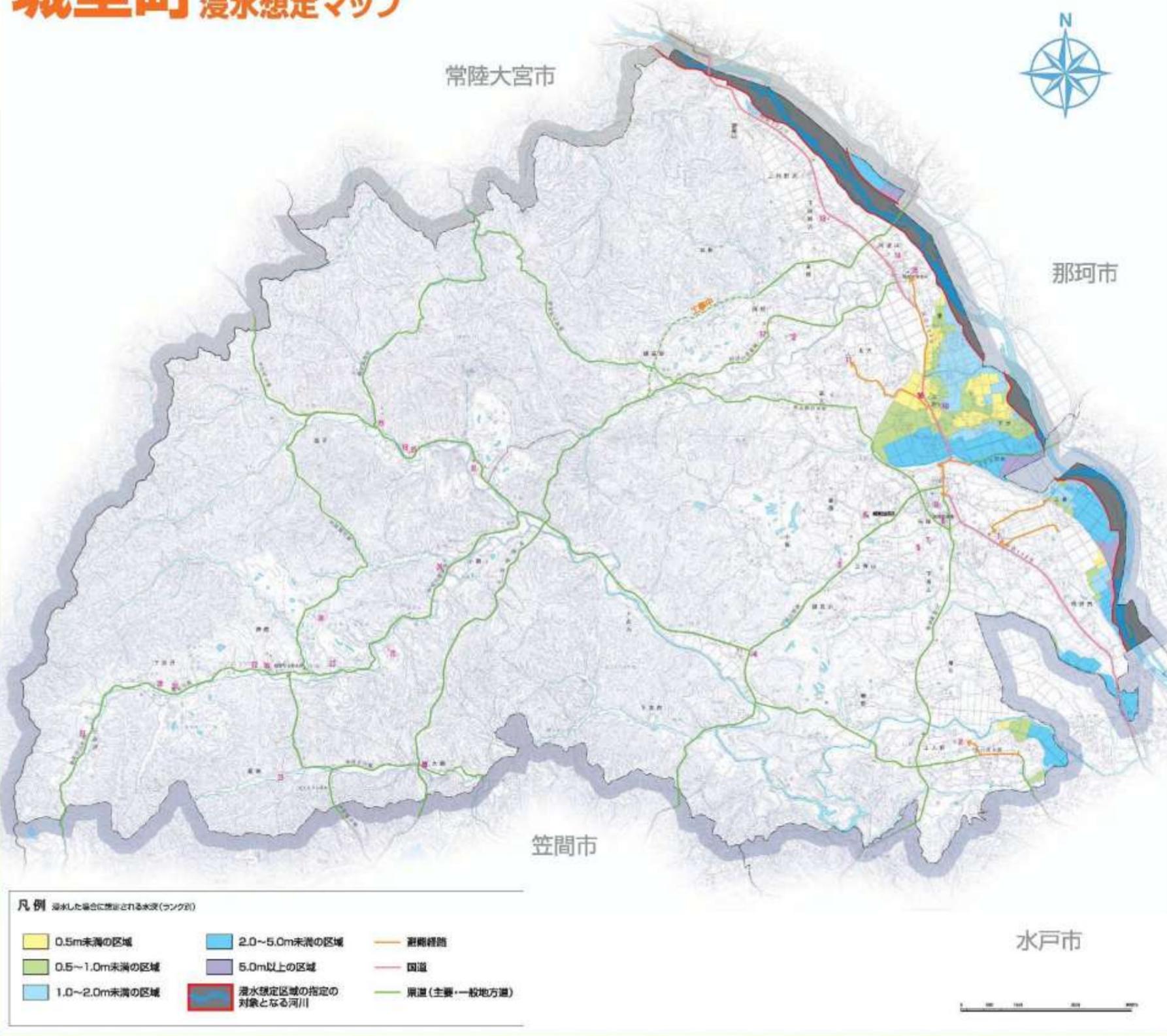
2 想定被害

洪水氾濫シミュレーションの結果、浸水区域の概況は、以下に示すとおりである。

那珂川市町村別の被害状況表

項目	単位	旧桂村	旧常北町	水戸市
被災人口	(人)	1,705	458	28,101
被災世帯	(戸)	500	125	9,428
被害面積	(ha)	396	255	3,174
家屋	(百万円)	2,323	1,470	64,347
家庭用品		1,748	1,152	50,221
事業所(償却)		221	110	26,374
事業所(在庫)		128	73	14,797
農漁家(償却)		103	61	774
農漁家(在庫)		14	8	98
公共土木施設被害		7,684	4,868	265,297
水田		44	61	533
畑		307	111	1,568
営業停止損失		51	24	6,664
清掃労働対価		63	39	1,792
代替活動(家庭)		83	35	1,818
代替活動(事業所)		2	0	2,123
被害額合計		12,770	8,011	436,404

城里町 浸水想定マップ



- 凡例** 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5~1.0m未満の区域
 - 1.0~2.0m未満の区域
 - 2.0~5.0m未満の区域
 - 5.0m以上の区域
 - 浸水想定区域の指定の対象となる河川
 - 避難経路
 - 国道
 - 県道(主要+一般地方道)

番号	避難場所	所在地	電話番号
1	石塚小学校	石塚2497	029-288-2026
2	小松小学校	上入野2910	029-288-3106
3	青山小学校	上青山410-411	029-288-2027
4	古内小学校	下古内405	029-288-3108
5	城北中学校	下青山10	029-288-2026
6	県立常北高等学校	春葉1834	029-288-2028
7	常北公民館	下青山1-1	029-288-5576
8	コミュニティセンター城里	石塚1428-1	029-288-6100
9	城里町常北保健福祉センター	石塚1428-1	029-240-6550
10	坪小学校	上坪824	029-288-2753
11	北方小学校	北方1481-1	029-288-2727
12	岩船小学校	藤橋291	029-288-2655
13	沢山小学校	下河原沢156	029-288-2004
14	雄中学校	雄山799	029-288-2052
15	雄公民館	雄山187	029-288-2220
16	坪地区公民館	上坪504-1	029-288-2477
17	岩船地区公民館	藤橋355-1	029-288-4535
18	七会東小学校校舎	塩子2662	0298-88-2620
19	七会西小学校校舎	栗原891	0298-88-3010
20	七会中学校	小瀬2268-3	0298-88-3205
21	花山体育館	塩子2622	
22	七会体育館	栗原891-1	
23	七会公民館	藤橋357-3	0298-88-3210
24	七会保健福祉センター	小瀬1400	0298-88-2321
25	塩子生活改善センター	塩子1968-1	0298-88-3210
26	下赤沢生涯センター	下赤沢700-1	
27	上赤沢農村集落センター	上赤沢155-3	
28	真壁農村集落センター	真壁367	
29	大瀬農村集落センター	大瀬454-2, 455	
30	山びこの郷グラウンド	栗原400	0298-88-3157
31	塩子運動公園	塩子3696外	
32	下赤沢運動広場	下赤沢813-1	

洪水予報を発表する基準となる水位

沿川住民は…

- はん派注意水位** はん派注意水位が発表された場合は、沿川住民は、いつでも避難できるように、身支度や防災用品の準備をしてください。また河川情報にキヤッチしておくことも忘れずに。
- 避難判断水位** 避難判断水位が発表された場合は、沿川住民は、市町村長が発表する避難情報に注意してください。また、避難勧告が出た場合は、水防隊等の指示に従って速やかに避難してください。

はん派危険水位 はん派危険水位が発表された場合は、沿川住民は、避難の準備を完了し、避難所へ避難してください。また、避難所へ避難した場合は、避難所長から避難指示を受け、避難所での行動に注意してください。

【お問い合わせ先】 城里町役場 総務課 TEL. (029) 288-3111

第2編 風水害対策計画編

◆第1章 災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

大規模な災害の発生又は発生する可能性がある場合に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、各課並びに職員ひとりひとりに防災思想の高揚を図る必要がある。このため、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るために、町は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

また、応急対策活動の拠点となる災害対策本部（町庁舎）自体が被災する可能性があることから、災害対策本部の代替候補施設の確保を図る。

Keypoint

- ① 職員への災害時の役割と体制の周知徹底
- ② 関係各課間等の連携体制の強化の必要性
- ③ 大規模な災害時における迅速な初動体制確保の重要性
- ④ 既往災害の被害調査結果に基づく、応急活動体制の整備、強化

1 活動体系の全体像

(1) 防災体制整備〔総務課・関係各課〕

災害対策基本法第16条に基づき、城里町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した城里町地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 防災所管課の充実・強化〔総務課・都市建設課〕

地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性のあるものとするため、総務課に消防防災グループを設置する。また、災害発生後における住宅供給計画や復興まちづくり計画等の調査・研究を行うため、総務課・都市建設課に防災まちづくりグループの設置を検討する。

(3) 防災担当課配属職員経験職員の予備要員登録制の導入〔総務課〕

非常時における防災スペシャリストの育成・活用を図るため、防災担当課配属経験職員を予備要員として登録することを検討する。

2 町の活動体制の整備

(1) 活動体制の整備〔総務課・関係各課〕

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、日ごろより研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図る。

また、地域防災計画に基づく活動要領（マニュアル）等の整備を図るとともに、各課は、災害時に対して円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど各課間の連携体制を整備しておくものとする。

(2) 警戒本部等の配備体制の明確化〔総務課〕

町内において、警戒体制をとるべき警報が発表された場合、速やかに警戒本部等の配備

体制が敷けるよう体制の整備を図るとともに、本部長不在時の指揮伝達体制についても定めておく。

なお、町域に大規模な災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部を自動的に設置する。

(3) 職員の参集手段の整備〔総務課〕

休日、夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、職員の参集手段を整備し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を定めておく。

3 災害対策本部の代替施設の確保〔総務課〕

災害発生時には、災害対策活動における拠点となる災害対策本部（町庁舎）自体が被災する可能性があることから、災害対策本部の代替施設を選定しておく。

第2 相互応援体制の整備

城里町は、広域行政需要に対応できる水戸地方広域市町村圏、さらに水戸地方拠点都市地域にも指定されている。これら広域的処理業務を充実するとともに、相互協力と効率的な役割分担による対応を強化していく必要がある。

このため、大規模災害発生時においては、町の能力を大幅に上回る救援ニーズに対応した総合的かつ円滑な応急対策の実施を図るため、町は、防災体制を整備するとともに、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

Keypoint

- ① 防災関係機関や民間団体との連携体制の事前整備の必要性
- ② 広域的な相互応援体制の整備の必要性
- ③ 大規模災害時における大量かつ迅速な救援ニーズへの対応

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 相互応援協定の締結〔総務課・消防本部〕

地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

現在締結している協定は、県内各市町村間の「災害時等の相互応援に関する協定」や消防組織法第21条の規定に基づき、県下の消防本部において「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

(2) 応援要請体制の整備〔総務課〕

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備〔総務課・関係各課〕

応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動ができるよう、受入窓口や指

揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(4) 県等関係機関に対する職員派遣の要請及びあっせん〔総務課〕

町は、災害時の県等関係機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを作成するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 広域行政の推進〔企画財政課〕

「水戸地方広域市町村圏計画」に基づいて地域の一体的な発展を図るため、水戸地方広域圏、グリーンふるさと圏との連携による広域行政の推進や拡充強化を図る。

(6) 公共団体等との協力体制の確立〔総務課・関係各課〕

町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時における、応急対策活動への積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。(資料2-1~2-4)

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、現有する自治会組織の育成、事業所ひとりひとりに対する防災思想の普及・啓発、かつ、新たな自主防災組織等の結成により充実させる必要がある。また、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるよう防災ボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。

Keypoint

- ① 大規模災害時における大量かつ迅速な救援ニーズへの対応
- ② 地域性を考慮した自主防災組織の編成の必要性
- ③ ボランティアの自主性、自発性の尊重
- ④ ボランティア意識の醸成
- ⑤ 既存のボランティア組織の活用

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 普及啓発活動の実施〔総務課〕

幼年防火クラブ等の組織の充実を図る中で、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

(2) 自主防災組織の編成〔総務課・消防本部〕

- ① 自主防災組織は、地域既存のコミュニティーである町内会や自治会等を活用する。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づ

けて連携を図っていく。

- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。

(3) 自主防災組織の活動内容〔総務課・消防本部〕

〔平常時〕

- ① 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

〔発災時〕

- ① 初期消火の実施
② 情報の収集・伝達の協力
③ 救出・救護の実施及び協力
④ 集団避難の実施
⑤ 避難所運営の協力
⑥ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
⑦ 災害時要援護者の安全確保等

(4) 自主防災組織への活動支援〔総務課〕

町は自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(5) リーダーの養成〔総務課・消防本部〕

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

○ 消防・防災事業（自主防災組織活動育成事業費補助）

2 事業所等防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化〔総務課・健康福祉課・教育委員会・消防本部〕

学校・病院・店舗等多数の人が出入りする施設の施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導することとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織〔総務課・消防本部〕

危険物等施設は、大規模な災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に

被害が生じた場合には消防機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図れるよう指導する。

(3) 一般企業の防災体制〔総務課・消防本部〕

多数の従業員が勤務する事業所では、消防法に基づき消防計画の作成及び自衛の消防組織の設置が義務付けられている。

消防法の規定により自衛の消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛の消防組織の設置が推進されるよう、事業所関係者の理解確保に努める。

また、これらの事業所等について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立を図られるよう、関係者の理解確保に努める。

3 ボランティア組織の育成・連帯

(1) ボランティア受入体制の整備〔健康福祉課〕

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、災害ボランティアセンターを立上げ、災害ボランティアの受入れを城里町社会福祉協議会に設置するとともに、その活動が円滑に行われるよう、機能を整備するものとする。

「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(2) ボランティアの育成〔健康福祉課〕

地域福祉の担い手としてのボランティアの発掘、育成、ボランティアリーダーの養成、地域福祉情報の提供等に努め、ボランティア活動の促進を図る。

(3) ボランティア活動の普及・啓発〔総務課・健康福祉課・教育委員会〕

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

(4) 災害ボランティアの活動拠点等の整備〔総務課・健康福祉課〕

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX等通信機器等の資機材の整備を進める。

(5) ボランティア保険への加入促進〔総務課・健康福祉課〕

町は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

- 高齢者福祉事業
- 身体障害者（児）福祉事業

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となっている。

そのため、平常時より、防災無線及びIP一斉放送（七会地区）の増強等や情報ネットワーク整備等に取り組んでいく等、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

Keypoint

- ① 多様なネットワークの構築の必要性（携帯電話、アマチュア無線、インターネット等）
- ② 情報社会に対応したマルチメディア化の推進

1 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線の増強〔総務課・企画財政課〕

防災行政無線（町役場本庁舎に設置される親局から町内の各地域に設置される子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための無線通信システム）（資料3-2）が、町の全ての地域において良好な聴取が可能となるよう、屋外及び屋内受信機の増強配置を計画的に進める。また、町役場本庁舎を基地局として、避難所となる施設に加え、警察署、消防署、県機関、医師会、社会福祉協議会、トラック協会等の各協力団体相互を結ぶ、町自前の複信方式による無線通信手段としての防災行政無線の増強を検討する。

(2) 災害対策本部員並びに防災対策関係職員への携帯電話等の配備〔総務課〕

災害対策本部員並びに各課の防災対策基幹職員に携帯電話を携帯させ、24時間緊急情報連絡・動員体制の確保に努める。

(3) 情報システムの確立〔総務課・企画財政課〕

コンピューターを中心とした住民情報、地域情報、内部情報システムを結合させた行政情報システムを確立するとともに、情報の総合的活用を推進する。

(4) 情報通信設備の不燃堅ろう化〔総務課・企画財政課〕

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電時に備え次の事項に留意するものとする。

① バックアップ化

通信回線の多ルート化、サーバーの分散化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

災害による停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

- 行政運営のOA化（パソコン導入事業）
- 小学校整備事業（パソコン設置事業）

2 情報ソフト環境等の整備

(1) 非常時における情報対策マニュアルの作成等〔総務課〕

情報が集まらない場合、若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできるスペシャリストの育成を図る。あわせて、システムを機能させるために必要な情報対策マニュアルを作成する。

(2) 災害関連情報等の管理環境の整備〔総務課〕

発災後の避難所間の情報把握や被災者の情報、救援物資や災害関連情報の一元管理を行うための環境の整備を推進する。

(3) 無線従事者の確保〔総務課〕

町職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保に努める。

3 住民・事業所・民間団体等との協力体制づくり

(1) アマチュア無線ボランティアの確保〔健康福祉課〕

町は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(2) 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底〔総務課〕

災害発生直後の電話輻輳を防止するため、住民に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控える」よう、PRに努める。

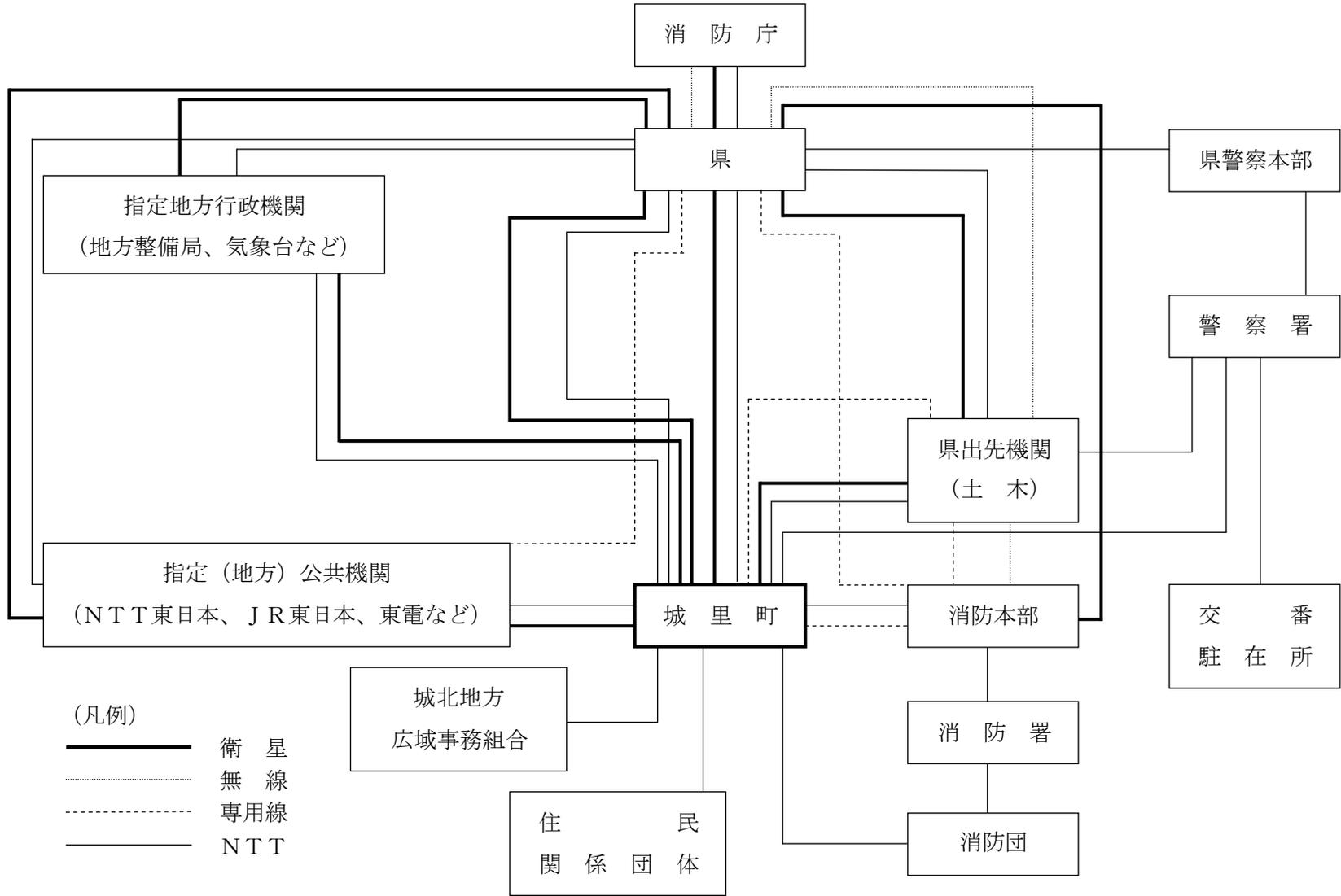
(3) 情報化に対する意識の啓発〔総務課、企画財政課〕

情報化に対する住民の意識を啓発するため、広報活動などを強化するとともに、学校、職場、生涯学習の場を活用し、情報化に対応できる人材の育成を図る。

(4) 高度情報化への対応〔企画財政課〕

緊急無線の充実、FAX、インターネット、携帯電話サービス等の活用方法の研究を進め、災害時（生活）にも役立つ地域情報の提供・交換をめざす。

通信連絡系統図



第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

Keypoint

- ① 計画的な防災まちづくりの推進
- ② 都市計画的な観点からの防災まちづくりの展開
- ③ 防災まちづくりのソフト・ハード対策の効果的な連携
- ④ 民間企業等との協力体制の整備の必要性
- ⑤ 住民主体の防災まちづくりの推進

1 防災まちづくり方針の策定〔総務課・都市建設課〕

災害に強いまちづくり計画の観点からの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これをマスタープラン等の計画へ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るため土地区画整備事業、市街地再開事業等の計画

上記のマスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るため地区計画制度の活用、建物の不燃化耐震化等を総合的に推進する。

2 防災空間の確保

(1) 緑地保全地域の指定〔都市建設課〕

都市緑地法に基づき、緑地保全地域を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、市街地における災害の拡大防止に役立てるものとする。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進〔都市建設課〕

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な整備を推進する。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進〔町民課・都市建設課〕

災害時において、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果、避難路、緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設・拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど災害に

強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災まちづくりとして総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 「緑のマスタープラン」の推進〔都市建設課〕

都市における構成要素の1つとして、緑の保全、創出、育成は、防災まちづくりにおいて、延焼遮断避難場所としての機能を有していることから、計画的な整備の指針として、「緑のマスタープラン」を推進する。

(5) 那珂川緑地整備〔都市建設課〕

那珂川河川敷を緑地として整備し、水辺空間の再生と避難場所としての活用を検討する。

(6) ふれあいの里の整備〔産業振興課〕

森林や河川等の自然を保護しつつ、「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」周辺を整備し、非常時における避難場所としての活用を検討する。

(7) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進〔都市建設課〕

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(8) 消防活動空間確保のための街路整備〔都市建設課〕

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない等、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。このため、消防活動困難区域においては街路事業等により、道路の計画的な整備を推進する。

- 交通安全施設整備事業
- 消防・防災事業（防火水槽施設工事等）
- 町道整備事業

3 防災拠点の整備

(1) 防災活動拠点の整備〔総務課・都市建設課〕

町では、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備の確保に努めるものとする。

4 市街地開発の推進

(1) 市街地開発の推進〔都市建設課〕

木造密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

5 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成〔総務課・町民課・都市建設課・教育委員会〕

夜間、昼間の人口分布及び道路や避難場所としての活動可能な公共施設の整備状況を勘

案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

なお、避難施設の整備に当たっては、耐震性、居住性の確保に留意する。

(2) 避難場所〔総務課・教育委員会・関係各課〕

延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を検討する。

- ① 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。
 - ② 避難場所は、区・自治会単位で検討し、到達距離は1 km以内とする。
- 以上の項目により避難場所としての指定を検討する。

- 小学校整備事業
- 中学校整備事業
- 社会教育・体育施設整備

6 避難路の確保

(1) 避難路の確保〔総務課・町民課・都市建設課〕

避難場所の指定に準じて、次の基準を原則として避難路を選定するものとする。さらに、町職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となるものを排除し、避難路の通行に努めるものとする。

- ① 大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところ。
- ② 避難路はおおむね8 m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ③ 地盤が頑強で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ④ 避難路は、相互に交差しないものとする。

- 町道整備事業

第2 建築物の不燃・堅牢化の推進

本町における住宅の現況は、県都水戸市の後背地という地理的条件から、生産年齢層の転入者が増えており、住宅需要はここ数年増加している。今後もさらに住宅の需要は一層高まるものと予想されることから、宅地開発の規制・指導強化を活用し、災害につよい計画的な公共公益施設の整備や都市基盤の充実した宅地供給を図る必要がある。また、木造住宅密集地は火災による延焼危険性の可能性があることから、不燃化対策を促進するとともに、防災アセスの結果を踏まえ、必要な対策を講じる必要がある。

このため、災害による建物等の構築物の損壊、焼失を軽減するため、不燃・堅牢化を推進していく。特に既存建築物については、応急対策実施上の重要建築物の不燃堅牢性の強化を推進していく。

Keypoint

- ① 既存建築物の推進
- ② 防災上重要な建築物の不燃・堅牢化推進
- ③ 地区特性を生かした総合的な防災まちづくりの推進

1 建築物の不燃・堅牢化の推進

(1) 既存建築物の改修の促進

① 広報活動等〔総務課・都市建設課〕

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の不燃・堅牢化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般住民等の改修等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

② 所有者等への指導等〔都市建設課・関係各課〕

定期報告対象建築物(主に不特定多数の者が利用する建築物)の所有者等を対象とし、不燃・堅牢化のための改修の実施を積極的に促進する。

(2) 建築物の落下物対策の推進〔総務課・都市建設課〕

一般建築物の落下物防止対策としては、災害時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策〔都市建設課・教育委員会・関係各課〕

地震等によるブロック塀(石塀を含む。)の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

① 町は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

② 町は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

③ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

④ 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(4) 建築物の耐火及び不燃化促進〔都市建設課〕

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

- 都市計画事業
- 公営住宅整備業
- 消防・防災事業
- 町道整備事業

2 建築物の液状化被害予防対策の推進

(1) 液状化予防対策〔都市建設課〕

- ① 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第42条)
- ② 小規模建築物(階数が3以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法〔都市建設課〕

地盤に液状化可能性がある地域は、次の対策を指導する。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

※ 地震動並びに液状化危険度予測図

3 防災対策拠点施設の不燃・堅牢化の確保

(1) 防災上重要な施設の管理者による施設の不燃・堅牢化〔健康福祉課・教育委員会〕

町及び病院、学校、幼稚園等不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設管理者は、不燃・堅牢化を確保するため、老朽化している建物については補強工事を推進する。

4 文化財の保護

(1) 文化財の保護〔教育委員会〕

文化財を火災等から保護するため、所有者並びに管理者の協力を得て、防火設備、警報装置、避雷針等の防災措置を図る。町指定文化財一覧は、資料14-1による。

第3 土木施設の整備の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となる使命を担っていることから、公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。各施設ごとに安全性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための諸施策を実施する。

Keypoint

- ① 地区特性を生かした、総合的な防災まちづくりの推進
- ② 大規模災害時における広域的救援ネットワーク確保の重要性
- ③ 災害時要援護者を考慮した道路環境整備の必要性

1 道路施設の整備の推進

(1) 道路施設の安全性の向上〔都市建設課〕

- ① 橋梁部については、落橋防止構造の推進及び、橋脚補強等を実施する。
- ② 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保〔都市建設課〕

- ① 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。緊急輸送道路は、資料6-1参照

- ② 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ③ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

- 交通安全施設整備事業
- 消防・防災事業
- 土地改良事業（農道整備事業、農免道路整備事業）
- 町道整備事業

2 河川、ため池等の整備の推進〔産業振興課〕

町は、受益者の協力のもとにため池（資料5-8）に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、災害時に備えて、緊急点検を要するため池を決定し整備事業化を進める。

- 土地改良事業（ため池整備、排水路整備）

第4 ライフライン施設の災害対応力の強化

電力、電話、水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、各施設ごとに安全性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講ずる。なお、電話・電力・LPガスについては各所管する事業所における災害時マニュアルに基づき、現在の各施設・設備の状況把握等に努めるとともに予防事項についても周知しておく。

Keypoint

- ① 防災アセスメント被害想定結果の対策への反映
- ② 都市機能確保のための事前対策の重要性
- ③ 大規模災害時におけるライフライン施設の果たす役割の重要性

1 電力・電話施設予防措置〔総務課〕

町は、東京電力茨城支店及びN T T東日本茨城支店に対し、電力・電話施設の予防措置に必要な資料、防災アセスメントにおける被害想定の結果等の提供を積極的に行う。

2 LPガス施設等の安全指導

(1) LPガス等高压ガス施設・危険物施設等の防火体制、安全性確保の指導〔消防本部〕

- ① 消防法の規制を受けるLPガス等高压ガス施設・危険物施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。
- ② LPガス等高压ガス施設・危険物施設に対して年間査察計画に基づき立入り検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。
- ③ 火災予防条例に規定される少量危険物・特殊可燃物等の管理及び取扱についても所有者・占有者に対し、同様の措置を講ずるよう指導する。（資料9-4、9-5）

3 上水道施設の予防措置〔水道課〕

水道施設について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 緊急時水道水確保能力の強化

緊急時に水道水を確保できるよう、避難所予定地付近に、緊急貯水槽の整備を図るとともに、給水拠点となる重要施設(資料 8-2)などについては、緊急遮断弁の設置、及び施設の耐震化など、緊急時の水道水確保に備えた施設整備を図る。

(2) 水道施設間の相互バックアップ機能の強化

導・送水管ルート之二系統化や、配水区域のブロック化及び緊急連絡管の整備により、水道施設間相互のバックアップ機能強化を進め、災害時に早期復旧可能な管路整備を図る。

(3) 老朽管の更新、及び耐震強化

老朽化した管路、安全性の劣る管路については、優先的に管路の更新を図り、更新と同時に 給水系統の見直しを図る。

(4) 給水装置及び各戸受水槽設備の耐震強化

水道利用者の理解と協力を求めながら、給水装置や、各戸受水槽設備について、耐震化を図るよう指導する。

特に、避難所や病院等、防災上重要な施設について優先する。

○ 水道事業

4 下水道施設の予防措置

(1) 既存施設の整備〔下水道課〕

県及び町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い性能が保持できるよう配慮する。また、農業集落排水事業の整備を推進する。

(2) 新設施設の安全性の確保〔下水道課〕

町及び県は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において安全化対策を講ずる。

(3) 下水道施設の定期点検〔下水道課〕

下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期点検し、施設の機能状態の把握に努める。

(4) 下水道の整備〔下水道課〕

公共下水道や農業集落排水事業の対象区域外については、コミュニティプラントの整備や合併処理浄化槽の整備を推進し、充実を図る。

○ 公共下水道事業

○ 農業集落排水事業

第5 水害予防対策の推進

本町の総面積の60%を森林が占めており、那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出している。このため、台風や豪雨による山腹の崩壊等災害の危険性が增大する傾向にあり、治山施設の整備が急務となっている。

また、本町の河川は、那珂川、藤井川等や農業用排水路などの水路が網の目のように町内を貫流していることから、豪雨等により河川が氾濫し、家屋が床上浸水、床下浸水が発生することが予想される。

このため、町は国、県及び関係団体と協力し、治山治水対策事業等の予防対策を講じるとともに水戸地方気象台等との連携を密に図る。

Keypoint

- ① 計画的な治山治水対策の推進
- ② 民間企業等との協力体制の整備
- ③ 関係機関との連絡体制の整備
- ④ 山地災害危険地区の把握
- ⑤ 水害危険区域の把握

1 治山整備計画〔産業振興課〕

町内における山地災害危険地区等は、資料5-1～5-7のとおりである。

これらの危険地区を重点に、治山事業計画を策定する。また、これらのうち国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所については県単独事業によりこれを補完し、災害の未然防止を図る。

2 保安林整備計画〔産業振興課〕

森林には、集中豪雨などによる洪水を緩和し、土砂の流出や崩壊を防ぐなどの災害を防止する働きがある。このため、保安林整備計画を策定し、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための特定保安林の指定を県に要請する。

特に、保安林の指定については、重要水源地、山地災害危険地区及び都市近郊に在る良好な森林の保安林指定を促進する。

3 河川改修等の推進

(1) 河川整備事業〔都市建設課〕

国管轄の那珂川や県管轄の藤井川及び緊急度に応じた河川について河川改修や築堤整備が完了するよう整備の推進に努める。

(2) ため池、水路の整備促進〔産業振興課・都市建設課〕

町管理のため池（資料5-8）、水路を順次整備を図る。

○ 土地改良事業（ため池整備、排水路整備）

4 雨水流出抑制施策の推進

(1) 公共土木事業等における雨水流出抑制施策の推進〔産業振興課・都市建設課〕

山林、農地の保全又は治山対策、公共施設敷地を有効利用した調整施設などにより町全

域の保水能力を高める。また、道路及び排水施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透枳、浸透側溝等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。

(2) 中水道の活用〔関係各課〕

雨水の有効利用を推進する観点から公共施設の雑用水等への雨水利用の導入、民間大規模施設等への雨水利用の要請等、中水道の活用を位置づける。

- 下水道事業
- 土地改良事業
- 町道整備事業

5 水防体制の充実・強化

(1) 水防倉庫の整備等〔総務課〕

水防倉庫の設置及び資機材の備蓄、更新、補充及び拡充については、必要資機材の種類、数量、配置等に万全を期す。

(2) 消防団の強化〔総務課〕

各地域における水防行動力を強化する観点から、都市化や高齢化の進展等の状況の変化に対応した、消防団の強化策を検討し、その実現に努める。

- 消防・防災事業

6 住民の自主防衛活動のためのPR活動〔総務課・都市建設課〕

強風・豪雨等による災害に備え、住民一人ひとりが予防対策を講じることができるよう、次のとおり自主防衛活動に関する普及及び啓発活動を行う。

- (1) 那珂川の浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所・避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めるとともに、これらの周知を図るために、ハザードマップの配付等必要な措置を講じる。
- (2) 避難指示、避難勧告、避難準備（災害時要援護者避難）情報等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法について明確なマニュアルを作成する。
- (3) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に対し周知徹底に努めるとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成、訓練を行う。
- (4) 高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図る。

第6 土砂災害防止対策の推進

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

Keypoint

- ① 土砂災害危険箇所の把握及び情報一元化の必要性

- ② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定促進
- ③ 警戒体制の確立の必要性
- ④ 災害時要援護者関連施設に係る情報提供

警戒区域の指定があった場合、町は各警戒区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を住民に周知するものとする。

1 かけ崩れ対策

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化〔総務課・都市建設課〕

町においては、かけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びかけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。

なお、県土木部が調査した結果は資料5-4～5-7のとおりである。

(2) 急傾斜崩壊危険区域の指定の促進〔総務課・都市建設課〕

県は町と協議のうえ危険予想箇所（資料5-2）について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、かけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図ることとなっており、町は指定の促進を図る。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導〔総務課〕

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう強力に指示するものとする。

(4) 警戒避難体制の確立〔総務課〕

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の確立が最も必要である。

町においては、かけ崩れの発生のおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう、その必要な事項を定めるため昭和44年8月20日付消防防第328号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険区域の指定のないものについても警戒避難体制を確立しておくものとする。

また、今後、県及び水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、その運用が開始された場合には、土砂災害警戒情報を町長の避難勧告等発令に当たっての基準・目安にするなど、避難体制の整備を図るものとする。

(5) 地域防災計画の整備〔総務課〕

町においては、かけ崩れ防災対策を適切に実施するため防災に関し必要な事項を地域防災計画に定めておくものとする。

(6) 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等〔健康福祉課〕

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合に

は、その旨通知するとともに、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施を行う。

2 地すべり対策

(1) 危険箇所の実態調査

土木部で調査した結果は資料5-3のとおりである。

(2) 地すべり防止区域の指定の促進〔総務課・都市建設課〕

県においては、危険が切迫しているところを、関係部局と協議のうえ「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請することとなっている。

町は区域の指定促進により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と町土の保全をはかる。

(3) 警戒避難体制の確立〔総務課〕

危険箇所に対する防災措置が不十分である間は、警戒避難体制の確立が、最も必要であると認められるので、町において、危険箇所ごとに警戒避難体制を確立する。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等〔健康福祉課〕

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、その旨通知するとともに、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施を行う。

3 土石流危険渓流対策

(1) 土石流危険渓流の実態調査〔総務課・都市建設課〕

県土木部の実態調査の結果は、資料5-1のとおりであるが、必要に応じて危険渓流を的確に把握していく。

(2) 砂防指定地の指定促進及び砂防工事の推進〔総務課・都市建設課〕

① 砂防法第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定促進を行う。

② 土石流に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を推進する。

(3) 土石流危険渓流及び危険区域の周知〔総務課・都市建設課〕

町は、土石流危険渓流及び危険区域に関する資料を、関係住民へ提供する。

(4) 警戒避難体制の確立〔総務課・都市建設課〕

① 土石流危険渓流及び危険区域における警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難を促すため、次の対策を行う。

ア 関係住民において警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の

設定

- イ 予報、警報及び避難の指示等の伝達・周知
- ウ 適切な避難方法の周知
- エ 適切な避難場所の選定及び周知
- オ その他警戒避難のために必要な事項

- ② 警戒避難基準は、原則として、土石流危険渓流及び危険区域ごとに設定する。
- ③ 次に掲げるような場合には住民が自発的に警戒避難を行うべき旨を定めるよう指導する。

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- イ 渓流の流末が急激に濁りだした場合や、流木がまざりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- エ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ 渓流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

- ④ 今後、県及び水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、その運用が開始された場合には、土砂災害警戒情報を町長の避難勧告等発令に当たっての基準・目安にするなど、避難体制の整備を図る。

- (5) 災害時要援護者関連施設に係る情報提供等〔健康福祉課〕

災害時要援護者関連施設については、当該施設が土砂災害を受けるおそれがある場合には、その旨通知するとともに、県と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知することとする。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの災害時要援護者対策の実施について指導を行う。

第7 農地、農業施設等の対策推進

農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るための予防対策を講じる必要がある。町内には、田・畑等、オープンスペースが多く災害時における緊急の避難スペースとなることから、それらを踏まえた整備を図る。

Keypoint

- ① 災害時の延焼遮断帯としての農用地の保全推進
- ② 災害に強い農地関連施設整備及び、施策推進
- ③ 農協との協力体制の整備
- ④ 農林漁業対策委員会の設置

1 農地対策の推進

- (1) 老朽ため池等整備事業の推進〔産業振興課〕

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（資料5－8）（災害防止用のダムを含む。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びに、これらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修の整備を推進する。

(2) 湛水防除事業の推進〔産業振興課〕

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修の整備を推進する。

(3) 水質障害対策事業の推進〔産業振興課〕

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去並びに防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

(4) 地盤沈下対策事業の推進〔産業振興課〕

地盤の沈下を防止するため、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地を行う。

(5) 土地改良事業等の推進〔産業振興課〕

災害時のオープンスペースの確保等重要な役割を果たす農用地を保全、確保するためや生産性の向上を図るため、土地改良事業等、生産基盤の整備を推進する。

- 土地改良事業
- 農業振興対策事業
- 農業集落排水事業
- 新生産調整推進対策事業

2 農業対策の推進

(1) 農林漁業災害対策委員会の設置〔産業振興課・関係各課〕

災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講ずることを目的として設置する。これにより、気象予報の伝達体制の確立、農業共済加入率の向上、農業制度資金の活用、災害の事後対策の円滑な推進を図る。

(2) 資材の確保〔産業振興課〕

災害の発生に備え、病虫害防除器具の整備、薬剤・飼料等の調達などについて、農協、経済連等関係団体・業者の協力を得て万全を期するよう努める。

(3) 家畜対策〔産業振興課〕

- ① 低湿地畜舎対策は周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- ② 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- ③ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

- 畜産振興対策事業
- 農業対策事業

第8 林野火災防止対策の推進

森林は、多くの生物を育むとともに、木材の生産をはじめとして、町土の保全、水資源の涵養、保健休養の場の提供といった様々な働きをしている。また、管理の行き届かない森林が多く見受けられる状況となっているほか、一方では、ゴルフ場の開発や住宅開発等により、災害の発生しやすい状況となっている。

このため、林野火災の発生を未然に防止するため、住民の林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野パトロール強化、防火施設の整備等、健全な森林を確保するため、立ち入り禁止区域等、法的規制を図る必要がある。

Keypoint

- ① 林野火災における事前の整備体制の整備
- ② パンフレット等による愛護精神の普及、啓発
- ③ 林野パトロール等による、事前の防止対策の推進
- ④ 林野所有者並びに関係機関等との協力体制の整備
- ⑤ 関係職員等の研修指導
- ⑥ 法的規制の遵守

1 林野火災予防思想の普及、啓発〔総務課・産業振興課〕

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域は標識等の設置により住民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

2 森林施業による予防施設の整備

(1) 森林施業による予防施設の整備〔産業振興課〕

地域実情に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。

(2) 林道網の整備〔産業振興課〕

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

(3) 林野パトロールの強化〔総務課・産業振興課〕

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため森林保全巡視員を設置する。特に林野火災の多発時期にはパトロールを強化するとともに指導啓発を併せて行う。

3 消火活動体制の整備・強化

(1) 相互応援協力体制の整備・強化〔総務課・消防本部〕

林野火災に迅速かつ適切に消火活動を行うため、消防本部、消防団、警察署等の防災関

係機関からなる広域的・総合的な消防体制を確立するとともに、近隣市町村において相互に応援、協力が円滑に行われるよう、消防体制の強化を図る。

(2) 予防資機材等の整備〔総務課・産業振興課〕

林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の整備を図る。また、各種事業の工作物と自然水を防火用としての活用整備を図る。

4 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備〔総務課・産業振興課〕

① 林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

② 林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努める。

③ 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

(2) 通信手段の確保〔総務課〕

住民に対する災害情報等を広報するため、防災行政無線の整備を推進するとともに、平常時よりその習熟に努めるものとする。

5 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制〔総務課・産業振興課〕

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制〔総務課・産業振興課〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

6 関係職員等の研修指導

(1) 関係職員等の研修指導〔総務課・産業振興課・消防本部〕

予防対策、消火対策の万全を期するため、森林保全巡視員、森林組合職員等関係者に指導員研修を行う。

(2) 林野所有（管理）者に対する指導〔産業振興課・消防本部〕

県及び町は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

7 林野火災防止のための法的規制〔総務課・産業振興課〕

森林従業者に対し、作業火、焚き火及びたばこ等についての注意を促し、森林内における火入れの規制等について、指導・啓発を行う。

第9 危険物等施設の安全確保

町内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は関係機関、関係団体及び事業者と連携し、被害の軽減を図らなければならない。各事業所の管理者は災害の拡大・防止に努めるとともに、消防法令等、関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。また、保安意識の高揚・取締りの強化、自主防災体制の整備に万全を期すため、災害時における防災マニュアル等を作成する必要がある。

また、町は、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。また、施設全体の安全性能向上の確立を促進する。

Keypoint

- ① 災害時の被害の予測と対策の推進
- ② 危険物等施設の安全性の確保
- ③ 新たな危険物への対応
- ④ 被害の未然防止のための防災マニュアルの必要性

1 危険物施設の予防対策（各災害共通事項）

(1) 情報の収集・連絡体制の整備〔総務課〕

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

(2) 職員の活動体制の整備〔総務課〕

それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(3) 防災関係機関相互の連携体制〔総務課〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ① 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）（資料2-1）
 - ② 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）（資料2-3）
- (4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え〔総務課・健康福祉課〕

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備〔都市建設課〕

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え〔総務課・関係各課〕

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

(7) 避難収容活動体制の整備〔総務課・教育委員会〕

あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施〔総務課〕

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 災害復旧への備え〔総務課〕

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(10) 防災知識の普及、住民の訓練〔総務課〕

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(11) 施設の安全性の確保〔総務課・消防本部〕

危険物施設（資料9-4）の管理所等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

(12) 保安確保の指導〔総務課・消防本部〕

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて、予防査察等の立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(13) 自主防災体制の確立〔総務課・消防本部〕

従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるよう、指導を行う。

2 石油類等危険物施設の予防対策〔総務課・消防本部〕

危険物施設は、消防法等により規制基準が示されており、町は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの防災意識の高揚を図るよう努める。

3 高圧ガス取扱施設の予防対策〔総務課・消防本部〕

町及び水戸市消防本部は、高圧ガス取扱事業所に、以下の予防対策を講じるため、助言及び指導を行う。

- (1) 防災マニュアルの整備
- (2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進
- (3) 事業者間の相互応援体制の検討、整備
- (4) 地震対策用安全器具の普及
- (5) LPガス集中監視システムの普及
- (6) 防災訓練実施の指導

4 毒劇物及び火薬類取扱施設の予防対策〔総務課・消防本部〕

町及び水戸市消防本部は、毒劇物及び火薬類取扱事業所（資料9-5）に対して、保安教育を実施し、意識高揚を図る。

また、点検・通報について、災害時においても速やかに行えるよう防災訓練等の指導を行う。

第3節 被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消火や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、災害発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備していくものとする。

Keypoint

- ① 陸上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築
- ② 地域特性と対策の対応
- ③ 民間企業等との効果的な連携体制の整備
- ④ 災害発生後の情報連絡手段の整備

1 緊急輸送道路の指定・整備〔総務課・都市建設課〕

町は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、県に準じて町指定「緊急輸送道路」（資料6-1）整備を推進するとともに、沿線地域の不燃化・堅牢化を促進し倒壊建築物その他による障害物の発生を最小化するよう努める。

2 ヘリポートの指定・整備〔総務課・都市建設課〕

緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートは、資料6-4のとおりであるが、関係機関と協議の上指定を検討する。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備〔総務課・企画財政課・都市建設課〕

啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体、企業等との協定などを結び、協力を要請する。なお、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

(2) 緊急通行車両等の調達体制の整備〔総務課・企画財政課〕

町の保有車両等のほか、必要に応じて関係団体、企業等と協定を結び、協力を要請し、緊急通行車両等の調達体制の整備に努める（資料6-2）。

(3) 交通安全施設の整備〔総務課〕

町は、交通規制が実効あるものとするため、交通安全施設の整備に努める。

- 交通安全施設整備事業
- 消防・防災事業（軽四輪積載車購入等）

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

現在、城里町は、水戸市消防本部に事務委託しているとともに、町独自では、消防団をはじめ、幼年防火クラブ、自主防災組織（資料9-3）等が機能している。大規模な災害を想定した場合、現有体制のさらなる配備体制の強化が望まれる。

このため、災害による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制、消防資機材の整備等、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自治会組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

Keypoint

- ① 出火要因への対処（出火予防）
- ② 広域応援体制の確立
- ③ 地域ごとの初期消火、救出、応急手当能力の強化
- ④ ヘリコプターの有効活用の検討

1 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進〔総務課〕

町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期する。

(2) 防火管理者の育成、指導〔総務課〕

町は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導するとともに、当該防火管理者に対しては、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務の実施を講習会等を通じて徹底に努めるものとする。

(3) 予防査察の強化指導〔総務課・消防本部〕

町は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導〔総務課・消防本部〕

町は、消防法に規定する危険物施設等（資料9-4、9-5）の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底〔総務課〕

町は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図る。

2 消防・救助力の強化

(1) 大規模災害時想定消防計画の策定〔総務課・消防本部〕

情報量の少ない場合や職員の参集率が少ない場合等、大規模災害時に起こりうる事態を想定して、有効かつ妥当な消防活動を行うための消防計画を策定する。

(2) 消防水利の確保〔総務課・関係各課・消防本部〕

防火水槽の設置及び堅牢化を促進するほか、河川、ため池（資料5-8）利用、プール利用など水利の多様化を図る。

(3) 消防車両・資機材の充実〔総務課・消防本部〕

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

(4) 消防力の強化〔総務課・消防本部〕

消防力の強化を図るため、消防団組織の再編、団員の処遇改善、訓練の充実による団員の資質向上、各種装備の充実等に努める。消防本部との連携を強化し、効率的な組織運営を図る。また、消防事務委託の一元化を進め、町内に消防署所を設置する。（資料9-1、9-2）

(5) 防災ヘリコプター等の効果的な運用〔総務課〕

災害発生後の消防活動需要に適切に対応するため、防災ヘリコプター等の効果的な運用を目的とした調査研究を推進する。

(6) 救助活動体制の強化〔総務課・消防本部〕

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(7) 救助隊員に対する教育訓練の実施〔総務課・消防本部〕

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

- 消防・防災事業（防火水槽新設工事、消火栓用ホース格納箱新設・取替工事、貯水槽看板設置、貯水槽補修工事、軽四輪積載車購入、ホース購入等）
- 土地改良事業（ため池整備）

3 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化〔健康福祉課・消防本部〕

大規模災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防本部と協力し次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- ⑥ 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 傷病者の搬送体制の確立〔健康福祉課・消防本部〕

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関との連携強化を図り、救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策〔健康福祉課・消防本部〕

大規模災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

○ 消防・防災事業（軽四輪積載車購入）

4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上〔総務課・消防本部〕

自治会組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自治会組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

① 救出用資機材の備蓄〔総務課〕

自治会組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄を行う。

② 建設業者等との協定締結〔総務課〕

災害時において迅速な救出用資機材の調達・協力がえられるよう町内の建設業者との協定の締結をする。災害時協力事業所登録制度を活用し、登録促進を図る。

③ 救助訓練〔総務課〕

自治会組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導・助言に当たるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動への備え

住民の健康を支える条件は、公衆衛生の発展や医療技術の進歩などにより、急速に改善されてきている状況であり、今後は関係医療機関との連携・協力を推進し、地域医療サービスのさらなる充実を図っていく必要がある。

このため、災害時において、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、町は、医療機関等と連携し、医療救護活動への備えを図る。

Keypoint

- ① 情報伝達体制の確立
- ② 災害医療専門家の養成
- ③ 災害時におけるライフライン確保の必要性
- ④ 「こころ」の救護体制の必要性

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の安全性の確保〔健康福祉課〕

町は、医療救護の活動上重要な拠点となる病院等医療救護施設（資料7-1）において、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、安全性の確保に努める。

(2) ライフライン設備の代替設備の確保〔健康福祉課〕

① 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について48時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保について促進する。

② 災害用井戸の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の安全性を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を図る必要がある。

(3) 保健センターの整備検討〔健康福祉課〕

住民の健康づくりや災害時に対応した対人保健サービスの拠点である保健センターの整備を検討するとともに、人的体制の強化と施設の整備充実を図る。

2 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保〔健康福祉課〕

水戸保健医療圏における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他隣接市町との後方支援医療機関のネットワークの確立を促進する。

3 救急医薬品・医療資器材等の備蓄

(1) 災害対策用備蓄医薬品（救急箱）の配備〔総務課・健康福祉課〕

各地区防災拠点に設置される防災倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備に当たっては、内容品等について、医師会等の協力を得て医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

(2) 茨城県薬剤師会・町内薬局等との協力体制確保〔健康福祉課〕

非常時における、救急医薬品・医療資器材等の調達を適切に行うため、（社）茨城県薬剤師会・町内薬局等（資料7-3）との協力体制を確保する。

4 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成〔総務課・健康福祉課〕

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合について、適切に対応が行われる必要がある。

そのため、町は病院に対し、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対

応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアル作成を促進する。

(2) 防災訓練の実施〔総務課・健康福祉課・消防本部〕

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、町及び消防本部の助言・指導を受けて、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

また、地域の防災関係機関や地域住民との共同の防災訓練を検討する。

(3) トリアージ技術等の教育研修〔総務課・健康福祉課・消防本部〕

町は県が行う災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修等に協力する。

5 「こころ」の救急医療体制の確保〔健康福祉課〕

県（保健所、精神保健福祉センター）、町内関係医療機関と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。また、保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立を図る。

第4 被災者支援のための備え

1 避難所

大規模災害時には避難所生活が余儀なくされ、次いで仮設住宅での生活が必要となるため、町は空き住宅や町営住宅の空き状況を事前に把握するとともに、住宅マスタープラン等の作成を推進する。

町内には避難所として学校、公民館、コミュニティセンター等が指定されている。今後は施設整備の充実と改善を図るとともに避難所機能としての備蓄物等（食糧、資機材等）について整備を図り、災害に備えた、教職員並びにPTA等のマニュアル作成を図る。

2 ごみ、し尿処理

ごみ処理は、城北地方広域事務組合が広域的に対応し、可燃物、不燃物などの分別収集によって行われている。可燃物については焼却処理しており、不燃物については再資源化を推進し処理をしているが、現有施設の適正な維持管理と計画的な整備を図る必要がある。また、し尿処理については、七会地区にし尿処理施設が建設整備され、広域的なし尿の適正処理の体制が整備されている状況である。

3 生活物資の供給

住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

Keypoint

- ① 各関係機関との協力体制の整備
- ② 最大規模の被害を想定した備蓄の必要性
- ③ ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保
- ④ リスクの分散及び発災時の迅速な対応のための備蓄の必要性
- ⑤ ごみ・がれき・し尿の処理体制の整備の推進
- ⑥ 災害時要援護者に配慮した備蓄・調達必要性

1 住宅供給・補修対策等の環境整備

- (1) 大規模災害時想定住宅供給等促進プランの検討〔総務課・都市建設課〕
大規模災害時に想定される、住宅必要量に基づき、「非常時住宅供給等促進プラン」を検討する。
- (2) オープンスペース台帳の作成〔総務課・企画財政課・都市建設課〕
町内の公園、公有地、その他民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」を作成し、そのデータベース化を図る。これをもとに、大規模災害時における迅速な住宅供給に資する。
- (3) 住宅マスタープランの策定〔総務課・都市建設課〕
住宅マスタープランの策定に当たっては、災害に強い住宅づくりや災害時を想定した住宅供給等促進計画を加味したものとなるよう検討する。
- (4) 関係団体・事業者等との応援協力締結〔総務課・都市建設課〕
大規模災害発生後に想定される、大量の住宅補修・住宅解体事案に迅速かつ効果的に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力協定を締結し、広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等について、協議・検討し必要な体制を確立する。
- (5) 近隣市町村との連携の強化〔総務課・都市建設課〕
近隣市町村との相互応援・協定の一環として、住宅用建設・補修用建材並びに建設技術者のあっせんに関して官民それぞれのルートにおける協力の可能性について検討する。

○ 公営住宅整備事業

2 避難所の整備

- (1) 避難所の指定〔総務課・教育委員会〕
避難所に避難した被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対するの収容保護を目的として避難所（資料4-1）を指定する。また、県のゴルフ場との災害時支援協力に基づき、ゴルフ場施設（クラブハウス、駐車場等）の提供を要請する。
避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、コミュニティセンター等の公共建築物とする。
- (2) 避難所の安全性確保〔総務課・教育委員会〕
平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強に努める。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備〔総務課・町民課・教育委員会〕

避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- ① 食糧、飲料水
- ② 生活必需品
- ③ ラジオ
- ④ 通信機材
- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- ⑨ 救護所及び医療資機材
- ⑩ 物資の集積所
- ⑪ 仮設の小屋又はテント
- ⑫ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など災害時要援護者への配慮を積極的に行っていく。

- 消防・防災事業
- 公民館活動事業（地区公民館運営・補修費補助）

3 食糧、生活必需品の供給体制の整備

(1) 食糧の備蓄並びに調達体制整備〔総務課・健康福祉課〕

想定される被災人口のおおむね3日分を目標として食糧、生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設及び町役場等を備蓄場所として整備に努める。

また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀・乾パン等の買い受けが円滑に行えるよう、地方総合事務所、茨城農政事務所及び支所等の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておく。さらに、避難所生活において必要となる食糧、生活必需品について、災害時協力事業所登録制度を導入し、生活協同組合、農業協同組合、生産者、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める。物資の備蓄状況については、資料12-1を参照。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者へも配慮することが必要である。

(2) 事業所、住民等の備蓄のPR活動〔総務課〕

町は、事業所及び住民に対し、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね食糧においては、3日分に相当する量を目標とし、その他生活必需品等を備えることを広報誌やパンフレット等により周知を図る。

- 消防・防災事業

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 初期応急飲料水の確保〔水道課〕

① 初期応急飲料水の確保

初期応急飲料水の確保は、避難予定地付近に整備した緊急貯水槽、給水拠点となる重要施設(資料8-2)の配水池に確保する。

② 各家庭への給水

避難所予定地には緊急貯水槽より、給水拠点となる重要施設(資料8-2)の配水池からは、給水車により町内各所で給水を図る。

(2) 給水用資機材の配備 (水道課)

町が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水用資器材(資料8-1)の整備充実を図る。

(3) 緊急時協力体制の整備 (総務課・水道課)

城里町指定水道工事事業者(資料8-3)、及び輸送業者と、災害時における協力要請に関わる協定を締結し、迅速かつ的確な災害時給水活動を図る。

また、住民及び自主防災組織に対して、日頃より貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう育成する。

5 ごみ・がれき処理体制の整備

(1) 大規模災害時想定ごみ処理・処分計画の作成〔町民課・城北地方広域事務組合〕

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。そのため、「災害廃棄物処理計画」を作成し非常時に備えるものとする。

(2) 施設の整備充実〔町民課・城北地方広域事務組合〕

災害時に備えて、ごみ処理施設(資料8-6、8-7)の、さらなる整備充実を促進させる。また、埋め立て地の確保に努めるとともに、最終処分地を広域的に検討する。

産業廃棄物については県と連携しながら適正な処理を検討する。

(3) 近隣市町との相互応援協力体制の整備〔町民課・城北地方広域事務組合〕

平常時を上回る大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町との相互応援協定を締結し非常時における実施手順等について、具体的な検討を行う。

(4) 民間業者等との協力協定の締結〔町民課〕

平常時を上回る大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理施設への受入れについて応援が得られるよう、協力協定を締結し必要な体制を確立する。

(5) 環境センターの不燃堅牢構造化推進〔町民課・城北地方広域事務組合〕

大規模災害に備え、環境センター等の建物診断調査を実施し、診断の結果に基づき、補強、改築等必要な整備を計画的に行う。

(6) 有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前PR〔総務課・町民課〕

大規模災害時には、平常時をかなり上回る大量のごみを収集・処理しなければならないため、平常時にも増してごみの分別・排出抑制により町の作業量を減らすよう、住民・事

業所等の協力が重要となる。特に、有毒・危険ごみの発生時点分別が極めて重要である。

そのため、「広報しろさと」や住民向け防災マニュアルの作成その他様々な機会を通じて、以上の点を強く訴えるなど事前PRを徹底する。

○ 環境衛生事業

6 し尿処理体制の整備

(1) 大規模災害時想定し尿処理・処分計画の作成〔町民課・下水道課・城北地方広域事務組合〕

大規模災害時においては、多くの住民が住宅を失い避難所に避難する。そのため、避難所を中心として、大量の「し尿発生量」が想定される。

そのため、町はそうした非常時において、適切かつ迅速に処理するための「し尿処理計画」を作成する。

(2) 近隣市町との相互応援協力体制の整備〔町民課・城北地方広域事務組合〕

平常時を上回る大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町との相互応援協定を締結し非常時における実施手順等について、具体的な検討を行う。

(3) 民間業者等との協力協定の締結〔町民課・城北地方広域事務組合〕

平常時を上回る大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間し尿収集・処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員、資機材等の確保並びに民間処理施設への受入れについて応援が得られるよう、協力協定を締結し必要な体制を確立する。

(4) 衛生センターの不燃堅牢構造化推進〔町民課・城北地方広域事務組合〕

大規模災害に備え、衛生センター等（資料8-8）の建物診断調査を実施し、診断の結果に基づき、補強、改築等必要な整備を計画的に行う。

(5) バキュームカー、仮設・携帯用便器等し尿の暫定処理のための資機材の確保体制の確立〔町民課〕

県・他市町・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設トイレ・携帯用便器等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立に努める。

なお、高齢者・障害者等への配慮を行う。

(6) 避難所予定施設における「トイレ用水」等の確保〔町民課・各施設所管部〕

各小・中・高等学校等避難所予定施設管理者と連携し、河川水の利用や雨水貯水槽や防災用井戸等の設置により、水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保に努める。

また、汲み置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備を行う。

(7) 公共施設・公園等における仮設トイレ類利用の検討〔町民課・都市建設課・各施設所管課〕

公共施設のし尿貯留槽や公園の有効利用について、各施設所管課の協力を得て、検討し大規模災害時における処理計画の基礎資料を作成する。

また、今後建設される公共施設・公園等の設計に災害時の多目的利用を想定した配慮が反映されるよう努める。

(8) 住民向け防災ハンドブックの作成〔総務課〕

住民向け防災ハンドブックを作成し、携帯用便器等の各戸備蓄について、事前PRを徹底する。

○ 環境衛生事業

7 教育対策の環境整備

(1) 大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアルの策定〔教育委員会〕

大規模災害発生の場合を想定し、「大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアル」を策定する。

(基本事項)

- ① 教職員の連絡網の作成
- ② 教職員の待機及び出動
- ③ 学校の避難所開設及び運営
- ④ 避難と学校運営
- ⑤ 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握

(2) 大規模災害時における応急教育対策用カリキュラムの作成〔教育委員会〕

大規模災害時を想定し、「大規模災害時における応急教育対策用カリキュラム」を作成する。

(基本事項)

- ① 児童生徒の在宅時における指導
 - ア 児童生徒の緊急連絡網の作成と連携
 - イ 家庭における避難の仕方
 - ウ 家庭における安全な生活の仕方
 - エ 児童生徒の被害状況の把握の仕方
 - オ その他困難な場面に対応するための技能の習得
- ② 児童生徒の学校生活時における指導
 - ア 災害に関する自然科学的、社会科学的知識の習得
 - イ 自分自身や自分を取りまく世界に対する信頼感の回復
 - ウ 災害時の困難な場面に対応するための留意事項の徹底

—例えば—

 - ・ 安全な登下校の仕方
 - ・ 保護者と学校との連携、家庭・勤務先との連絡網
 - ・ 避難所での児童生徒の学校生活の仕方
 - ・ 避難所での児童生徒の家庭生活の仕方
 - ・ 災害に対する児童生徒の避難の仕方
 - ・ 被害状況の把握の仕方
- ③ 幼児の在宅時及び園生活時における指導

(3) 町並びにPTA等関係者との協力計画の策定〔教育委員会〕

町は以下の点を中心として、「町並びにPTA等関係者との協力計画」を作成する。

(基本事項)

- ① 初動マニュアルに従った協力体制の確立
 - ア 学校の対策本部の設置
 - イ 町対策本部と学校の対策本部との連携
 - ウ 学校とPTA及び地域との連携
 - エ 被災者への援助、協力体制
- ② 避難所の開設・運営

(4) 被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等〔教育委員会〕

町は以下の点を中心に、被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等を行う。

(基本事項)

- ① 被災者に対するこころのケア対策
- ② 児童・生徒の教育的ケア等の研究
 - ア カウンセリングマインド
 - イ 家庭及び地域、関係団体との連携
 - ウ 学校教育全体及び道徳、特別活動（安全指導等）1年間カリキュラムに関連づけること

第5 災害時要援護者安全確保のための備え

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、心身障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。本町においては65歳以上の人口は総人口の26%を占めていることから、犠牲者が多くなることが想定される。

このため、町及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から災害時要援護者を守るため、安全対策の充実を図る必要がある。また、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

外国人については、災害時には言葉の問題等があり、混乱の要素ともなるため、平常時より、英語等を意識した整備についても検討する。

Keypoint

- ① 災害時要援護者の状況把握
- ② 災害時要援護者安全確保の優先
- ③ 夜間、休日等の対応
- ④ 町と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備
- ⑤ 福祉のまちづくりの重要性

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備〔総務課・健康福祉課〕

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、町の指導・助言を受けて応急対策計画を作成し、施設入所者等の安全確保を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について名簿を作成し、整理・保管するよう努める。

(2) 緊急応援連絡体制の整備〔健康福祉課〕

施設相互間の応援協定の締結、施設と自主防災組織、ボランティア組織等の連携の確保について、必要な援助を行うとともに、非常用通報装置等の通信手段等の整備を図る。

(3) 社会福祉施設等の安全性の確保〔健康福祉課〕

災害時要援護者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設（資料7-4）について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に診断を行い必要に応じ補強工事を行う。

(4) 防災資機材整備及び食糧等の備蓄〔総務課・健康福祉課〕

町は、災害時要援護者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材の整備や食糧等の備蓄を促進し、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施〔総務課・健康福祉課〕

施設等管理者等は、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自治会組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

- 消防・防災事業
- 高齢者福祉事業
- 身体障害者（児）福祉事業

2 在宅災害時要援護者の救護体制の確保

(1) 災害時要援護者の状況把握〔総務課・健康福祉課〕

在宅サービス、民生委員活動及び見守り活動等の実施により、把握した災害時要援護者に係る情報（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）について名簿を作成し、整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、災害時要援護者に係る情報の共有化に努める。

(2) 緊急通報システムの整備〔健康福祉課〕

災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付に努めるなど、緊急通報システムの整備を図ることを検討する。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備〔健康福祉課〕

民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自治会組織）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援計画の策定をするとともに、避難支援体制の整備に努める。

(4) 福祉のネットワークづくりの推進〔健康福祉課〕

社会福祉協議会を中心に行政・関係団体が一体となってボランティアの育成を図り、地域における福祉基盤の整備とネットワークづくりを推進する中で地域ケアシステム推進事業の充実を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施〔総務課・健康福祉課〕

近隣住民（自治会組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定など、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

- 消防・防災事業
- 高齢者福祉事業
- 身体障害者（児）福祉事業

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握〔総務課・町民課〕

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施〔総務課・町民課〕

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発〔総務課・町民課〕

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① 外国人にやさしいまちづくりの促進〔総務課・町民課〕

避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザイン統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

② 外国人への行政情報の提供〔総務課・町民課〕

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語

による情報提供について検討する。

③ 語学ボランティアの確保・登録・養成〔健康福祉課〕

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

4 災害時要援護者専用避難所の確保

(1) 災害時要援護者専用避難所の指定等〔総務課・健康福祉課・教育委員会〕

町施設のうち、幼稚園・保育所・公民館その他集会施設等で小・中学校等の施設に比べ居住性能のよい施設については、災害時要援護者優先避難所として指定・確保する。併せて、住民・自治会組織に対して、その趣旨の徹底と、非常時における安全避難への協力確保を図るためのPRに努める。

(2) 災害時要援護者専用避難所の確保〔総務課・健康福祉課〕

県をはじめ関係機関と連携し、災害時要援護者のための専用避難所として、町内外の福祉施設、保健施設、病院を確保するよう、必要な体制の整備を図る。

また、民間宿泊施設と協定を結び、必要によってはホテルや旅館等を災害時要援護者専用避難所として確保できるよう、体制を整える。

- 消防・防災事業
- 高齢者福祉事業
- 身体障害者（児）福祉事業

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日ごろから防災に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町及び県、防災関係機関の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけるよう防災教育活動を推進するものとする。

Keypoint

- ① 体験重視型の教育の必要性
- ② 幅広い教育（学校教育、社会教育等）

1 一般住民向けの防災教育

(1) 普及すべき防災知識の内容

- ① 風水害時の危険性
- ② 家庭での予防・安全対策
- ③ 注意報・警報実施時にとるべき行動
- ④ 避難場所及び避難路の位置、避難時や避難場所での行動
- ⑤ 避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難指示及び避難勧告の内容と早期避難の重要性
- ⑥ 自主防災組織等の地域での防災活動
- ⑦ 災害時要援護者への支援協力
- ⑧ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 防災教育の拠点整備の推進〔総務課〕

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地コミュニティセンター城里に防災教育の機能を有する設備の整備を検討する。

(3) 防災ハンドブック、パンフレットの配布〔総務課〕

防災ハンドブック、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(4) 講習会等の開催〔総務課〕

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(5) 指導者の育成・確保〔総務課〕

青少年の自主的、自発的活動を促進するため、研修の充実等を通じて、青少年リーダーの育成と確保を図る。

(6) その他メディアの活用検討〔総務課・関係各課〕

- ① テレビ・ラジオ局の番組の活用

- ② ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ③ インターネットの活用
- ④ 防災指導車等の教育設備の貸出

- 消防・防災事業
- 小学校整備事業（パソコン設置事業）
- 行政運営OA化（パソコンの導入）

2 児童生徒等に対する防災教育

- (1) 児童生徒等に対する防災教育〔総務課・教育委員会・消防本部・関係各課〕

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

- (2) 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育

- (1) 応急対策活動の習熟〔関係各課〕

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場での活動を示した応急対策計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

- (2) 研修会及び講演会の開催〔総務課〕

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

- (3) 定期点検の実施〔総務課・関係各課〕

町の防災体制、職員の防災活動体制等に関する点検を行う。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のために、日常からの訓練が重要であり、町における防災訓練等の状況は以下のとおりである。このことから、町をはじめ、関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的・継続的に実施する。また、各種行事とあわせもった訓練の充実に努める必要がある。

防災訓練の状況

訓練名	実施機関	実施回数	備 考
水防訓練	城里町 城里町消防団 関係機関	年1回	樋管等操作訓練、水位測定及び伝達訓練 水防工法訓練、通信連絡訓練、操舟訓練 広報訓練
消防訓練	城里町消防団 関係機関	随時	一般火災・油火災、総合訓練
避難訓練	城里町 事業所 関係機関	年1回	火災・地震等の避難、事業所・学校での自主訓練
救助	城里町消防団 保育園・幼稚園・小学校・中学校・教育委員会	随時	
非常招集訓練	城里町	年1回	職員の配備、情報の伝達・訓練
総合訓練	城里町 城里町消防団 関係機関	年1回	関係機関合同により、各種目別訓練を総合的に実施する。

Keypoint

- ① 実践的な訓練の実施
- ② 図上訓練による対策検証
- ③ 地域の実状に即した訓練の実施
- ④ 訓練結果による事後の検討

1 総合防災訓練〔総務課・消防本部・関係各課〕

町は県及び防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者も含めた一般住民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

なお、城里町消防団については、資料9-1、9-2、自主防災組織一覧は資料9-3を参照。

- 訓練種目
- ① 災害対策本部設置、運営
 - ② 交通規制及び交通整理
 - ③ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
 - ④ 救出・救助、教護・応急医療
 - ⑤ ライフライン復旧
 - ⑥ 各種火災消火

- ⑦ 道路復旧、障害物排除
- ⑧ 緊急物資輸送
- ⑨ 無線による被害情報収集伝達

2 町及び防災関係機関等が実施する訓練

町及び防災関係機関等は、次の内容について、DIG（図上訓練）又は現地における訓練を、計画的、継続的に実施するものとする。

(1) 水防訓練の実施〔総務課〕

水防訓練の実施は、おおむね年1回とし、洪水が予想される時期前の訓練効果のある時期を選定する。訓練内容の項目は、以下に示すとおりである。

- ① 観測訓練（水位、雨量等）
- ② 通報訓練（電話、無線伝達）
- ③ 動員訓練（消防団の動員、地域住民の応援）
- ④ 輸送訓練（資材、機材、人員）
- ⑤ 工法訓練（各種水防工法）
- ⑥ 樋門等操縦作業訓練
- ⑦ 避難及び立ち退き訓練

(2) 消防訓練の実施〔総務課〕

消防機関の出動、避難誘導、救出救助、通信連絡等を折り込んだ訓練を適宜実施する。特に、火災危険区域、建築物火災防御等、大火災を想定して実施する。

(3) 避難訓練の実施

① 町による避難訓練〔総務課・消防本部・関係各課〕

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自治組織及び住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

② 各課ごとの個別訓練の実施〔関係各課〕

各対策項目に習熟し、その実施手順の点検・整備を行うため、各担当課は個別訓練を実施する。

(4) 非常参集訓練の実施〔総務課〕

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(5) 通信訓練の実施〔総務課〕

大規模な災害を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 事業所、自治会組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練〔総務課・関係各課・消防団・消防本部〕

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、町、消防本部及び自治会組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自治会組織における訓練〔総務課・消防本部〕

各自治会組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。また、自治会組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自治会組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般住民の訓練の実施〔総務課〕

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

第2編 風水害対策計画編

◆第2章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

総括班

第1 職員参集・動員

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は災害の規模及び災害の状況等により、次のとおり定める。

動員配備体制の基準及び内容

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	●大雨、洪水注意報のいずれかが県央地域に発表されたとき。	●総務課長、総務課長補佐、防災担当職員、人事グループ係長及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	
警戒体制 (事前配備)	第1 ●大雨、洪水、暴風警報のいずれかが県央地域に発表されたとき。	●総務課長、総務課長補佐、防災担当職員、人事グループ係長	●必要に応じて災害警戒本部を設置
	第2 ●事前配備1の体制を取った場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又はその他の状況により総務課長が必要と認めたとき。	●本庁の災害対策本部員の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制	
非常体制	第1 ●大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	●災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/4程度)	●災害警戒本部又は災害対策本部を設置
	第2 ●局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	●人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/2程度)	
	第3 ●町内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	●大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (全職員)	

- ※ 配備該当基準のいずれか1つに該当する場合、適用される。
- ※ 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制による参集を行う。

2 職員の動員・参集

(1) 職員の動員配備体制

① 警戒体制

気象情報及び被害情報等に基づく報告を基に、総務課長が職員の動員配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

② 非常体制

気象情報及び被害情報等に基づく報告を基に、総務課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

ただし、緊急を要し、総務課長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長補佐が代行する。また、町長が不在かつ連絡不能な場合は、副町長が代行する。

③ 決定者

上記の①及び②の決定者は次のとおりとする。

	決定者	第1代決者	第2代決者
警戒体制	総務課長	総務課長補佐	総務課消防防災係長
非常体制	町長	副町長	総務課長

④ 警戒本部

大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施を警戒本部の設置により行う。

警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

⑤ 大規模災害時の夜間・休日の体制

ア 総務課長は、大規模な災害の発生、又は災害情報を収受した場合は、あらかじめ定めた連絡系統により初動応急活動を行う。

イ 総務課長不在かつ連絡不能の場合は、総務課長補佐が諸処置をとる。

(2) 職員の動員

① 動員の手続き

職員の動員の手続きは、人事グループ係長が行う。

各班の長となる職員は、あらかじめ各班内の活動要領を定めるとともに、班所属の職員に対して周知徹底させておく。また、勤務時間外にも必要な指示の連絡を行えるよう職員の住所・連絡方法について周知徹底させておく。

なお、緊急を要する場合で電話不通時には、町防災行政無線やIP一斉放送により緊急出動報を発令する。また、NHK水戸放送局等の放送機関への緊急放送要請は県を通じて行う。

② 動員の伝達手段

ア 勤務時間中における動員の伝達

(ア) 庁内の放送施設及び電話による伝達

総務課人事グループ係長は庁内放送及び電話により本庁舎・支所・分庁舎の職員に対し、動員の伝達をする。

(イ) 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、総務課長は連絡員により各課を通じて各部の長となる職員に動員の伝達をする。また、各グループ係長は各職員に伝達する。

イ 勤務時間外における動員の伝達

(ア) 一般加入電話等による伝達

総務課長は、非常連絡体制により一般加入電話やその他連絡手段を用いて動員の伝達をする。

なお、職員についてはそれぞれの各課・局・室の長が伝達するものとする。

(イ) ラジオ・テレビによる伝達

総務課長は、加入電話が使用不能の場合は町防災行政無線やI P一斉放送により動員の伝達をするとともに、県を通じて「災害時における放送統制に関する協定」に基づき、NHK水戸放送局及び茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達する。

このような場合、職員は災害発生後、又は発生するおそれがあるときは速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努めるものとする。

③ 動員人員

非常体制時の各部の動員の目安は「災害時の動員配備体制の基準及び内容」に示すとおりである。

④ 動員状況の報告

各班は、職員の動員状況を速やかに把握し所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長を通じて、人事班長に報告する。報告の時期については、災害発生後1時間以内に第一報、以降本部長が特に指示した場合を除き必要に応じて報告する。人事班長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総括班長を通じて、本部長に報告する。

⑤ 各課の配備・動員計画

ア 各班の長となる課長及び各グループ係長は、所管の部の非常体制動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

イ 各課の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

(ア) 勤務時間外動員職員名簿

(イ) 非常配備体制別配備人員名簿

(ウ) 職員参集(予定・報告)表

(エ) 職員動員伝達系統表(各課で使用のもの)

ウ 各部の長となる各課・局・室の長は、作成若しくは修正した計画を随時総務課長に報告する。

なお、総務課長は、各課・局・室の長から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し非常時の動員連絡に万全を期する。

(3) 自主参集

災害が発生し、その災害が「災害時の動員配備体制の基準及び内容」に定める事項に該当することを知った場合、又は該当することが予想されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に登庁若しくは指定された町施設に参集する。

(4) 非常時の措置

① 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄り施設の責任者へ連絡する。

② 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は支給されている災害時用の作業服、ヘルメット、長靴を着用し、庁舎に泊まり込むことも想定した用具及び身分証明書、食糧(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。

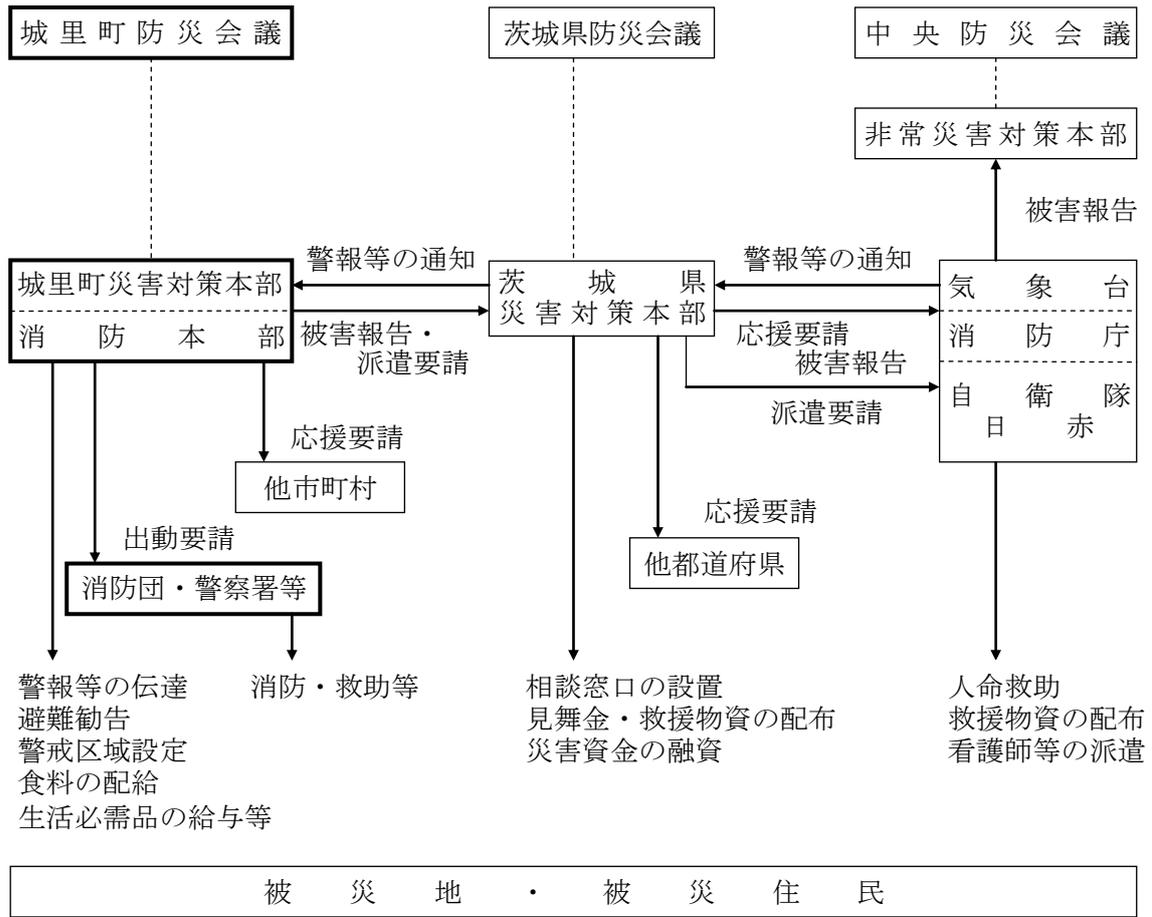
なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とし、車は利用しないものとする。

③ 参集途中においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第2 災害対策本部

1 総合防災体制

総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整を図り、総合的、効果的応急対策の実施を推進するものとする。



2 設置基準

町は次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (1) 城里町を含む地域で台風、集中豪雨、洪水、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき。
- (2) その他町長が本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき。例えば以下の様な場合
 - ア 役場その他の公共機関等に大きな被害が報告されたとき。
 - イ 町域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき。

3 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として町役場内とする。ただし、役場内に設置することが不可能な場合は、以下の順位にしたがい設置する。

順位	設置場所名称	所在地
第1位	コミュニティーセンター城里	石塚 1428-1
第2位	常北保健福祉センター	石塚 1428-1
第3位	常北公民館	石塚 477

4 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は町長が行う。町長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を必要とすると認めたときは本部を設置する。ただし、町長が不在かつ連絡が不可能な場合は、副町長又は総務課長が設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに町長の承認を得る。また、総務課長並びにその他の各課長は、本部設置の必要があると判断したときは、以下のとおり行う。

- ① 本部組織に基づく本部員に当てられている者は、(以下「課長等」という。)本部を設置する必要があると認めたとき、総務課長を通じ町長に本部の設置を要請する。
- ② 非常事態にあつて前記の手続きを行う時間のないときは、総務課長又は各課長等は直ちに本部設置を町長に要請する。

(2) 廃止の決定

本部長(以下「町長」という。)は、町内において災害が発生する危険が解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

5 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務課長は直ちに以下のとおり電話その他適切な方法により通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
町役場庁舎内各班	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
各部出先機関 ・協力団体	各主管課 担当課長	ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法
消防団長	総務課長	ファクシミリ・電話・口頭・無線その他迅速な方法
住民	総務課広報公聴 グループ係長	防災行政無線・IP一斉放送・広報車・報道機関・口頭その他迅速な方法
県知事 笠間警察署長 その他町防災会議委員 近隣市町村長	総務課長	県防災行政用無線・ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法
報道機関	総務課広報公聴 グループ係長	ファクシミリ・電話・口頭又は文書

(2) その他

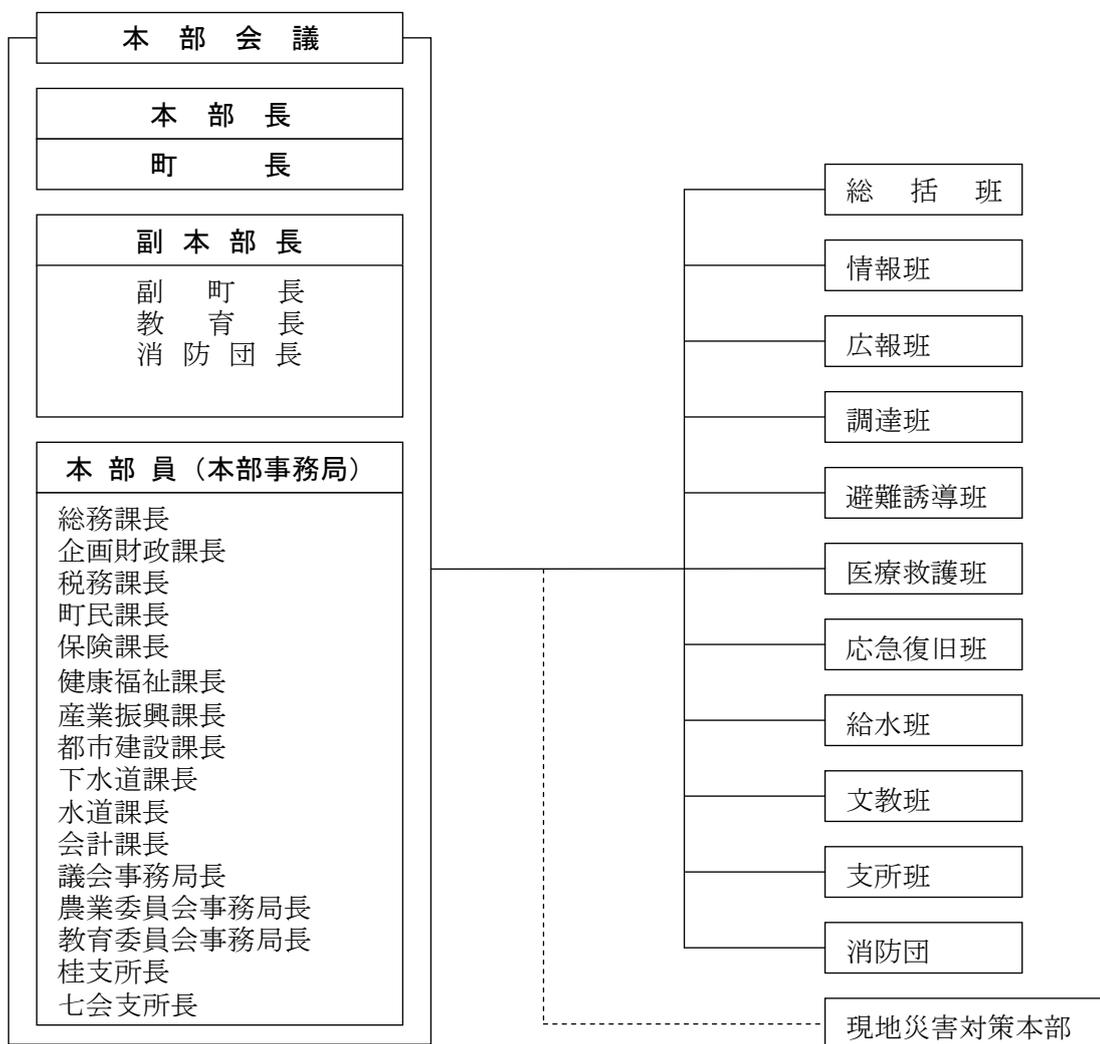
本部が設置されたときは、町庁舎入口（町庁舎被災の場合は本部を設置した建物の見やすい場所）に「城里町災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部長室、本部員会議室、同事務局、避難所等の設置場所一覧を明示するなどして住民等の問い合わせに便宜を図る。防災会議に関する条例等については、資料1-1、1-2参照。

6 組織・運営等

本部の組織・運営は、町災害対策本部条例及び同施行規則（資料1-3、1-4）の定めるところに基づき次のとおり行う。

(1) 組織

■城里町災害対策本部組織図



■城里町災害対策本部組織・事務分掌

組 織 名 (担当部署)	事 務 分 掌
本 部 員 (本部事務局) 総括班 (総務課) (議会事務局)	1 本部の設置及び開設に関すること 2 各部職員の動員に関すること 3 本部会議の運営に関すること 4 気象予報・警報の収集伝達に関すること 5 消防団の出動に関すること 6 被害状況の総括取りまとめに関すること 7 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 8 県災対本部への報告に関すること 9 県、市町村及び防災関係機関に対する協力・応援要請事務に関すること 10 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 自衛隊の災害派遣要請に関すること 13 本部の活動記録に関すること 14 災害見舞い及び視察者の応接に関すること 15 災害対策要員のローテーション計画の作成 16 救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること 17 議会との連絡調整に関すること
情報班 (総務課)	1 災害情報の現地収集 (パトロール班の編成) 2 各班からの情報収集、各班への情報伝達 3 交通機関の被害情報の収集 4 交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること 5 ライフライン被害情報の収集 6 ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること
広報班 (総務課)	1 住民、来訪者への避難勧告及び指示の伝達 2 住民への防災情報の広報に関すること 3 避難収容者に対する生活情報の広報に関すること 4 防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること 5 災害の撮影記録に関すること 6 報道機関に対する発表 7 報道機関との連絡調整・情報交換・要請 8 警察との広報調整 9 関係防災機関の広報内容の把握 10 庁内関係者への防災情報の広報 11 情報誌の作成、配布 12 その他、部内各班への応援に関すること

<p>調達班 (企画財政課) (会計課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎、庁用車の管理、調達及び配車に関すること 2 救出用資機材の調達 3 応急対策活動用資機材の調達 4 町有建物の応急修理に関すること 5 災害対策に必要な現金及び物資の出納
<p>避難誘導班 (町民課) (税務課) (保険課) (健康福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理・運営に関すること 2 被災者の避難所への誘導、収容 3 独居高齢者、高齢者・障害者世帯の救護に関すること 4 避難者の確認と拠点避難所への報告 5 避難者について防災避難所から「情報班」へ報告 6 食糧及び生活必需品の調達並びに管理、輸送及び配給に関すること 7 埋葬（火葬）に関すること 8 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護資金の貸付けに関すること 9 被災証明書・被災証明書の交付に関すること 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
<p>医療救護班 (健康福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置に関すること 2 医師会、医療機関との連絡調整・応援要請 3 水戸保健所との連絡調整 4 救急医療機関との連絡調整に関すること 5 負傷者等の搬送支援 6 防疫に関すること 7 医薬品等の調達 8 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること 9 ボランティアの窓口業務及び連絡調整 10 災害救助に関する他部との連絡調整に関すること 11 避難所の被災者の健康管理に関すること
<p>応急復旧班 (産業振興課) (都市建設課) (下水道課) (農業委員会) (町民課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査、「情報班」への報告 2 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること 3 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること 4 商工業関係の被害調査、「情報班」への報告 5 家畜の防疫に関すること 6 被災農家及び中小企業関係の融資 7 災害危険区域の警戒、巡視に関すること 8 町内区域の排水対策に関すること 9 建築物の応急危険度判定に関すること 10 野外避難所の設営及び管理に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 11 応急仮設住宅等の用地確保に関する事 12 応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関する事 13 被災住宅の応急修理に関する事 14 道路、橋梁等の被害調査、応急修理、「情報班」への報告 15 道路、橋梁等の災害復旧工事 16 下水道施設等の被害調査、応急修理、「情報班」への報告 17 下水道施設等の災害復旧工事 18 河川の被害調査、応急修理、「情報班」への報告 19 河川の災害復旧工事 20 道路障害物の除去作業に関する事 21 土木建設業者との連絡及び協力要請に関する事 22 ごみ処理に関する事 23 し尿処理に関する事 24 災害廃棄物の処理に関する事 25 交通規制状況の把握 26 緊急輸送道路の確保に関する事
給水班 (水道課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者への応急給水 2 応急給水情報の「広報班」への伝達 3 水道施設の被害調査・記録、「情報班」への報告 4 災害時の水源確保に関する事 5 水道施設の応急復旧に関する事 6 水道工事店への協力要請
文教班 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の避難及び救護に関する事 2 児童、生徒及び職員の被害状況の把握、「情報班」への報告 3 社会教育施設利用者の避難及び救護 4 社会教育施設利用者及び職員の被害状況の把握、「情報班」への報告 5 学校・社会教育施設の被害調査、「情報班」への報告 6 学校・社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事 7 「避難誘導班」への応援に関する事 8 被災者への炊き出し及び配給に関する事 9 被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関する事 10 応急教育に関する事 11 被災児童、生徒の学用品等の支給に関する事 12 応急給食に関する事 13 文化財の被害調査 14 文化財の応急・復旧対策に関する事
支所班 (桂支所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 各支所職員の動員に関する事 2 本部との連絡調整に関する事

(七会支所)	3 消防団の出動に関すること 4 住民への防災情報の広報に関すること 5 被害状況の取りまとめに関すること 6 災害対策要員のローテーション計画の作成
消防班 (消防団)	1 管轄区域又は隣接地区における災害防ぎょ活動 2 人命の救出及び救助 3 被災者の避難誘導 4 避難路等の障害物の除去 5 危険物等の措置 6 排水活動並びに給水活動の協力 7 死者及び行方不明者の捜索 8 被災情報の収集、「情報班」へ伝達 9 その他災害防ぎょに必要な活動

(2) 班長

各班の班長は以下のものとする。

- ① 総括班 総務課長
- ② 情報班 総務課長
- ③ 広報班 総務課長
- ④ 調達班 企画財政課長
- ⑤ 避難誘導班 保健課長
- ⑥ 医療救護班 健康福祉課長
- ⑦ 応急復旧班 都市建設課長
- ⑧ 給水班 水道課長
- ⑨ 文教班 教育委員会事務局長
- ⑩ 支所班 桂支所長及び七会支所長
- ⑪ 消防班 消防団長

(3) 本部の運営等

① 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

ア 報告事項

副本部長及び本部員は、ただちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、本部長若しくは副本部長

並びに本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事
- (イ) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関する事
- (ウ) 自衛隊、茨城県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事
- (エ) 災害救助法の適用に関する事
- (オ) 激甚災害の指定に関する事
- (カ) 災害対策に要する予算及び資金に関する事
- (キ) 国、県等への要望及び陳情等に関する事
- (ク) その他災害対策の重要事項に関する事

② 本部員会議室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

人事グループ係長は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

ア 本部員会議室の開設

- (ア) 本部員会議室開設のために部屋を確保する。
- (イ) 本部員会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を確保する。

イ 本部員会議室開設に必要な資機材等の準備

- (ア) 城里町災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置
- (イ) オーバー・ヘッド・プロジェクター（OHP）、被害状況図板・黒板等の設置
- (ウ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (エ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (オ) コピー機等の複写装置の確保
- (カ) ビデオ・テープレコーダー・カメラ等の記録装置の確保
- (キ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- (ク) 自治会組織等の代表者名簿その他名簿類の確保
- (ケ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- (コ) 懐中電灯その他必要資機材の確保

ウ 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- (ア) 茨城県防災行政無線
- (イ) 城里町防災行政無線（同報系）
- (ウ) IP一斉放送
- (エ) 携帯電話
- (オ) 臨時電話（一般電話）
- (カ) ファクシミリ

エ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のた

め必要な措置を講ずる。

③ 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副部長、班長、本部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

7 国及び県との連携

国の及び県の災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

1 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、県及びその他機関に依頼し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

(1) 指定電話・連絡責任者の指定等

① 指定電話

町は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」(資料3-5)としてNTT東日本茨城支店及びNTTドコモに登録しておくものとする。

② 連絡責任者

町各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者(正・副各1名ずつ)を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

③ 通信事務従事者

町各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信事務従事者を指定し総務班班長に報告する。

通信事務従事者は、連絡責任者の統轄のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

④ その他

町各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに町防災会議(事務局：総務課消防防災グループ)に修正の報告を行う。

(2) 本部連絡員の派遣

① 町の各部

町の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議事務局(責任者：総括班班長)に派遣する。

② 防災関係機関

防災関係機関に対して、町災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を対策会議事務局に派遣するよう要請する。

なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し所属の機関との連絡に当たる。

(3) 災害時に利用可能な有線通信網

城里町域において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

- ① 電話（N T T 公衆回線）
- ② 電話 F A X（N T T 公衆回線）
- ③ 非常・緊急指定電話（N T T 公衆回線）
- ④ 消防・救急専用回線

2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

(1) N T T の非常・緊急通話の利用

大規模な災害時において、加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

① 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話のうち1台を「災害時優先電話」として、N T T 東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする（事前対策）。

② 非常・緊急通話の利用

ア 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

イ あらかじめ登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの「102 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ通話を申し込むこととする。

- ・ 非常扱い通話又は緊急扱い通話の申し込みであること。
- ・ 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等
- ・ 相手の電話番号及び通話の内容等

なお、本通話は、非常・緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受け付けられない場合もある。また、相手等の通信設備の被害状況によって利用が困難な場合もある。

ウ 非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、別紙「非常・緊急通話の内容等」（資料3-3）のとおりである。

③ 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申し込むこととする。

（※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付）

- ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名称等
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等
- ・ 通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

イ 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、別紙「非常・緊急電報の内容等」（資料3-4）のとおりである。

④ 消防専用電話の利用

消防電話網は、それぞれの消防本部を起点として、本庁・各支所間を結ぶ業務用専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信手段がなく緊急を要する場合において要請する。

(2) 非常通信の利用

本部長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難で、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

- ・ 警察通信設備 ・ 気象通信設備 ・ 自衛隊通信設備
- ・ 消防通信設備 ・ 鉄道通信設備
- ・ 水防通信設備 ・ 電力通信設備

(3) 有線通信が途絶した場合の措置

① 県・近隣市町及び防災関係機関との連絡

県防災行政無線や災害時優先電話（携帯電話）を活用し、災害情報の報告等、通信の確保に努めるものとする。また、必要に応じ消防無線等の通信手段を活用する。

② 町各部（出先機関）との連絡

町出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、町防災行政無線により行う。また、伝令（自動車・オートバイ利用若しくは徒歩）派遣、乗用旅客自動車協会無線（タクシー無線）・アマチュア無線等の協力を得るなど、その他の通信手段により行う。

(4) 放送機能の利用

本部長は緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備や無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を県を通じてNHK水戸放送局及び栃茨城放送に要請する。

(5) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(6) 使送による通信連絡

有線通信及び無線通信の利用若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

(7) 自衛隊の通信支援

本部長は災害応急対策のため、自衛隊の通信支援が必要である場合は、知事に対し要請

を依頼する。

(8) 無線通信の運用

① 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に、本部においては総括班班長が「城里町防災行政無線局管理運用規程」（資料3-1）に基づき、通信の統制を行う。

ア 無線機器の管理の原則

(ア) 携帯局の集結（すべての携帯局は、町本部にいったん集結させる。）

(イ) 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、総括班班長が指示する。）

イ 通信の統制

携帯局からの通話は、原則として、すべて本部に対して行うものとする。その他、以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）

(ウ) 子局間通信禁止の原則（子局間通信の必要がある時は統制者の許可を得る。）

(エ) 簡潔通話の実施の原則

(オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる。）

② 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、通信の不通、話し中、混信、電波障害の場合は無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

ア 通信不通のとき

当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合、伝令を派遣して連絡する。

イ 混雑しているとき（話し中、混信）

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、いったん送信をやめ、どうしても、緊急を要する時は、冒頭に「至急」「至急」と呼び他局に空けてもらうようにする。また、通信は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

ウ 電波障害等で聞き取りが困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は、1m動かすだけで、受信状態が大きく変化することもある。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入れ体制の確保

総括班班長は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアの確保を行う。

(2) 受入れ窓口の運営

総括班班長が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
 - ② 茨城地区非常通信協議会との連絡調整
 - ③ その他
- (3) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

総括班班長は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、町内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

- (4) アマチュア無線ボランティアの活動内容

以下にアマチュア無線ボランティアの活動内容を示す。

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

第2 災害情報の収集・伝達・報告

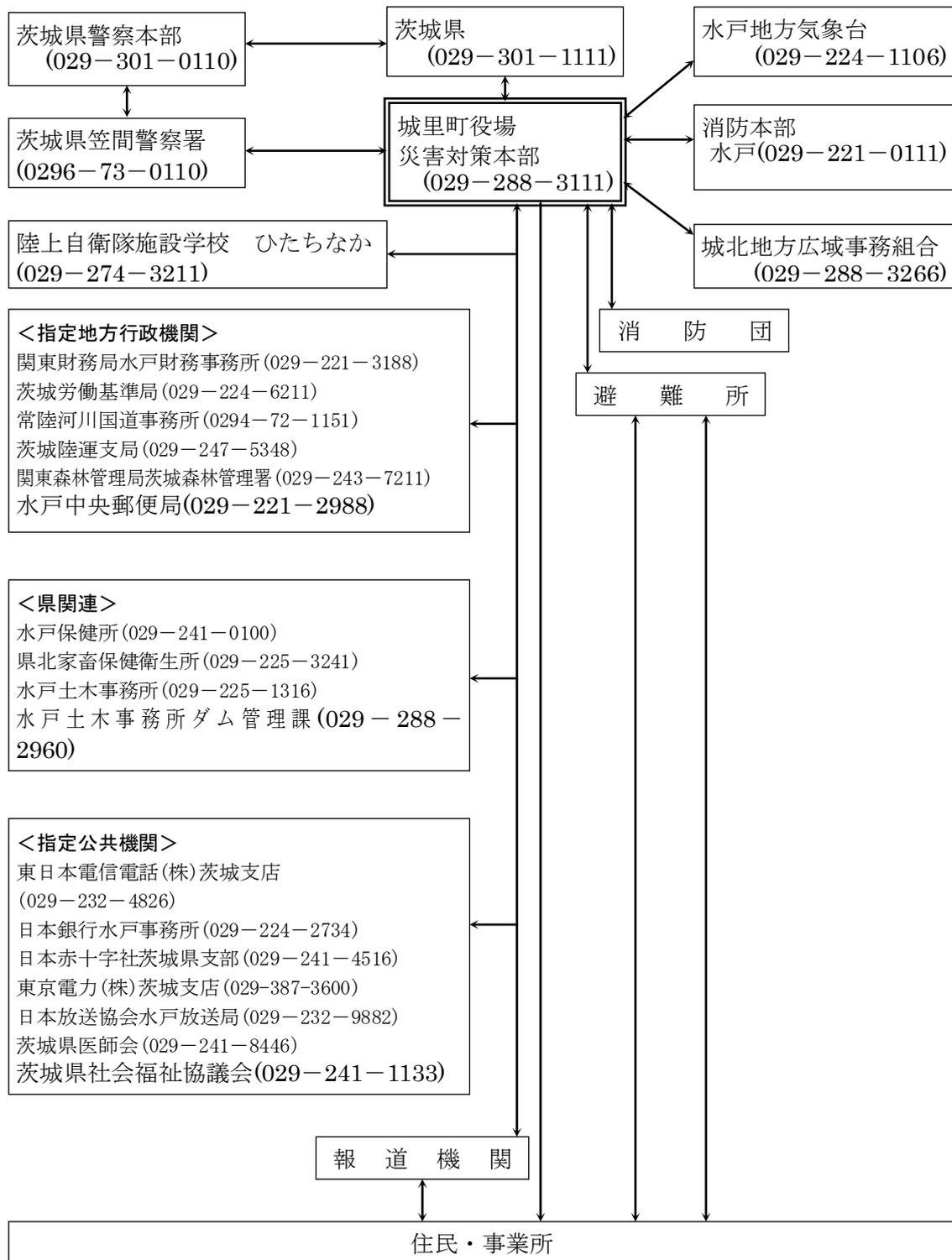
1 連絡網及び連絡手段

平常時よりあらかじめ設定しておいた連絡網を軸に、各種連絡手段の特性を考慮し、災害情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

- (1) 連絡網

災害時における情報連絡網は、次のとおりである。

災害情報の連絡網



(2) 連絡手段

災害発生時に、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、災害時では電話の途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性を活かし有効かつ総合的に情報を収集・伝達するものとする。

① 本部と出先機関等との通信手段

本部と主要な出先機関又は避難所との電話による連絡が途絶えた場合、情報班は、各部の協力を得て、移動系の防災行政無線を携帯した要員（情報連絡員）を出先機関又は避難所に派遣する。

② 国、県等との通信手段

本部と県との通信手段は、県防災情報ネットワークシステム、電話及び防災行政無線を使用して連絡する。

③ 防災関係機関との通信手段

本部と防災関係機関との通信手段は、電話、防災行政無線等を使用して連絡する。

④ 住民・事業所への広報

防災行政無線及び広報車により広報する。

なお、有線通信途絶時の対処として、防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常（緊急）通話及び非常（緊急）電報を活用できるようNTT等関係機関の協力を確保しておくものとする。

2 初動期の災害情報収集体制

本町は、防災関係機関との緊密な連携のもと、管内の被害状況及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として重要であるため、迅速かつ的確に収集する。

(1) 情報収集体制

① 各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに情報班へ報告する。

② 総括班、情報班は、県その他関係機関、各部から収集した災害情報を整理し本部会議へ報告する。

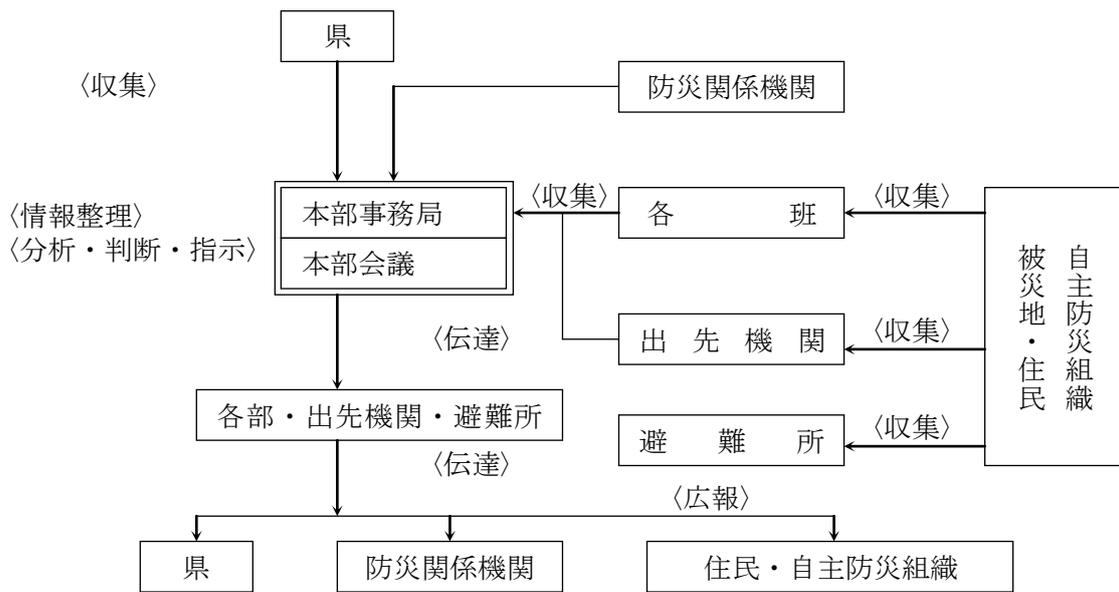
③ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等判断し、活動すべき内容を決定し、各部に指示する。

④ 総括班は、連絡調整を行い本部指示内容を関係各班に伝達する。

⑤ 広報班は、避難勧告、指示等必要な情報を住民に広報する。

⑥ 情報班は、被害状況等必要な情報を県その他関係機関に報告する。

情報収集体制



(2) 気象予報・警報等情報

水戸地方気象台は、異常気象等によって茨城県域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報等を発表し、関係機関に通知する。

総括班は、県防災情報ネットワークシステム等により上記の情報を的確に受報し、適切な応急活動に役立てる。

① 注意報の種類と発表基準（水戸地方気象台）

（2005年10月3日現在）

種類		発表基準		
強風（平均風速）		陸上 12m/s、海上 15m/s		
風雪（平均風速）		陸上 12m/s、海上 15m/s、雪を伴う		
波浪（有義波高）		2.5m		
高潮（潮位：TP上）		0.9m		
大雨（雨量） （RT：総雨量）	地域	1時間降水量	3時間降水量	24時間降水量
	北部（県央）	30mm以上 RT：70mm以上	50mm以上 RT：70mm以上	80mm以上
洪水（雨量） （RT：総雨量）	地域	1時間降水量	3時間降水量	24時間降水量
	北部（県央）	30mm以上 RT：70mm以上	50mm以上 RT：70mm以上	80mm以上
大雪（24時間降雪の深さ）		10 cm		
雷		落雷等により被害が予想される場合		
乾燥		最小湿度40%で、実効湿度60%		
濃霧（視程）		陸上100m、海上500m		
霜（最低気温）		早霜・晩霜期に3℃		
低温（最低気温）		夏期：15℃以下が2日以上継続、冬期：-7℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		

注) 城里町は、予報区分の内「北部」の「県央」地域に属している。

② 警報の種類と発表基準 (水戸地方気象台) (2005年10月3日現在)

種 類		発 表 基 準		
強風 (平均風速)		陸上 20m/s、海上 25m/s		
風雪 (平均風速)		陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う		
波浪 (有義波高)		6 m		
高潮 (潮位: TP上)		1.4m		
大雨 (雨量) (RT: 総雨量)	地域	1 時間降水量	3 時間降水量	24 時間降水量
	北部 (県央)	50mm 以上 RT: 100mm 以上	80mm 以上 RT: 100mm 以上	150mm 以上
洪水 (雨量) (RT: 総雨量)	地域	1 時間降水量	3 時間降水量	24 時間降水量
	北部 (県央)	50mm 以上 RT: 100mm 以上	80mm 以上 RT: 100mm 以上	150mm 以上
大雪 (24 時間降雪の深さ)		30 cm		

注) 城里町は、予報区分の内「北部」の「県央」地域に属している。

(3) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

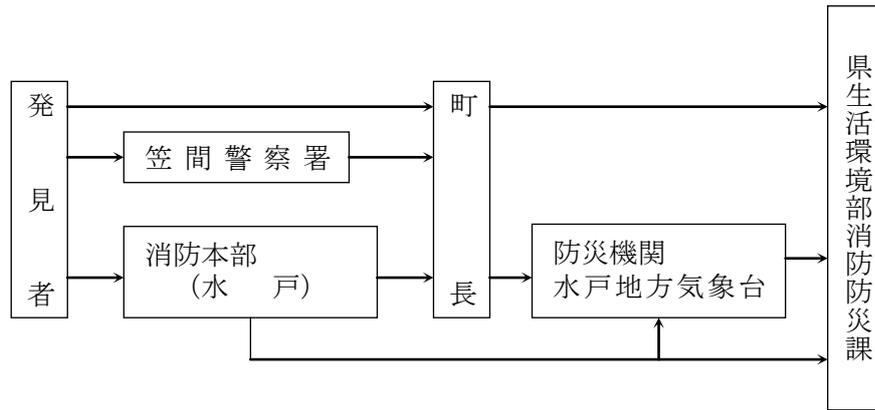
また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、又は水戸地方気象台、県、その他の関係機関に通報しなければならない。

なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものがある。

気 象	① 突風、竜巻 ② 強い降雹 ③ 激しい雷雨等
水 象	① 河川又はため池等の異常な水位上昇 ② 異常な湧水 ③ 洪水
地 象	① 地割れ (亀裂) ② 地すべり (土塊の移動)、がけ崩れ、山崩れ ③ 地表面の沈下・隆起 ④ 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

異常気象発見時の「町」を経由する通報の流れ



3 被害調査の報告

本町の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し県防災情報システム（故障時は、電話又はFAX）を用いて県に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

(1) 被害・措置情報の種類

① 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路被害、公共施設被害等に関する以下の情報とする。

ア 被害発生時刻

イ 被害地域（場所）

ウ 被害様相（程度）

エ 被害の原因

② 措置情報

ア 災害対策本部の設置状況

イ 主な応急措置（実施、実施予定）

ウ 応急措置実施上の措置

エ 応援の必要性の有無

オ 災害救助法適用の必要性

(2) 県への報告方法

町は、自地域内に①に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に対し、②及び③の方法により報告しなければならない。

① 報告基準

ア 市町村災害対策本部が設置されたとき

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

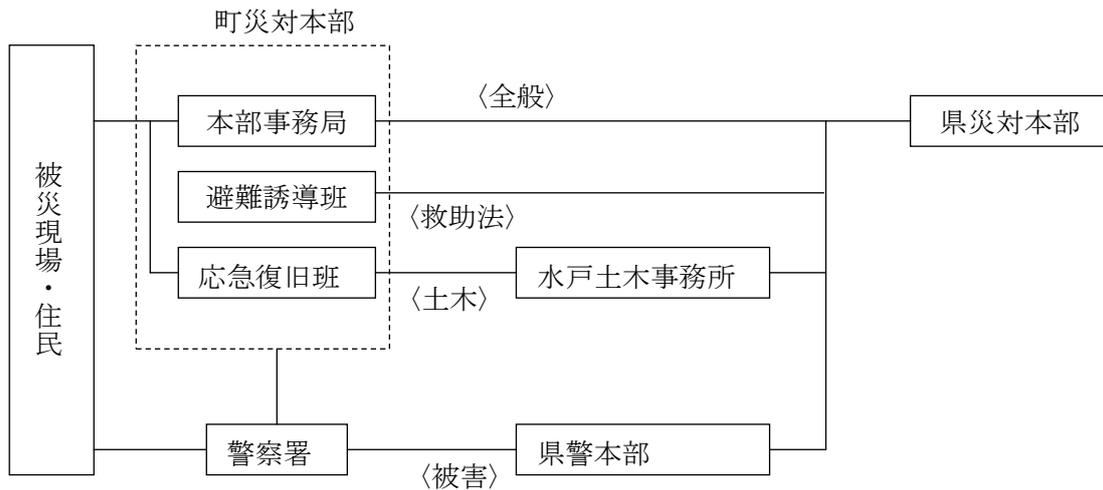
エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

② 報告系統

町は、県災害対策本部に対し報告する。

なお、県への報告は、本部事務局が総括するが、別途、各所管の情報は県の各所管に個別に報告する。

報告系統



③ 報告の区分及び様式

被害・措置情報の報告は、規定の様式を用いて、災害状況の推移に応じて次の区分により行う。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。

ア 速報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。

また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

被害の全容が明らかとなり、その数値に大きな変動がない時点で取りまとめる。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

ウ その他の報告

災害の報告は、上記によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

④ 報告責任者の選任

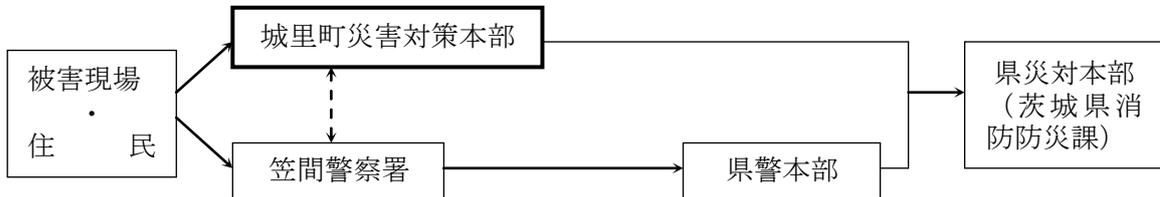
町は、被害情報等の報告に係る責任者を以下のとおり定める。

区 分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	本部事務局長（総務課長）
取扱責任者	各部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各 班 長 （関係課・局長）

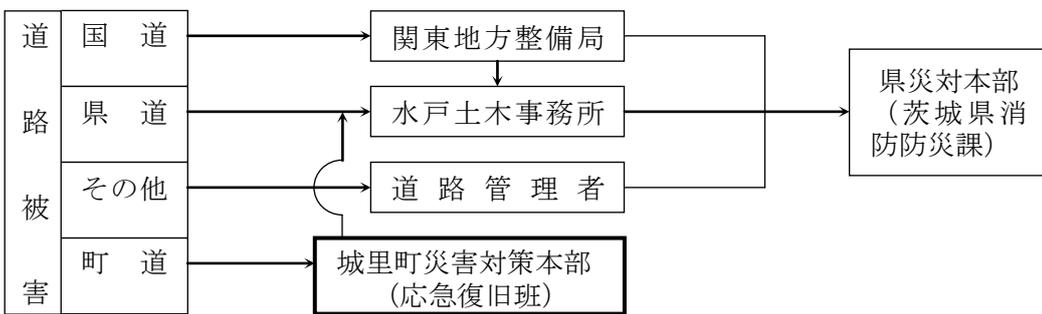
⑤ 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

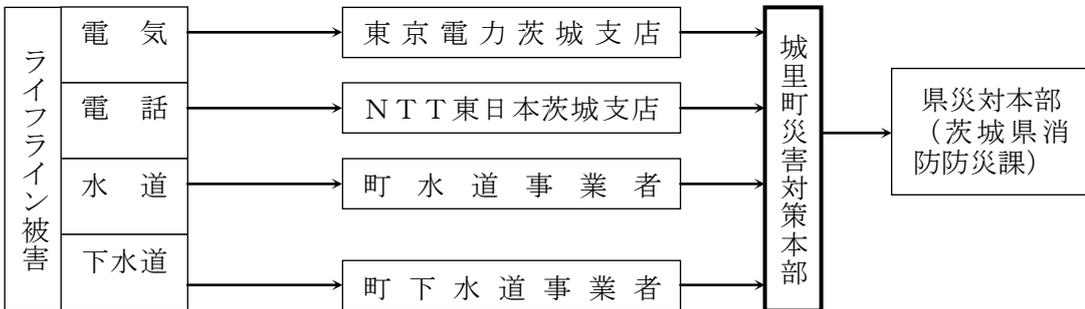
ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害等に関する手続き



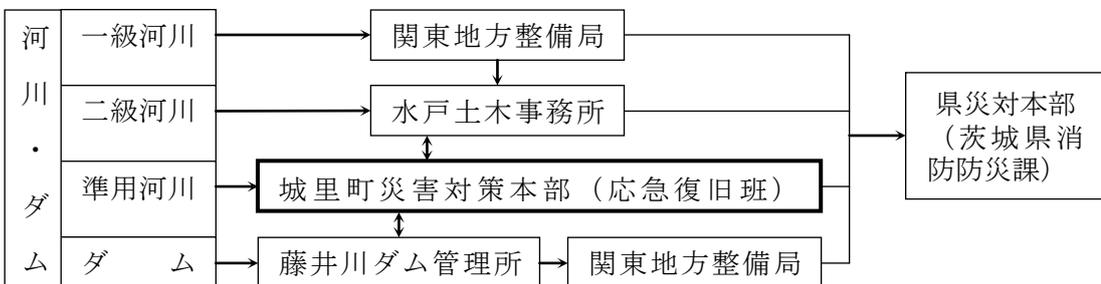
イ 道路被害に関する手続き



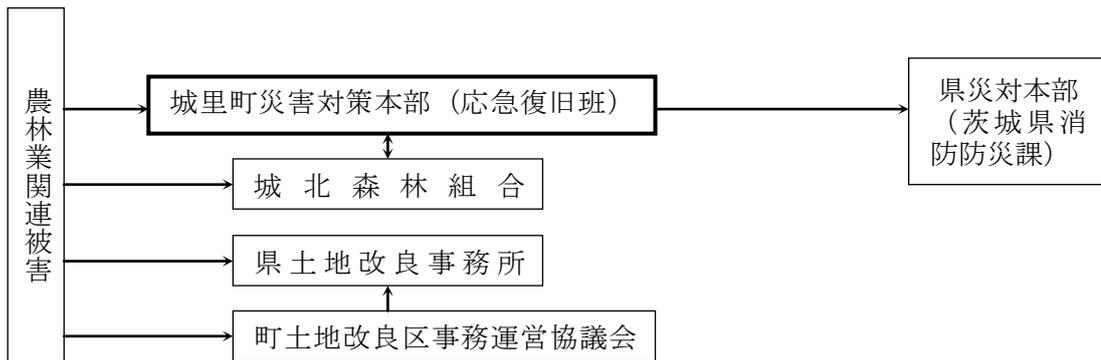
ウ ライフライン被害に関する手続き



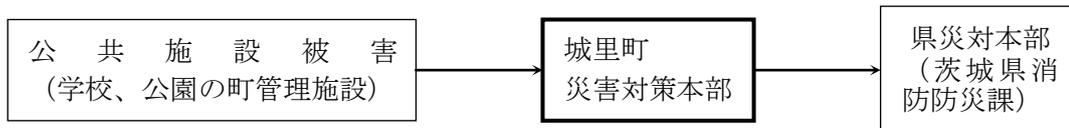
エ 河川、ダム等に関する手続き



オ 農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地に関する手続き



カ その他公共施設に関する手続き



⑥ 被害の判定基準 (資料 13-2)

第3 災害情報の広報

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、町は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

また、被災者に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

1 広報活動

(1) 活動体制

広報班は、防災関連の情報を住民等に広報する。

特に、住民等への避難勧告又は指示情報の広報は、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 広報内容

住民等への広報は、その時点で活用できる様々な広報手段を用いて段階的に実施する。

なお、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができなくなった場合、又は通信が著しく困難な場合には、県が締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災対法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告の放送について、県に要請する。

① 警戒体制時の広報

本町が警戒体制時において実施する住民への広報を以下に示す。

ア 広報手段

防災行政無線、IP一斉放送、広報車、現場により指示

イ 広報内容

- (ア) 避難の指示、避難場所・方法、携行品
- (イ) 気象情報、河川情報等
- (ウ) 住民のとるべき措置

(災害救助、防災行動、二次災害の防止、応急救護、衛生活動等)

(エ) 自主防災活動の要請

② 非常体制時の広報

本町が非常体制時、災害対策本部を設置して実施する住民への広報を以下に示す。

ア 非常体制時の広報手段

防災行政無線、I P一斉放送、広報車、テレビ・ラジオ・新聞、災害広報紙・チラシ

イ 非常体制時の広報内容

- (ア) 被害の状況（浸水地域の状況等）
- (イ) 交通機関の状況、道路の復旧の状況
- (ウ) ライフラインの被害状況、復旧の状況
- (エ) 応急対策の概況
- (オ) 住民のとるべき防災対策
- (カ) 食料・飲料水の供給等に関する情報
- (キ) 救護所・避難所開設状況
- (ク) 防疫、医療に関する情報
- (ケ) 災害相談窓口の開設に関する情報
- (コ) 犯罪予防に関する情報
- (サ) デマ情報に関する注意
- (シ) 災害用伝言ダイヤルの活用呼びかけ
- (ス) その他必要な事項

③ 生活再開時期の広報

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する（特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段となる。）。

ア 生活再開時期の広報手段

防災行政無線、I P一斉放送、広報車、広報紙の配布、掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等）、テレビ・ラジオ・新聞

イ 生活再開時期の広報内容

- (ア) り災証明等の手続き情報
- (イ) 生活再建に関する各種行政情報
- (ウ) 交通機関・道路の復旧の状況
- (エ) ライフラインの復旧の状況
- (オ) 防疫、医療に関する情報
- (カ) 災害相談窓口の開設に関する情報
- (キ) 犯罪予防に関する情報

(ク) デマ情報に関する注意

(ケ) その他必要な事項

(3) 災害時要援護者への広報活動

聴覚・視覚障害者、知的障害者、外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な災害時要援護者に対して、適切に情報が伝達されるよう各種ボランティア団体等の協力を得るなどして適切な広報活動を実施する。

2 住民への各種相談窓口

被災住民に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

3 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、広報班は、その可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道機関への発表

① 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

② 発表は、原則として広報班班長が実施する。なお、必要に応じ各班において発表する場合は、あらかじめ広報班班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

③ 災害対策本部広報班班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第3節 応援・派遣

総括班

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続き

- ① 町長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対して要請する。ただし、緊急を要する場合は電話（FAX）等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- ② 町長は知事への要請ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対しその旨を通知するものとする。

	部隊等の長 (所在地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	企画室長 (防衛幹部)	駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 時間内 417 時間外 302
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直 幹部	0299-52-1331 内線 時間内 230、231 時間外 215、225

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、通常次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要

	な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付け、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 自衛隊との連絡

① 情報の交換等

町長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(企画室)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2 自衛隊受入体制の確立

(1) 受入れ側の活動

町長が災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際して、次の事項に留意し、派遣部隊の救援目的が達成できるように努めなければならない。

災害派遣 部隊到着前	<p>① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。</p> <p>② 連絡員を指名する。</p> <p>③ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。</p>
---------------	--

災害派遣 部隊到着後	<p>① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。</p> <p>② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。</p>
---------------	---

(2) ヘリコプター発着可能地点

ヘリコプターの派遣を要請した場合は、次のとおり受入体制を整える。

① 発着場（資料6-4）

② 発着場の準備

ア 砂塵の舞い上がるおそれのある場合は十分散水する。

イ 降雪時は除雪又は圧雪を行う。

ウ 風圧のため飛散するおそれのある物は撤去する。

エ 発着上障害となるおそれのあるサッカーゴール等を撤去する。

オ 上空から風向・風速が判断できるよう、着陸点近くに紅白（又は赤）の吹流し（地上4.5～5m）又は発煙筒を設置する。

カ 離着陸時は危険防止のため関係者以外の者を近づけない。

キ 粉末消火器（20型2本以上）を準備する。

ク 夜間にあつては図に示す位置に無障害地帯（4箇所）：進入・離陸の方向を示す標示灯を設置する。なお、標示灯は進入方向に対して直角に向ける。ただし、ヘリコプターに直接向けないように注意する。

3 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊の災害派遣部隊撤収要請依頼書」により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

4 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議するものとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第2 応援要請・受入体制の確保

1 応援要請の実施

(1) 他市町村への要請

① 県内他市町村への要請

本部長は、当該地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定（資料2-1～2-3）に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

② その他市町村への協力要請（災対法第67条に基づく要請）

本部長は上記協定市町村の応援でもなお、十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、協定外の市町村長に対し、応援を要請する。

なお、協定締結以外の市町村への協力の要請については、総括班班長が各班の要請・町の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成・送付の上行う。ただし、直接他市町村より応援の申出があった場合若しくは緊急やむを得ない場合には、直接要請し、後日速やかに総括班班長に報告する。

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

本部長は、県知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入については、総括班班長が調整統括をする。

① 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 要請する理由
- ウ 物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 派遣場所
- オ 活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

② 職員派遣あつせん時に記載する事項

- ア あつせんを求める理由
- イ あつせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

本部長は、当該地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、県職員あつせん時に記載する事項と同項目を記載した文書にて当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体に対する要請

本部長は、当該地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認められるときは、民間団体に協力を要請する。

① 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- ア 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の町又は防災関係機関への通報
- イ 災害に関する予警報、その他の情報の地域内住民への伝達
- ウ 災害時における広報活動への協力
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- オ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した住民に対する救助・救護活動への協力
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- キ 被害状況調査への協力
- ク 被災地域内の秩序維持への協力
- ケ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- コ 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- サ 生活必需品の調達等の業務への協力
- シ その他町が行う災害応急対策業務への協力

② 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各班があらかじめ協定により定める。

なお、要請に当たっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資器材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となるべき事項

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

本部長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、国、県及び隣接市町等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保・受入施設の整備

本部長は、国、県及び隣接市町等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を以下のように定める。また、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、災害ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

連絡窓口及び役割のあらまし

区 分	職 名		役割のあらまし
県 其 他 防 災 機 関 及 び 自 衛 隊	正	総 括 班 班 長	他市町村、県、国の機関への要請、受入れ窓口となる。また、民間団体に関する要請・受入れの総合調整を行う。
	副	総 括 班 副 班 長	
協 定 締 結 民 間 団 体 及 び 事 業 所	正	各 所 管 班 班 長	医師会、城里町建設業関連業者、スーパー、物流業者等各部が所管する団体・事業所への要請、受入れの窓口となる。
	副	各 所 管 部 担 当 班 長	
ボランティア	災害ボランティア センター		センター本部を常北保健福祉センターに置く。 町内外における災害ボランティアの受入れの窓口、活動拠点となる。
	正	医 療 救 護 班 班 長	町本部としての連絡・調整窓口となる。
	副	医 療 救 護 班 副 班 長	

(3) 要請実施のめやす

被害が甚大であるため、応援を要請する必要がある場合

本部長が必要と認めた場合、若しくは大規模な災害が発生し以下の要件の1つ以上に該当する場合とする。

ア 安全性が高いと推定される建築物の重大な被災が報告された場合

イ 住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合

ウ 林野火災が発生し、延焼火災のおそれがある場合

エ 大規模な斜面災害により人命救助の必要がある場合

オ 3時間以上経過後も「安否情報」が報告されない現地連絡所が多数ある場合

(4) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

① 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

② 応援のために提供した資機材等物品の費用及び交通費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

大規模災害に際し、次に掲げるとおり町内の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、消防本部は、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

————— 応援派遣要請を必要とする災害規模 —————

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
 - ② 災害が拡大し他市町村に被害が及ぶおそれのある災害
 - ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
 - ④ 特殊資機材を使用することで災害防御に有効である災害
 - ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害
- (2) 応援受入体制の確保
- ① 受入窓口の明確化
 - ア 応援受入の調整統括は、総括班班長が行う。
 - イ 受入施設の整備
 - 総括班班長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。
 - ウ 応援隊との連携
 - 指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。
 - (ア) 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
 - (イ) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
 - (ウ) 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）
 - (エ) 消防活動資機材の調達・提供
 - エ 経費負担
 - 応援隊が応援活動に要した費用は、「2 (4) 経費の負担」に準ずる。

第3 他市町村被災時の応援・派遣

町は、他市町村において大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なため、県又は被災市町村から応援要請があった場合、災対法第67条に基づき応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、自主的に応援することができるとする。

第4 郵便局との相互応援協力

町内に大規模な災害が発生した場合において、応急対策を円滑に遂行するため町は、町内の郵便局と協定を締結している。（資料2-4）

1 協力の実施内容

協力要請を受けた場合の実施内容は以下に示すとおりである。

- (1) 共通
 - ① それぞれが所有する施設及び用地の提供
 - ② それぞれが収集した被災町民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
 - ③ その他、協力できる必要事項

(2) 郵便局

- ① 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策
- ② 必要に応じ、避難所に臨時の郵便差出箱の設置

2 経費の負担

経費の負担については、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

なお、負担について疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

第4節 被害軽減対策

総括班・避難誘導班・医療救護班
・消防団

第1 警備対策

大規模災害が発生した場合、建物の倒壊や多数の死傷者が発生することが想定され、警察その他の防災機関並びに町の職員は、交通規制、消火活動、倒壊現場における救出救助活動等を最優先で行うこととなる。そのため、警察が平常時において行う秩序維持のための活動について十分な要員を充てることができず一時的な無秩序状態に陥るとともに、災害によって道路等の防犯灯や街路灯を破壊し、夜間における安全な通行やその他の住民生活に支障が懸念される。こうした環境におかれた被災地においては、被災者が避難所へ避難した後の不在家屋や事務所・店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法の発生、放火等の犯罪行為が発生することが想定される。

したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、町、町内の事業所・団体及び住民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力を得て行うものとする。

1 警備体制

「茨城県警察大震災警備計画」、「茨城県原子力災害警備計画」及び「茨城県笠間警察署大震災警備計画」による。

2 警備の実施

茨城県笠間警察署が行う警備の実施内容は以下のとおりである。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 救助・救出活動
- (3) 避難誘導活動
- (4) 交通対策（交通規制等）
- (5) 死体の検視・見分
- (6) 犯罪予防
- (7) 行方不明者の調査及び迷子等の保護
- (8) 流言・飛語に対する措置
- (9) 経済事犯等に対する措置
- (10) 消防・水防活動に対する協力
- (11) その他必要な協力

3 警備活動に対する援助活動

(1) 町の役割

① 総括班

大規模な災害により被災した防犯灯の復旧措置を講ずるとともに、各班、協力団体並びに自治会組織等の住民団体等と連携して、避難所及び被災地における「安全確保」に努める。

② 消防団

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自治会組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。また、夜間においては、警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

③ その他関係各班

各班は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

(2) 住民・自主防災組織・事業所の役割

住民・自主防災組織・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し救出活動に参加する。また、町・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行う。

第2 避難勧告・指示・誘導

避難勧告・指示について災害対策基本法では、災害応急対策の第一次的な責任者である町長は、避難の「勧告」「指示」並びに警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。そのまま放置すれば、災害により生命又は身体に危険が及ぶと判断されるため町としての「保護」責務を果たすためである。

災害発生による被害を軽減するために必要な応急措置を講じるため、警戒区域を設定するとともに、区域内の「立退き（勧告又は指示）」「退去」又は「立入の制限」等を行うが、避難の「勧告」「指示」若しくは「警戒区域の設定」による損害賠償義務は生じないとされている。

また、大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、あらかじめ指名する町職員が自動的に各小・中学校、高等学校、公民館及びコミュニティセンター城里に参集し、避難所が開設される。消防本部・署並びに警察署はそれぞれ避難路、避難所の安全確保のため必要な要員を配置する計画である。

以上のような体制を前提として、避難の誘導については、避難の勧告・指示が発令された場合、住民は地域における相互扶助のもと、最寄りの避難所に自主的に避難する。また、学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。その際高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等の災害時要援護者の避難を最優先で行うようにする。

1 勧告・指示等の基準

避難準備情報及び避難の勧告・指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者等に対する避難情報)	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) ●上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 避難勧告・指示等の目安

町長は、おおむね次の場合、災害危険区域内の住民に対し、避難勧告・指示等を発表するものとする。

(1) 降雨量

区 分	前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100 mmの場合	前日までの降雨がない場合
避難準備情報	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmを超えたとき
避難勧告	当日の日雨量が50 mmを超え、時雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の前兆現象が認められたとき 土砂災害が発生したとき 		

(2) 河川水位

種 類	河川水位情報		基 準
避難準備情報	氾濫注意水位 (警戒水位)	増水に対して体制を整える水位 水防管理者は、警戒活動を強め、水防団等が出動して河川の警戒にあたる水位	那珂川 3.50m
			藤井川 3.50m
避難勧告	避難判断水位	避難判断の目安となる水位	那珂川 3.70m
	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫のおそれがある水位	那珂川 4.10m
	特別警戒水位	中小河川の氾濫危険水位に代わる避難等参考となる水位 (平成17年7月の水防法改正まで中小河川の場合は、危険水位の設定に義務付けがなかったため、平成16年の中小河川の水害で避難が遅れ被害が拡大した。)	藤井川 4.00m
避難指示	氾濫危険水位 (計画高水位)	計画の高水を流下させる設計水位	那珂川 7.371m
			藤井川 7.371m

(観測所：野口)

3 避難勧告・指示・措置

(1) 避難が必要となる災害

大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、被害拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

- ア 台風、暴風等
- イ がけ崩れ、地すべり
- ウ 林野火災
- エ 延焼火災
- オ 水害（河川、ため池等）
- カ 危険物漏洩（劇毒物、放射線、爆発物）
- キ その他

(2) 避難の勧告又は指示

① 実施者

実施者	勧告・指示を行う要件	根拠法規
町長 (代理者順位) 副町長 ↓ 総務課長	(1) 住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの勧告又は指示を行う。 (2) 災害による住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条
警察官	(1) 本部長（災害対策本部設置前は「町長」）から要請があったとき。 (2) 本部長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、措置が急を要するとき。	(1) (2) 災害対策基本法第61条 (3) 警察官職務執行法第4条
県知事、その命を受けた職員水防管理者	(1) 洪水・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められる時、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条 地すべり防止法第25条
消防長又は消防署長	(1) 消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が急速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法第23条の2
自衛官	(1) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

※ 「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合いに対応している。

「指示」は「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表する。

災害対策基本法その他の根拠法規により勧告・指示を行うべき権限のある者は以上のとおりであるが、「勧告」は災害応急対策の第一次的な責任者である本部長のみが行うことができる。その他の者は本部長の指示による場合と災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合に限り、県知事が「勧告」又は「指示」を、緊急避難的な措置として「指示」を行う。そのため、本部長（町長）以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合、実施後直ちにその旨を町長に通知しなければなら

ない。

② 指示等の対象者

避難の「勧告」「指示」の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

- ① 避難対象地域（町名、施設名等）
- ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（安全な方向及び避難所の名称）（資料4-1）
- ④ 避難経路
- ⑤ その他（避難行動時の最小限の携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼び掛け等）

(4) 避難措置の周知

① 住民への周知徹底

避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線（同報系）、拡声器付広報車、サイレン・警鐘、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、(株)茨城放送その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。（資料3-7）この場合、文書（点字版を含む。）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期すとともに情報の混乱を防止する。また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、災害時要援護者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

なお、避難措置解除の連絡は、避難の勧告・指示の伝達に準じて行う。

② 隣接市町等関係機関への通報

本部長が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、広報班班長は、各関係機関等へ協力の要請をする。

(5) 県への報告

避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県知事（消防防災課）に報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象地域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

4 警戒区域の設定

大規模な災害が発生、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するも

のとする。なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(1) 警戒区域の設定

- ① 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域の立入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、本部長が発令するいとまのないときは、総括班班長、応急復旧班班長、その他の関係班長が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- ② 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官の職権により行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- ③ 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、本部長、警察官が現場にいない場合に限り、本部長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を本部長に通知する。
- ④ 消防職員は、消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をとることができる。(消防法第28条、水防法第21条)
- ⑤ 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、総括班をはじめその他関係班が連携し警察署、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。
- ⑥ 災害の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。
 - ア 土砂災害による危険箇所(資料5-4)
 - イ 浸水区域による危険箇所
 - ウ 施設の被害により有毒ガスの漏洩及び爆発の危険が及ぶと予想される地域
 - エ 放射線使用施設(病院、工場等)の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
 - オ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

5 避難の誘導

(1) 避難の誘導を行う者

① 緊急避難の場合

- ア 本部長は、その都度必要と認める場合は、避難誘導班班長、文教班班長及び消防団長に対して、避難所に関する誘導體制の強化を指示する。
- イ 地域内から避難所までの避難誘導は、消防団員及び現場の警察官等が行う。

② 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、福祉施設及び夜間多数の人が集まっている場所等に

については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の町職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 住民の避難対応

① 避難の誘導方法及び留意事項

避難の誘導方法については、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難所（資料4-1）に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを留意する。

ア 避難の誘導は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

イ 交差点や橋梁等の混雑予想地点においては、災害時要援護者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たるものが指定する。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックが起こるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。

エ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、応急復旧班班長が避難道路の啓開（切り開き）等を速やかに行う。

② 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ 食糧（1人2食分位）、飲料水（1人分2～3ℓ）、衣類（タオル・下着類）救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

エ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと

オ 家族のなかに災害時要援護者の方がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

第3 緊急輸送

応急対策活動において、「輸送」は「災害情報の収集・伝達」と並んで、いわば災害応急対策活動を支える基盤であり、この2つのどちらが欠けても効率的で円滑な応急対策は実行不可能となる。しかし、大規模な災害が発生した場合は、動員可能な要員・車両は平常時に比べかなり減少し、利用可能な道路も限られてくることが想定される。

そのため、大規模な災害発生した場合における緊急輸送対策について、町が行う応急対策上必要な輸送業務は、官民総動員で行う体制を確立し、業者委託して大きな支障がない輸送品目については、可能な限り当該業務に精通する各業者に委託する。

1 緊急輸送の実施

(1) 優先順位

各関係機関は以下の優先順位に従って緊急輸送を行うものとする。

① 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 第1段階：災害発生直後の初動期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

③ 第2段階：応急対策活動期

- ア 前記②の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

④ 第3段階：復旧活動期

- ア 前記③の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

総括班及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、最も効果的な方法により、調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

避難誘導班は、行政区域内の緊急輸送道路（資料6-1）の被害状況、障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告するとともに、応急復旧班と協力し、緊急輸送道路の啓開作業を実施する。

啓開作業の実施に当たっては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換できる待避所を設ける。

3 輸送車両の確保

(1) 町の役割

- ① 調達班班長は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両（資料6-2）及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- ② 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ③ 災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

(2) 緊急通行車両の確認

① 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの

ク 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

② 確認手続き等

確認の手続きは、総括班班長が緊急通行車両確認申請書をもって笠間警察署に対し申請する。

なお、緊急通行車両として事前に届出をしておき、災害時に速やかに標章等の交付を受けるものとする。

(3) 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、若しくは、著しく緊急性を要する場合等には、総括班班長・避難誘導班長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、航空機（ヘリコプター）による輸送等車両以外の輸送手段を確保し行う。（資料6-3）

4 交通規制

(1) 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

① 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通危険防止するため必要があるときは、道路管理者が交通の禁止又は制限(重量制限を含む。)するものとする。

② 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車両の通行の禁止又は制限するものとする。

③ 災害対策基本法に基づく制限（同法第76条）

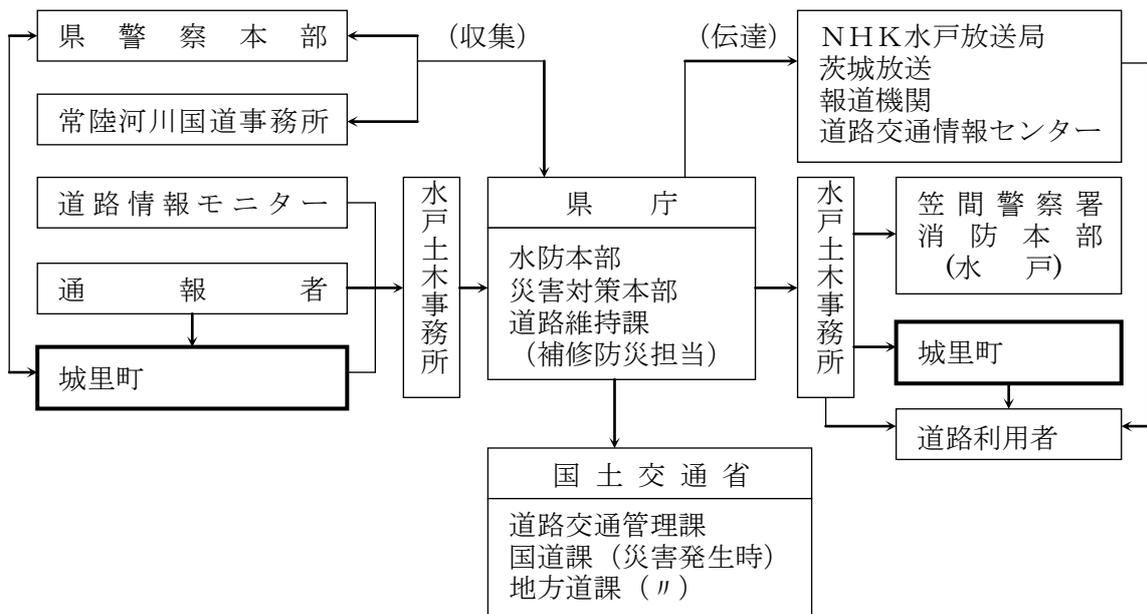
災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送道路の確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行の禁止、又は制限するものとする。

④ 台風等の災害において、道路の交通が危険であると認められる場合

道路交通規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路交通規制要綱」及び「異常気象時における道路交通規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、次に示すとおりである。

道路情報連絡系統図



(2) 交通規制の時期区分のめやす・留意点

災害発生直後（発生後48時間）	→	緊急自動車等の通行確保最優先
復旧期（3日目以降14日目まで）	→	物資等大量輸送の効率化
平常時への移行（15日目以降）	→	経済復興、住民の自立支援の促進

(3) 災害応急対策期

① 緊急輸送道路の交通規制

大規模な災害発生直後、災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

② 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く住民に周知する。

(4) 復旧・復興期

① 復旧・復興のための輸送道路の交通規制

災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送道路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

② 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

(5) 運転者のとるべき措置

① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、制限が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第4 消火活動、救助・救急活動

大規模な災害の発生に伴い、火災や危険物・有毒ガス等の漏えいなどが同時多発的に発生し、建物・ブロック塀等の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物等により多数の住民が建物の下敷き、土砂崩れによる生き埋め等、あるいは重傷を負い、緊急に救急・救助活動を要する事態が各地域で集中的に発生するおそれがある。

また、「ガス漏れ」や電気ストーブ・屋内配線等の電気の供給再開により出火したり放火による火災等が想定される。

これらのことから、限られた時間内に迅速・的確な救急・救助活動を行うため、町、消防本部・署並びに警察署等その他の防災関係機関は、それぞれに行う措置が二次災害の防止につながるよう互いに緊密な事前通報その他の連携を行う。そのうえで活動要員・各種車両・消防水利及び救出用資機材の確保を最優先で行い、速やかに広域的な応援部隊の派遣要請を行うとともに、その受入に万全を期す。

1 消火活動

(1) 消防本部並びに町消防団（資料9-1、9-2）の活動

大規模な災害時における消火活動は以下の項目に基づき活動を行う。

① 情報収集・伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自治会組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

② 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

工場及び危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市

街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

※ 町指定文化財一覧（資料 14-1）

③ 応援派遣要請

自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定（資料 2-3）に基づき他の消防本部に対し、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、県知事に対し応援の要請を依頼する。

(2) 防災関係機関等との連携

消防団は、災害発生後の消防活動に当たっては、ガス漏れや通電再開による出火を防止するため、LPガス事業者、東京電力（茨城支店）に対して、応急措置に関する事前通報協力をあらかじめ協定によりルール化する。また、団内に連絡担当班を設け、応急復旧班並びに防災関係機関との連携・協力を万全を期する。

(3) 自主防災組織等の活動

① 出火の防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火器の使用停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼び掛け、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

② 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域の消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(4) 消防水利の確保

水道消火栓が損壊した場合の消防水利は、以下のとおり確保する。

なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合で直径 250 mm以上の管についている消火栓については使用を試みる。

① 河川等の自然水利

河川等が現場直近にある場合活用するが、水利から 1,000m以内にある場合、活用可能とする。

② 防火水槽・プール等

防火水槽等水利容量に制限のある水利については、40m³に対して1隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合は、40m³に対して2隊とすることができる。

③ 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署班数、貯水容量から使用可能時間（1隊3口放水の場合、40m³防火水槽に2班部署すると12分で使用不能となる）を判断し早めに充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、消火栓、河川等利用可能なすべての水利を活用する。

④ 給水班の協力

給水班は、消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に協力する。また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

(5) 応援消防隊の受入れ

本部長又は、警防本部長（消防本部消防長）が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、消防相互応援協定（資料2-3）に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについてはおおむね以下のとおり行う。

① 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

② 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出動に当たっては、車両各1名ずつ署員を添乗させる。

③ 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防班職員の宿舎については、町が確保する。なお、必要に応じて県（消防防災課）に協力を要請する。

④ 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行う。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関（消防本部・署所、消防団）による救助・救急活動

① 情報収集、伝達

情報の収集・伝達は、第4「1 消火活動」による。

② 救助・救急要請への対応

大規模な災害発生時に予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救

急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

③ 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

④ 医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ医療救護所を設置し、医療機関（資料7-1）、自治会組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

⑤ 後方医療機関への搬送

ア 医療救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 県防災ヘリコプター（資料6-3）による重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

⑥ 応援派遣要請

自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定（資料2-3）に基づき応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、県知事に対して応援の要請を依頼する。

(2) 総括班・医療救護班の任務

① 総括班

ア 警察署その他関係機関に対し、救出活動専門部隊の災害出動を要請する。

イ 必要と認める場合は、県を通じて自衛隊に対し災害派遣出動を要請する。

ウ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

② 医療救護班

ア 災害発生後直ちに、参集した班の職員のうちより救出活動班を編成する。救出活動班の出動現場の割り振りについては、被害の状況に応じて、医療救護班長に連絡・調整の上決定する。

イ あらかじめ締結する協定に基づき各部所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車などの建設用機械、エアージャッキ・チェーンソーなどの救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

(3) 自治会組織等による救助・救急活動

住民及び自治会組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救

急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(4) 事業所等による救助・救急活動

業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。また、町など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

第5 水防活動

「城里町水防計画」(資料10-1)によるものとする。

第6 応急医療

大規模な災害が発生した場合、多数の傷病者が発生するとともに、町内医療機関等も少なからず被災することが想定される。そのため、災害時の医療救護活動は、圧倒的な医療救護ニーズと医療救護サービス供給能力低下というアンバランスな条件下で行われる。したがって、質・量両面において、医療救護活動は迅速な体制をもち、広域的な医療機関の活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークを確立することが重要となる。

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救護・救助を行うためには、まず情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、被災地域内の職員、医療関係者等は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

また、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等を考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

(2) 町の主な役割事項

医療救護班班長は、大規模な災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
(社)茨城県医師会 (東茨城郡医師会) への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 町内被害状況に関する情報の提供 ③ 町本部体制の現況に関する情報の提供
(社)茨城県薬剤師会への連絡	① 災害時医療救護体制確立の要請 ② 医療救護所への薬剤師派遣の要請 ③ 医薬品・医療用資器材の供給協力の要請
医療救護所の設置	① 医療救護所における設置場所の確保 ② 医療救護所設営要員の派遣 ③ 精神科医療救護所の設置

関係各班長、 県等への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (→広報班班長) ② 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (→調達班班長・給水班長) ③ 県により編成される医療救護班の派遣要請 (→県保健福祉部) ④ その他の協力要請 (→その他各班長・関係機関)
収容医療機関の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内収容医療機関(資料7-1)の現況把握 ② 町外収容医療機関の確保(受入れ要請) (→県保健福祉部・周辺市町村)
搬送体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ① 搬送拠点の確保(ヘリポートの確保)(資料6-4) ② 救急車両他搬送用車両の確保 ③ ヘリコプターの確保(→県、自衛隊等)
報道機関対応 ※ 広報班班長を通じて行う	<ul style="list-style-type: none"> ① 茨城放送等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 ② 報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療救護班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ① (社)茨城県医師会(東茨城郡医師会)との連絡調整 ② 町各班、防災関係機関との連絡調整 ③ 医療救護所及び収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ④ 住民対応

(3) 県により編成される医療救護班の派遣要請

大規模な災害が発生し町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、総括班班長は県及びその他関係機関に協力を要請する。

2 応急医療活動

(1) 医療救護所設置のめやす

① 医療救護所設置場所(資料7-2)

医療救護班班長は、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、次のとおり東茨城郡医師会、消防署、警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。

② 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、医師会医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。

なお、医療救護班班長は必要なバックアップに万全をつくす。

③ (社)茨城県薬剤師会並びに(社)茨城県看護協会等の協力を得て、各医療救護所に複数の薬剤師と看護要員が常駐するよう努める。

④ 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、県の協力を得て各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。あわせて常北保健福祉センターに精神科救護所を設置し実施する。

(2) 医療救護及び助産活動のめやす

① 活動のあらまし

医療救護及び助産活動は、原則として医師会による医療救護班が医療救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

ア 傷病者の蘇生

イ 傷病者の傷害等の区分の判別 トリアージ・タグ*

ウ 後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定

エ 傷病者に対する応急処置

オ 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療

カ 助産救護

キ 死亡の確認

ク 死体の検案

* **トリアージ・タグ** トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

② 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

③ 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力のいかんを問わない。

イ 助産の範囲

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前、分娩の処理

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ等、その他の衛生材料の支給

④ 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、町負担とする。

(3) 医薬品等の供給

医療救護班班長は、医療救護対策班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、(社)茨城県薬剤師会の協力により調達する。また、県保健福祉部に対して応援を要請する。

なお、輸血用血液が必要になった場合については、県保健福祉部を通じて、日赤茨城県支部(県赤十字血液センター)、献血供給事業団などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、総括班は住民に対して献血を呼びかける。

医薬品等を調達する販売業者一覧については資料7-3による。

(4) 水・その他

① 水

水については、給水班が給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。

特に医療施設となる病院については、災害発生後直ちに、医療救護班が水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期すものとする。

② 電気

電気供給が停止した場合、医療施設となる病院については、災害発生後直ちに、医療救護班が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東京電力(茨城支店)に対し、移動電源車の出動を要請する。

また、必要に応じて関係市町村に対し自家発電機用の供給協力を要請する。

③ 電話その他の通信手段

医療施設となる病院において電話の使用が困難になった場合は、NTT東日本茨城支店に通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう協力を求める。

また、必要に応じて、医療救護班班長が防災無線(移動系)を携帯した連絡員を派遣する。

3 後方支援活動

(1) 患者受入れ先病院の確保

医療救護班班長は、医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設*に搬送し、入院・治療等の医療救護を行い、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めたととき、県を通じて、以下のとおり後方医療施設を確保する。

① 県内の「主な後方医療施設」リスト掲載病院への受入れ要請

② 上記リスト掲載病院以外の病院で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請

③ 独立行政法人国立医療センターへの受入れ要請

④ 近隣市町への受入れ要請

* 後方医療施設 災害をまぬがれた施設、高度収容医療能力を有する医療施設とする。

後方医療施設へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設はすべて受入先の対象となる。

(2) 搬送体制の確保

原則として、被災現場から医療救護所までは、医療救護班、消防団が警察署、自衛隊、

ボランティア等の協力を得て車両若しくは担架による搬送を実施する。また、医療救護所から後方医療施設への搬送については、次のとおり救急車両、ヘリコプターを確保し行う。

- ① 水戸消防本部へ救急車両の配車・搬送を要請
- ② 消防本部以外の救急車両を各医療救護所に集結させ搬送を要請
- ③ 町所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- ④ 官・民のヘリコプターを可能な限り多数集結させ搬送を要請（県、自衛隊、民間航空事業者）

(3) 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対しても提供することが必要である。このため、対策本部医療救護班は人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の情報を収集し、透析患者の受療確保に努める。

(4) 医療ボランティア活動

① 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、ボランティア活動を希望する者の登録を行い確保する。

② 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、以下のとおりである。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 県保健福祉部現地対策本部との連絡調整
- ウ その他

第7 土砂災害等その他危険箇所の対策

台風、豪雨及び地震により地盤が緩むことにより、土砂災害の危険性が想定される。また、それらの事象により崩壊に至らなかった急傾斜地等については、その後の降雨による二次的な災害の発生を警戒し、相当の被害軽減措置を講ずる必要がある。

ちなみに、昭和44年消防庁（防災救急課長）通達は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の制定に伴い、市町村地域防災計画において定めるべき必要のある事項を網羅的にあげ、特に「危険区域」における応急措置を実施すべき時期については降雨量によることとし「警戒体制をとる場合の基準雨量例」を示している。

そのため、この計画では局地的かつ突発的に発生する土砂災害に対し、城里町が行う「災害発生後にとるべき措置」「巡視及び警戒体制」「広報及び避難体制」の3項目に関し、その他必要な措置について示す。

1 危険箇所に関する情報収集

応急復旧班班長は、下記のとおり初期情報収集を行い、速やかに本部長に報告する。

区 分	対 象 と な る 地 域 ・ 箇 所 等
土 砂 災 害	(1) 急傾斜地危険箇所 (2) 土石流危険溪流箇所 (3) その他担当部長が必要と認める地域・箇所等
危険建物 ブロック塀等 の倒壊	(1) 幹線道路沿道のもの (2) 小・中学校通学路沿道のもの (3) その他担当班長が必要と認めるもの

2 立入り禁止措置等当面の安全対策の実施

応急復旧班班長は、初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、下記のとおり立入り禁止措置等当面の安全対策を実施するとともに、速やかに本部長に報告する。

区 分	措 置 の あ ら ま し
土 砂 災 害	(1) 立入り禁止区域の設定 (2) 必要と認める場合のシート保護 ・ 落石防止対策若しくは降雨対策として行う。
危険建物 ブロック塀等 の倒壊	(1) 立入り禁止区域の設定 ・ ガラス落下危険範囲は、経験的に高さの2分の1とされるが、高さ相当に到達したとされる事例も報告されている。 ・ 建物倒壊の場合は、建物高さプラスアルファ (2) 沿道通行禁止措置の実施 (3) 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し ・ 所有者の了解が得られた場合、町が行う。

3 安全点検調査体制の確立等

(1) 町による要員の確保

応急復旧班班長は部の職員により安全点検調査班を編成する。なお、この場合業種別民間団体若しくは事業所に必要な協力の要請をする。

(2) 県・国への専門家派遣要請

応急復旧班班長は、その必要があると認めるとき若しくは大規模な災害が発生した場合は、本部長を通じて県・国への専門家派遣を要請する。

(3) 緊急安全点検調査の実施

緊急安全点検調査は、安全対策の施工を必要とする緊急度に応じて、A・B・Cの3つのランクに分類することを主な内容として行う。

(4) 第二次安全対策の実施

応急復旧班班長は、安全点検調査の結果に基づきその必要があると認めるときは、斜面崩壊により発生した土砂の除去（二次的崩壊の原因となるおそれがあるもの）、崩壊面の補

強、幹線道路沿道などその必要があると認める場合の危険な工作物等の取り壊し措置、倒壊防止のための補強、立入り禁止区域の拡大等必要な措置を講ずる。

4 巡視及び警戒体制

(1) 巡視

応急復旧班班長は、次に掲げる事項について情報収集のため巡視を命じるとともに交替要員等の確保等必要な体制を確立する。

- ① 危険な工作物等及びその付近の住民及び滞在者の数
- ② 急傾斜地及びその付近の地表及び湧き水の状況
(落石・湧き水の濁りの有無、湧き水量の増加など)
- ③ 急傾斜地及びその付近の亀裂の有無
- ④ 急傾斜地及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
- ⑤ 急傾斜地及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- ⑥ 急傾斜地及びその付近の住民及び滞在者の数
- ⑦ その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒

① 警戒体制をとるべき時期

- ア 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。
- イ 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

土砂災害等の危険箇所の場合

	基準雨量			応急措置の内容
	前日までの連続降雨量が 100 mm 以上あった場合	前日までの連続降雨量が 40～100 mm であった場合	前日までの降雨がない場合	
第1 警戒体制	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の日雨量が 100 mm を超えたとき	① 危険区域内の警戒・巡視 ② 避難準備情報の発表 ③ その他必要な応急措置
	連続降雨量 200 mm 以上のとき			
第2 警戒体制	当日の日雨量が 50 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき	① 避難勧告・避難指示等の発表 ② その他必要な応急措置
	連続降雨量 200 mm 以上で、時雨量 10 mm 程度の雨が降り始めたとき			

② 警戒員の配置

危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒に当たる。

5 広報及び避難体制

(1) 広報体制

広報班班長が、第2節第3「災害情報の広報」による広報体制を確保し、危険区域内の住民に対する避難準備等の広報活動を行う。

なお、強風が予想される場合についても建物等からの工作物（ガラス・看板類）の落下物に住民等の注意を喚起するため必要な広報活動を行う。

(2) 避難体制

大規模な災害の発生又は発生するおそれのある場合、又は応急復旧班班長が必要と認めた場合、第2「避難勧告・指示、誘導」により関係各班長と連携し、危険区域内の住民及び滞在者等に対し避難の勧告、指示及び誘導等の措置を講ずる。

第8 危険物等災害防止対策

大規模な災害により危険物・劇毒物を取り扱う施設（資料9-4、9-5）において、爆発、有毒ガスの漏洩等が発生した場合、従業員はもちろん、施設周辺の住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

この項では、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類保管施設、毒劇物に係わる各施設に関し、大規模な災害が発生し、二次災害発生のおそれがあるとき、これらの危険を防除するため町及び各防災関係機関の行うべき応急措置について示す。

1 危険物等流出対策

大規模な災害により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保（危険物関係施設管理者）

危険物関係施設管理者は、危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、関係機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所と相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 自衛対策（危険物関係施設管理者）

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

(3) 町の対応（総括班班長、消防団長）

総括班班長は消防団長と連携し、危険物関係施設管理者から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、町のみでは十分な対応が困難な場合は、県等に対し応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

第5節 被災者生活支援

総括班・避難誘導班・医療救護班・
文教班

第1 被災者の把握

大規模な災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、民生委員児童委員及びボランティア等の協力を得て被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置

避難誘導班班長は大規模な災害の発生、又は発生するおそれがある場合に避難した住民に対して、氏名、住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

(2) 避難者等の調査の実施

① 調査体制の整備・実施

総括班班長、避難誘導班班長並びに各班長は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選考等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備し、それに基づき調査を実施する。(資料12-1、12-2)

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

② 調査結果の報告

総括班班長は関係各班長からの調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に收容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を收容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

1 避難所の開設、運営

避難誘導班並びに文教班は、被害の状況により、避難所（資料4-1）を設置する必要があると認められるときは、次により避難所を開設、運営を行う。

(1) 基本事項

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

避難所としてあらかじめ指定している施設

③ 設置期間

避難所の設置期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

(2) 避難所開設の報告

避難誘導班班長は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

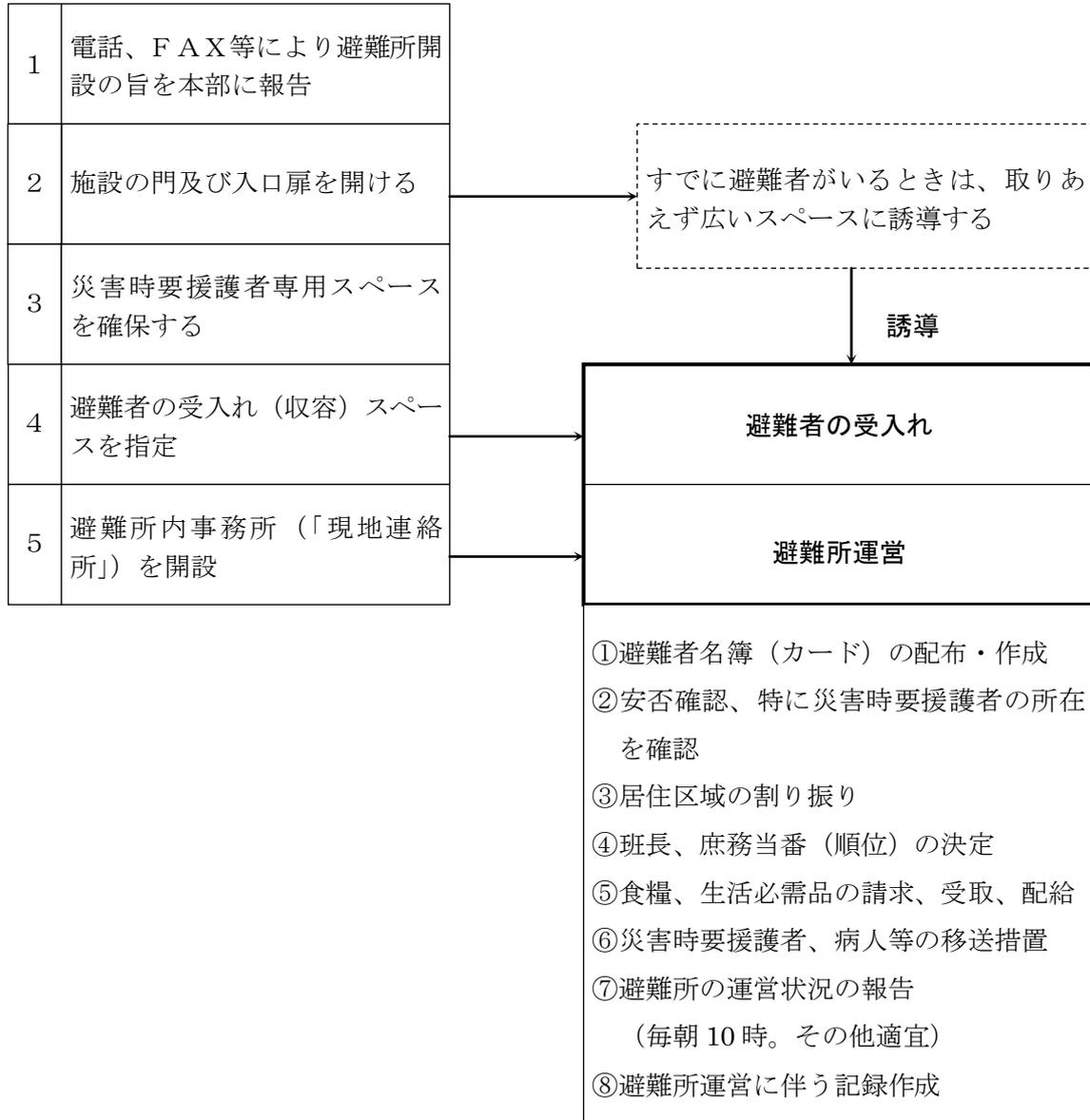
① 避難所開設の目的

② 箇所数及び収容人員

③ 開設期間の見込み

(3) 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



(4) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- ① 自治会組織の結成とリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ③ 災害時要援護者への配慮
- ④ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

医療救護班、避難誘導班、応急復旧班は、関係団体・業者等と連携して被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うが

い薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2) 知識の普及

限られた空間の中で、多数の人が生活していくために必要なルール等について衛生教育を行う。

- ① 環境の清潔保持に関すること
- ② プライバシー保護に関すること
- ③ 災害時要援護者最優先ルールの徹底を図る。
- ④ 夜間の安眠環境を維持するため、室内照明及び館内放送は、緊急の場合を除き夜間（10時以降）は行わない。
- ⑤ その他必要なルールについて

3 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

医療救護班班長は(社)茨城県医師会（東茨城郡医師会）の協力により、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し避難所ごとの健康状態を把握し、薬剤の継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者の把握に努める。

(2) 被災者の精神状態の把握

- ① 医療救護班班長は各関係機関と協力して被災者の避難所生活の長期化に伴い、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ② 幼児や児童の保育について、避難所に遊ぶ場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が速やかに提供できるよう、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設（資料7-4）、一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

4 精神衛生、カウンセリング

(1) こころのケア対策

大規模災害が発生した場合、医療救護班班長は、(社)茨城県医師会（東茨城郡医師会）・県・国その他関係団体と連携して、被災し精神状態が不安定になったり、何らかのかたちで心に傷を被った被災者に対し「こころのケア対策」を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど(社)茨城県医師会（東茨城郡医師会）その他専門家と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の 緊急措置	災 害 発 生 後 1 週 目 まで	○ 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ○ 被災者総合支援センターの設置 ○ 心的外傷に関する冊子その他情報の住民への提供
長期的こころの ケア対策への 準備措置	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降	○ 巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ○ 救援活動従事者向け「こころのケア」対策の実施 ○ 精神科医療機関の再開促進 ○ 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置

(2) 初期こころのケア対策実施体制の確立

初期こころのケア対策実施体制の確立において、町が果たすべき役割については、医療救護班班長が関係各班長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
(社)茨城県医師会 (東茨城郡医師会) への連絡	○ 災害時こころのケア実施体制確立の要請 ○ 町内被害状況に関する情報の提供 ○ 町本部体制の現況に関する情報の提供
(社)茨城県薬剤師会 への連絡	○ 災害時医療救護体制確立の要請 ○ 医薬品等の供給協力の要請
精神科救護所の設置	○ 医療救護所への併設 ○ スタッフの確保・派遣
相 談 窓 口 の 設 置	○ 相談窓口開設のために必要なスペース・設備等の確保 (→避難誘導班班長) ○ 要員派遣 (→各班長)
心的外傷に関する 啓発活動の実施	○ 心的外傷に関する冊子・資料の作成 ○ 心的外傷に関する広報活動の実施 (→広報班班長)
県・国等への協力要請	○ 県により設置されるケア施設の開設要請 (→県保健福祉部) ○ その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (→県保健福祉部・関係機関) ○ その他の協力要請 (→その他各班長・関係機関)
収容精神科医療機関 の確保	○ 収容精神科医療機関の現況把握 ○ その他収容精神科医療機関の確保 (受入要請)
報 道 機 関 対 応 ※ 広報班班長を通じ て行う	○ (株)茨城放送等への「こころのケア対策」に関する放送枠 確保の要請 ○ 報道機関への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要 請

こころのケア 対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○ (社)茨城県医師会(東茨城郡医師会)との連絡調整 ○ 町各班、防災関係機関との連絡調整 ○ 医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ○ 収容精神科医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ○ 住民対応
------------------	---

(3) 長期的こころのケア対策実施体制への移行

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、町が果たすべき役割については、医療救護班班長が関係各班長と協力して、以下のとおり行う。

項 目	手 順 そ の 他 必 要 事 項
巡回救護班による 避難所及び被災地域 ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡回スケジュールの作成 ○ 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 (→総括班、避難誘導班、文教班) ○ 巡回に関する広報の実施(→総括班)
救援活動従事者向け 「こころのケア」 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ カウンセリングルームの開設 (→避難誘導班、文教班) ○ 講演会・研修の実施(→総括班)
精神科医療機関 の再開促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 ○ 被保険者一時金の負担免除、国民健康保険制度等による医療費及び保険料の減免等による負担の軽減措置 ○ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置 ○ その他診療早期再開のために必要な支援措置
行政・医療機関・団体 等関係者連絡協議会の 設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的ケア対策計画の作成 ○ 関係機関、団体との連絡調整 ○ 各班との連絡調整 ○ 協議会として要請された場合の事務局業務
その他県・国等 への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会として必要と認めた場合、県により設置されたケア施設の開設継続の要請(→県保健福祉部) ○ 協議会として必要と認めた場合、その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (→県保健福祉部・関係機関) ○ その他の協議会が必要と認めた協力要請 (→その他各班長・関係機関)

第3 ボランティア活動の支援

災害時におけるボランティア活動は、災害発生直後から急激に高まる救援ニーズと町の救援サービス供給能力低下というアンバランスを是正するために行われる。また、一時的に混乱状態に置かれた住民に対して、一時も早い復興への意欲・自立を促すために行われる。したがって、質・量両面において、ボランティア活動は迅速な派遣体制をもって実施されることが重要である。

町本部においては、医療救護班班長が各班等と連携・協力して、必要かつ十分なボランティア活動実施のための拠点設置スペース、資金、資機材等の提供その他バックアップに努める。また、町社会福祉協議会は、各避難所において、提供を受けたスペース、救援物資、コピー機・印刷機・電話などの使用可能な機材・設備、専門的能力を持つ要員等を活用して、避難所在住の被災者及び支援を必要とする住民に対し、必要な支援サービスが適切に供給されるよう努める。なお、各班はそれぞれの班が必要な専門的能力を要する人員の受入・活動の調整を行う。

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、医療救護班班長は町社会福祉協議会にボランティア現地本部である災害ボランティアセンターを設置するとともに、提供するスペース、ボランティア活動用資機材、設備、救援物資等を活用し、避難所在住の住民及び担当地区の住民に対し、次のとおりボランティア供給活動を行うよう要請する。(資料11-1)

なお、県にボランティア支援本部が設置された場合は、全体的な情報支援、コーディネーターの派遣などの協力を得る。

① 「受入れ窓口」の運営

町社会福祉協議会内に災害ボランティアセンターを置き、運営要員はその都度町社会福祉協議会責任者が決める。

なお、災害ボランティアセンターは、町との連絡・調整に当たるとともに、ボランティア活動のとりまとめを行う。

② ボランティア現地本部における活動内容

町社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア 被災者ニーズの把握、町からの情報収集
- イ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受付
- オ ボランティア連絡会議の開催
- カ 町、防災関係機関との連絡調整
- キ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ク ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- ケ その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部である災害ボランティアセンターとの連携

町社会福祉協議会責任者は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、医療救護班とボランティア現地本部である災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) 災害ボランティアに協力依頼する活動内容

災害ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事、飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 各班の協定団体・事業所に協力依頼する活動内容

各班の協定団体・事業所に協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 発生初期における消火活動（消防団OB）
- ② 倒壊建物・土砂災害等による生き埋め者の救出活動（建設業関連業者）
- ③ 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等による）
- ④ 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- ⑤ 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- ⑥ 被災者に対する救助物資の仕分及び輸送等の業務への協力
- ⑦ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- ⑧ 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、警備業者、物流業者等による）
- ⑨ 建築物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- ⑩ 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- ⑪ こころのケア業務への協力（カウンセラー等による）
- ⑫ 「相談窓口」業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- ⑬ その他各班が行う災害応急対策業務への協力

(4) 災害ボランティア保険の加入促進

災害ボランティア活動中の事故に備え、災害ボランティア保険についての広報を実施するなど災害ボランティア保険への加入を促進するとともに、災害ボランティア保険の助成に努める。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

大規模な災害の発生、又は発生するおそれがある場合、被災者が余儀なくされる避難所生活等の不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期に自立をうながしていくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

避難誘導班班長は、調達班の協力を得て被災者のニーズ把握を行うため避難所等に職員を派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。

さらに、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、避難誘導班が、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の協力による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。日本語を解さない外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等によりニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

避難誘導班は、各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関、その他団体等の設置する窓口業務を把握しておく。

(2) 各種相談窓口の設置

避難誘導班班長は、関係各班と協力し、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

事 項	留 意 事 項 そ の 他
設 置 場 所	高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階に設置
開 設 ・ 調 整 業 務	避難誘導班が行う
相 談 業 務	各班職員複数を各種相談窓口に派遣し要員とする
各 種 相 談 内 容	① 生命保険、損害保険（支払い条件等） ② 家電製品（感電、発火等の二次災害） ③ 法律相談（借地借家契約、損害補償等） ④ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等） ⑤ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等） ⑥ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事） ⑦ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等） ⑧ 消費（物価、必需品の入手） ⑨ 教育（学校） ⑩ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等） ⑪ 医療・衛生（医療、薬、風呂） ⑫ 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体） ⑬ 金融（融資、税の免除） ⑭ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通） ⑮ 手続き（り災証明、死亡認定等）
※可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。	

(3) 臨時住民相談所の開設

避難誘導班は、必要と認める場合は、本部長の指示に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時住民相談所を開設し、被災した住民の相談、要望、苦情などの積極的な相談に応じる。

(4) 防災機関による相談

本部長は、必要に応じて電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、町の相談窓口及び臨時住民相談所への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

3 生活情報の提供

防災関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) 報道機関（テレビ、ラジオ）の活用

県を通じ報道機関（NHK水戸放送局、(株)茨城放送）の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットの活用

茨城県インターネット情報提供システムを活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(3) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT東日本茨城支店、電器メーカー等の協力を得てファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(4) 被災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、被災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

第5 生活救援物資の供給

生活救援物資の供給は、短期的・中長期的、様々な角度から総合的に実施される被災者向け支援プログラムの一環として、当面の緊急対策として行われるものである。

具体的には、まずライフラインの復旧や住宅の再建により自活できるようになるまでの間の当面の必要な措置として、食糧・生活必需品・飲料水等の供給を行うものとする。

1 食糧の供給

(1) 基本事項

食糧の供給は以下に示す3点の基本事項により応急対策をとり行う。

- ① 食糧調達から復旧状況に応じた全体計画を管理するための体制を避難誘導班内に確立する。
- ② 災害により自宅で炊飯等が不可能になった場合を含め被災者となった住民すべてに対し最小限度必要な量の食糧の供給を行う。
- ③ 災害発生後可能な限り速やかに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開を支援し、平常時食品供給機能の早期復旧を図る。なお、町の災害対策従事者に対する食糧の確保・調達についても避難誘導班が行う。

(2) 災害時食糧等物資対策本部の設置

大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（避難所が設置された場合）は、避難誘導班班長は班内に災害時食糧等物資対策本部を設置し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し体制を確立する。

時 期 区 分	必 要 な 措 置 の あ ら ま し
災害発生直後3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食糧等物資対策本部の確立・運営 ○ 初期応急食品の確保・供給 ○ 応急食糧供給実施に関する広報
災害後4日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食糧等物資対策本部の運営 ○ 復旧期応急食糧の確保・供給 ○ 応急食糧供給実施に関する広報

災害発生後 15 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食糧等物資対策本部の縮小又は閉鎖 ○ 応急食糧供給停止及びその後の体制に関する広報
---------------	---

① 各班・関係機関・団体等の連携

避難誘導班班長は、災害時食糧等物資対策本部を設置した場合は、各班・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し、協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

② 食糧等の確保

避難誘導班班長は、関係各班長並びに県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、関係機関からの調達ルートを活用し応急食品を確保する。

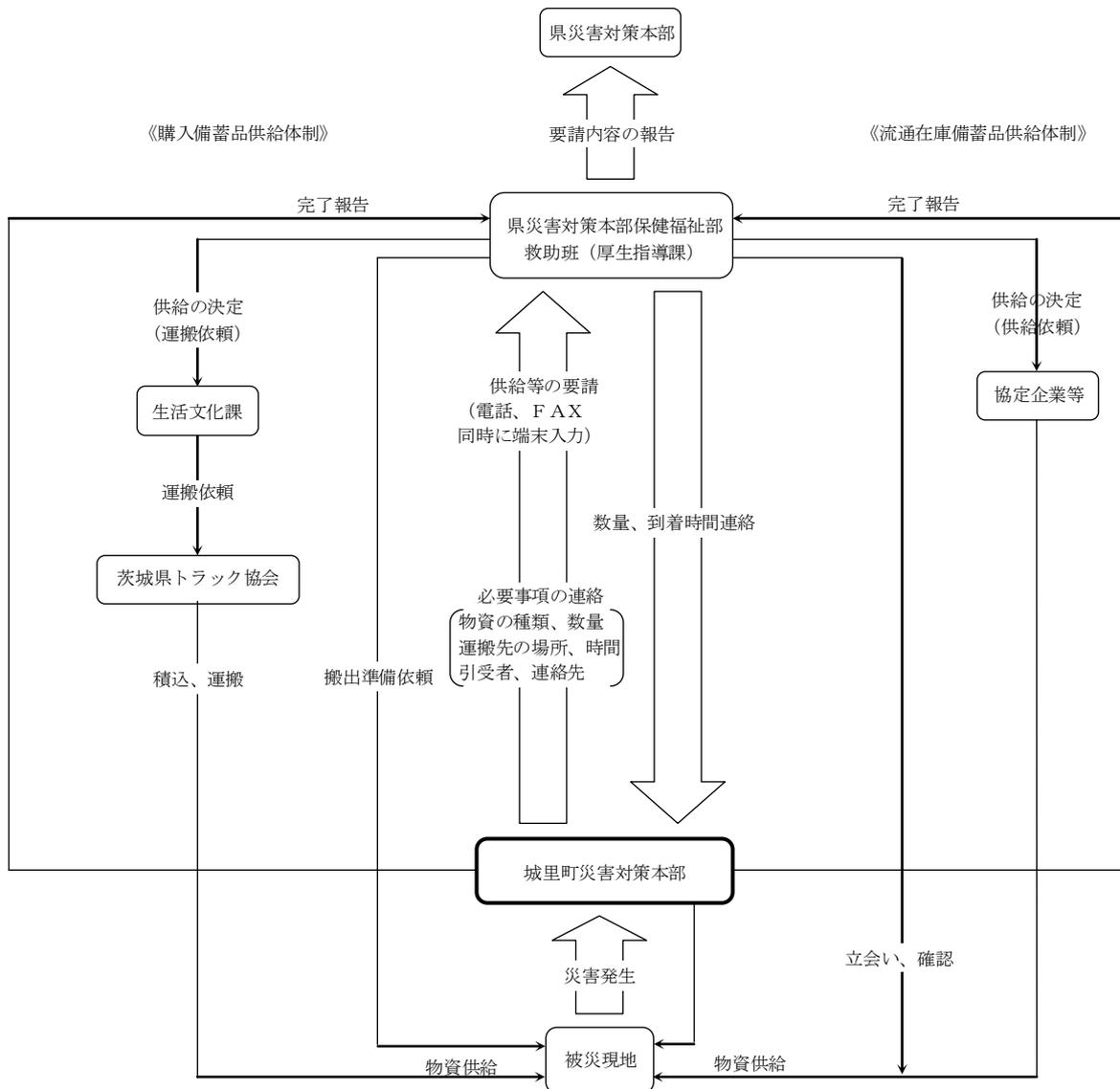
確保すべき目標設定のためやすは、以下のとおりとする。

事 項	1人当たり1日量 ※ 下記のうちいずれか1	時 期 区 分
初期応急食糧の確保	乾パン 2～3パック	災害発生直後3日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	調整粉乳 150g以内	
復旧期応急食糧の確保	米穀(精米) 600g以内 その他 必要量	災害後4日目以降 14日目まで
	弁当類 2～3食	
	調整粉乳 150g以内	
災害応急対策活動 従事者用病院 ・社会福祉施設	必要量	災害対策体制中随時

ア 県備蓄物資の調達

被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を要請する。

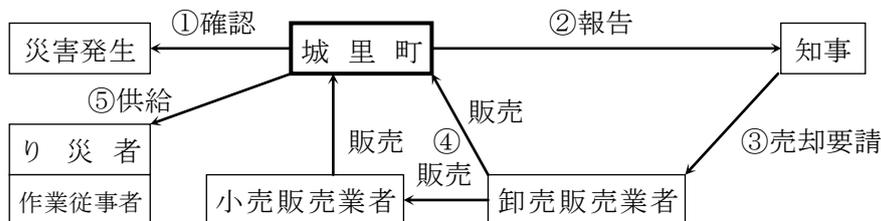
災害対策用備蓄品の供給フロー図



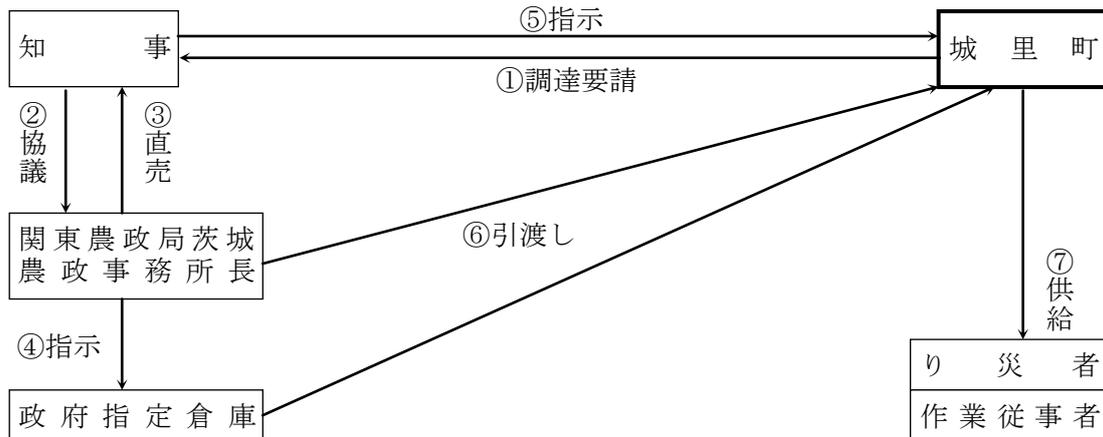
イ 政府所有の米穀・乾パンの調達

(ア) 米穀

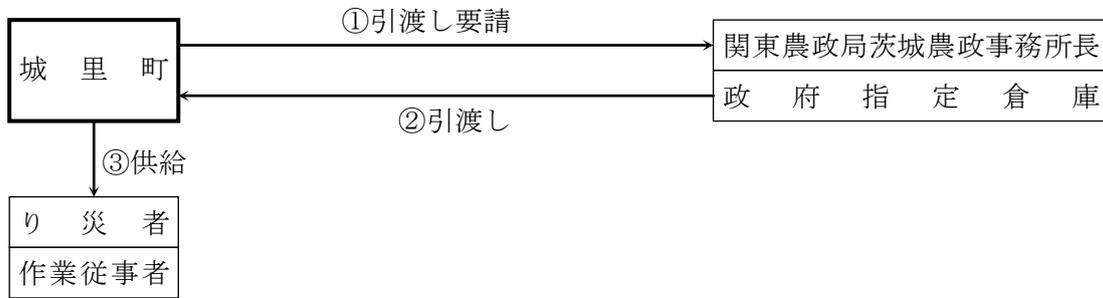
販売業者から調達



農政事務所長から調達

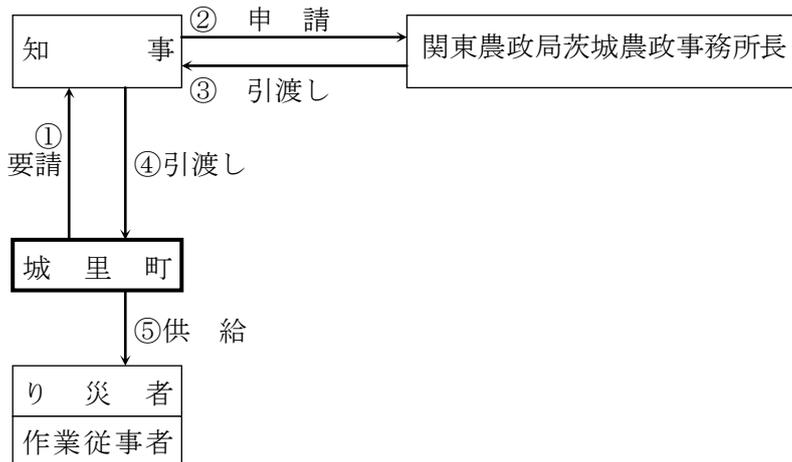


交通通信の途絶による場合



(イ) 乾パン

町長は、災害の状況により乾パンの供給が必要であると認める場合は、県を通じて関東農政局茨城農政事務所長に対し供給の申請をする。



③ 食糧の輸送

食糧給与に関する輸送業務は、輸送計画に基づき避難誘導班班長が以下のとおり行う。避難誘導班班長は、調達した食糧の物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点（資料6-5）に集積し、それぞれ供給が必要な避難所・病院等施設等へ搬送する。

なお、輸送業務は、調達班及びトラック協会水戸支部の協力・応援を得て、避難誘導

班が行う。

④ 需要の把握（被害状況の把握）

避難誘導班班長は、情報班班長、医療救護班班長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食糧供給の必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- ア 町本部・避難所への被害情報による概数の把握
- イ 医療救護班が集計した避難所収容者名簿による把握
(乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般住民等の数)
- ウ 情報班が関係各班、関係機関、各区長、自治会長及び自治会組織等の協力を得て集計した住宅残留者の把握
- エ 各班の協力を得て、避難誘導班が集計した災害応急対策活動従事者の把握
(医療機関・福祉施設等を含む)

町内の全域の状況を把握した際には、次の事項についてあわせて本部長へ報告する。

- ア 応急食糧供給対象地域、施設、人口、量の概数
- イ 応急食糧供給体制に関する現況
- ウ 応急食糧供給開始時期
- エ 応急食糧供給所（拠点）の設置（予定）場所

⑤ 応急食糧供給所（拠点）の設定

応急食糧の供給は、原則として各家庭への個別配布ではなく、応急食糧供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食糧供給所へは、町の車両及びトラック協会水戸支部の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が住民への配布活動に当たる。

応急食糧供給所は、避難誘導班班長が総括班班長の意見を聞いて設定するが、原則として避難所設置施設とする。

⑥ 応急食糧供給実施に関する広報

応急食糧供給所を設定したときは、設置場所その他食糧供給に関する注意事項が被災地住民に対して、もれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- ア 広報班班長に対し、応急食糧供給に関する資料を提供し被災地住民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- イ 応急食糧供給に関する住民からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自治会組織若しくは代表となる住民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。
- ウ 設定した場所及びその周辺に「応急食糧供給所」と大書した掲示物を表示する。
- エ 応急食糧供給の停止に関しては事前広報を徹底する。

(3) 応急食糧の給与

① 給与食糧

給与する食糧は、災害発生当日及び発生後3日目（最大9食）は、乾パン、食パン等

の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ、及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。また、4日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行い、乳幼児（1歳半未満）については原則として粉ミルクとする。

なお、町においては応急食糧の備蓄に努める。

② 給与基準

応急食糧の給与基準は、次のとおりとする。

- ア 乾パン 1食当たり1パック5枚
- イ 米穀 1食当たり精米200g以内（※¹、※²）
- ウ 食パン 1日当たり200g（約半斤）以内
- エ 調整粉乳 乳幼児1日当たり150g以内

※¹ ただし、通常の配給ができない場合の配給については、1日当たり米穀（精米換算）400g以内とする。

※² ただし、救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食当たり300g以内とする。

③ 供給の対象者

応急食糧供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- エ 災害応急対策活動従事者
- オ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食糧を得る手段のない者

(4) 炊き出し方式による応急食品の供給

給食センター調理施設の利用が可能な場合で、文教班班長が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、避難誘導班は米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行う。炊き出し業務は、文教班が給食センター職員、日赤城里分区、自治会組織、その他のボランティアの協力を得て行う。

なお、避難誘導班班長がその必要があると認めた場合は、民間給食業者等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

(5) 業者委託による弁当類の供給

町職員の出動状況や道路の復旧状況等により、避難誘導班班長がその必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行うことができる。その場合、以下の点について留意する。

- ア 子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも3種類のメニューとする。
- イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- ウ 各応急食品供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者よりその都度、聴取する。

エ 衛生管理については、万全を期する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本事項

生活必需品の供給は以下に示す3点の基本事項により応急対策をとり行う。

- ① 生活必需品の確保・調達から復旧状況に応じた全体計画を管理するための体制を避難誘導班内に確立する。
- ② 被災者となった住民すべてに対し最小限度必要な量の生活必需品の供給を行う。
- ③ 災害発生後可能な限り、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開を支援し、平常時生活必需品供給機能の早期復旧を図る。

(2) 災害時食糧等物資対策本部の設置

大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（避難所が設置された場合）は、避難誘導班班長は班内に災害時食糧等物資対策本部を設置し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する体制を確立する。

時 期 区 分	必 要 な 措 置 の あ ら ま し
災害発生直後 3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食糧等物資対策本部の確立・運営 ○ 初期応急生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報
災害後4日目 以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食糧等物資対策本部の運営 ○ 復旧期生活必需品の確保・供給 ○ 応急生活必需品供給実施に関する広報
災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時食糧等物資対策本部の縮小又は閉鎖 ○ 応急生活必需品供給の停止及びその後の体制に関する広報

① 各班・関係機関・団体等の連携

避難誘導班班長は、災害時食糧等物資対策本部を設置した場合、各班・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

② 生活必需品等の確保

避難誘導班班長は、関係各班長並びに県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、関係機関からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。

確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。

事 項	品 目 別	時 期 区 分
初期応急生活 必需品の確保 (直後期)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毛布（布団がない場合1人3枚） ○ 布団類（災害時要援護者優先） ○ 敷物（発泡スチロール製） 	

<p>※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外衣・肌着（中古でもよい） ○ 日用品（トイレットペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ） ○ 冷暖房用品（使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等） ○ 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等） ○ 光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ） 	<p>災害発生直後 3日目まで</p>
<p>復旧期応急生活 必需品の確保 (復旧期)</p> <p>※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外衣・肌着（新品に限る） ○ 身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等） ○ 日用品（トイレットペーパー・ちり紙・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等） ○ 冷暖房用品（使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等） ○ 食器類（鍋・箸・コップ・皿・缶切等） ○ 光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ） 	<p>災害後4日目以降 14日目まで</p>
<p>※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書籍・雑誌・マンガ・絵本類 ○ スポーツ用品・ゲーム類等 ○ ミュージックソフト（CD・カセットテープ等） ○ その他教養娯楽品 	

③ 生活必需品の輸送

「1 食糧の供給」の規定を準用する。

④ 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「1 食糧の供給」の規定を準用する。

⑤ 応急生活必需品供給所（拠点）の設定

「1 食糧の供給」の規定を準用する。

(3) 生活必需品の給（貸）与

災害対策活動従事者を除き、「1 食糧の供給」の規定を準用する。

3 応急給水の実施

(1) 基本事項

水の供給は以下に示す3点の基本事項により応急対策をとり行う。

- ① 水源確保から復旧状況に応じた供給量の拡大等までの全体計画を管理するための体制を給水班内に確立する。

- ② 管轄の如何に係わらず災害により飲料に適する水を得ることができない地域の住民すべてに対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行う。
 - ③ 病院施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な上水を供給する。
 - ④ 応急復旧を迅速に進めるなどにより災害発生後4日目開始を目途として、生活用水をも含め供給量の段階的拡大を図る。
- (2) 災害時給水対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、給水班班長は班内に災害時給水対策本部を設置し、水道施設(資料8-2)の迅速な復旧促進、上水の緊急供給のための水源確保及び応急給水活動実施のために必要な体制を確立する。

① 各班・関係機関・団体等の連携

給水班班長は、おおむね以下のような事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要 請 先 (班)	要 請 先 (関 係 機 関 ・ 団 体 等)
水 源 の 確 保	——	周辺市町村(水道事業者) 県(中央水道事業所)
給水拠点の確保・運営	総 括 班 文 教 班 当該施設所管班	県教育庁(県立高校) その他避難所設置施設所管機関等
応急給水用資器材 の確保	——	城里町上水道事業給水装置指定工事店 県(中央水道事業所) 周辺市町村(水道事業者)
給水拠点への輸送業務	広 報 班	(社)茨城県トラック協会水戸支部
応急給水実施に 関する広報	広 報 班	ラジオ、テレビ、その他報道機関

② 補給給水源の確保

ア 町施設・町内井戸等

大規模災害が発生した場合、給水班班長は町水道事業者、関係機関と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図るほか、町内事業者・個人(災害時井戸水供給協力の家等)等からの供給協力を得て応急給水用の水を確保する。

イ 耐震性貯水槽・受水槽・プール等

関係各班・機関に協力を要請し、小・中学校プール、受水槽、防火用貯水槽等を補給給水源として利用する。

この場合、機械的処理(ろ水機等)、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。災害に備え平素より各家庭において、20~60ℓ程度の飲料水を常備するよう奨励する。

③ 需要の把握（被害状況の把握）

大規模な災害が発生し、給水機能が停止すると判断される時は、給水班班長は総括班班長、文教班班長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に務め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、被害状況把握の方法は次によることとする。

ア 町本部・避難所・消防署・警察署で把握された被害情報

イ 県災害対策本部への被害情報

ウ 住民からの給水班への通報

エ 住民からの県への通報

町内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、あわせて本部長へ報告するものとする。

ア 給水機能停止区域、世帯、人口

イ 緊急給水を実施すべき医療機関・福祉施設等

ウ 復旧の見込み

エ 応急給水体制に関する現況

オ 応急給水開始時期

カ 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

④ 応急給水所（拠点）の設定

「1 食糧の供給」の規定を準用する。

⑤ 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる町の資器材及び車両については、「応急給水資器材等一覧」（資料8-1）及び「公用車一覧」（資料6-2）に示すとおりである。

なお、不足する資器材等の調達は、県（中央水道事務所）、隣接市町その他の地方公共団体等に応援を要請する。

⑥ 応急給水実施に関する広報

ア 広報班は、応急給水に関する資料を提供し被災地住民に対する広報活動を実施する。

イ 周知・広報

応急給水所を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が被災地住民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

(ア) 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。

(イ) 応急給水に関する住民からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自治会組織若しくは代表となる住民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。

(3) 応急給水活動の実施

① 応急給水基準

初期飲料水のための応急給水の量は1人1日3ℓとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める住民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し、協力を求めるもの

とする。

② 車両輸送による応急給水

ア 応急給水所（拠点）受水槽への搬送

飲料水等の応急給水所の受水槽への搬送は、給水班が関係各班、トラック協会水戸支部の応援協力を得て24時間体制で行う。なお、必要な機材は町が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型水中ポンプ等や給水班及び他班からの応援流用したものを使用するほか、給水タンクを使用して行う。

イ 応急給水所（拠点）での応急給水

応急給水所での応急給水は、各家庭において自ら持参した容器をもって、応急給水所となった施設の各班担当職員が避難所の住民代表者、自治会組織等の協力を得て行う。

③ 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の応急給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管、仮設給水栓を設置して、応急給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、給水班班長が総括班及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定する。

④ 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所及び福祉施設への応急給水は、給水班班長が関係各班長と連携しながら応急供給計画をたて、町車両の運用若しくはトラック協会水戸支部の応援協力により最優先で行う。

⑤ 生活用水の段階的供給の実施

大規模災害が発生した場合、災害発生直後、水の供給が少ないことに対する大きな不満は出ない。しかし、3～4日目頃になると、気持ちの落ち着きとともに、洗顔できないこと、歯を磨く水にも事欠くこと等に対する不満が生ずる。また、発生後1週間目頃には、全国各地からの応援部隊がかけつけ、給水活動体制もある程度の余力が生ずるとともに、40%程度までの水道復旧率が見込まれる。

そのため、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含めた供給量の段階的拡大を図るよう努める。

(4) 検水の実施

町は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、河川等を飲用しなければならない。

このため、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるため医療救護班は関連業者と連携して検査を行う。必要があれば、県に検水の実施を要請する。

第6 災害時要援護者安全確保対策

大規模な災害発生又は発生するおそれのある場合には、町域の各所で多数の住民が住宅を失ったり、そのままでは日常生活を維持できないような居住環境におかれる。

そうした被災者の中には、社会福祉施設入所者や在宅災害時要援護者における高齢者・障害者・乳幼児・外国人そして人工透析者等の住民も当然に含まれる。さらに福祉関係施設や職員自体も被災し、社会的介護・支援システムは混乱状態若しくは機能停止状態になる。この場合、被災地内においては「強いもの勝ち」「早いもの勝ち」といった、体力・知力に劣るものが片隅に押し除けられかねない無秩序な社会状態が出現してしまうことも懸念される。

このため、災害時における「災害時要援護者」救援対策は、平常時のそれと異なるものとして要援護者の状況に応じたケア計画が策定される必要があることから、町は町内福祉関係者・団体並びに住民・事業所・諸団体の全面的な応援・協力体制の確立により対処する。

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

大規模な災害の発生、又は発生するおそれがある場合における災害時要援護者対策の実施に当たっては以下の3点を基本指針とする。

ア 町は、県知事に介助支援体制の協力を要請する。

イ 町は、対策の実施に当たって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村に加え災害時要援護者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。

ウ 住民・事業所は県等行政機関の行う、災害時要援護者対策の実施に最大限協力する。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・町社会福祉協議会その他協力団体並びに民生委員等と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期 の緊急措置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者の安否確認・所在把握 ○ 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ○ 災害時要援護者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ○ 災害時要援護者専用病院の確保並びに必要な移送措置 ○ 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○ 災害時要援護者向け住宅供給ニーズの把握 ○ 災害時要援護者向け住宅供給の推進

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者向け広報活動並びに相談業務 ○ 災害時要援護者対策推進会議の設置
住宅移転・帰宅等の準備措置	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○ 避難所その他所在地における巡回ケアサービス ○ 災害時要援護者専用避難所の確保並びに必要な移送措置 ○ 災害時要援護者専用病院の確保並びに必要な移送措置 ○ 災害時要援護者向け住宅供給計画の作成並びに建設等 ○ 災害時要援護者向け広報活動並びに相談業務 ○ 災害時要援護者対策推進会議の運営
住宅移転・帰宅期	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ○ 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置並びに平常時、地域福祉システムへの移行計画の検討 ○ その他災害時要援護者に関する広報活動並びに相談業務 ○ 災害時要援護者対策推進会議の運営

(3) 災害時要援護者対策実施体制

① 災害時要援護者対策推進会議

大規模な災害の発生、又は発生するおそれのある場合、避難誘導班は、関係各班長、町社会福祉協議会、県・国その他協力団体、住民及び自主防災組織と連携・協力し、災害時要援護者対策を統一かつ適切に行うため、災害時要援護者対策推進会議を設置する。

なお、推進会議の事務局を避難誘導班内に置き、事務局要員は避難誘導班及び関係各班職員をもってあてる。

② 役割分担

災害時要援護者対策推進会議を構成する町、関係機関・団体及び住民の役割はおおむね以下のとおりとする。

名称	役割のあらまし
町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要介助者」の安否確認並びに安全確保 ○ 避難所その他所在地における介助支援の実施 ○ 災害時要援護者専用避難所及び災害時要援護者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 ○ 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ○ 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 ○ 相談窓口の設置・運営

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者向け住宅供給ニーズの把握 ○ その他住民との対応 ○ 災害時「要介助者」対策推進会議の運営事務
町社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターの開設・運営 ○ 災害時要援護者の安否確認並びに安全確保に関する協力 ○ 避難所その他所在地における介助支援への協力 ○ 災害時要援護者専用避難所及び病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 ○ 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 ○ 町が行う災害時要援護者向け相談業務に関する協力 ○ その他町・県が行う災害時要援護者対策への協力
地区復興委員会の結成・運営又は自治会組織の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者の安否確認並びに避難の支援 ○ 避難所その他地域における介助支援 ○ 災害時要援護者専用避難所への移送その他必要な措置の実施への協力 ○ ケア制度その他行政等支援メニューの説明 ○ 行政サービス各種申込書の配布 ○ その他災害時要援護者対策に必要な措置 ○ 行政・関係団体等との連絡・協議

(4) 相談窓口の活用

災害時要援護者は町が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合は、互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。そうした困難が町の行うサービスを等しく受ける機会を奪う結果につながることを防ぐよう町は措置する責務を有する。

そのため、避難誘導班班長は災害時要援護者対策の一環として、関係各班長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、町本庁舎内に設置する相談窓口にて、災害時要援護者がサービスを支障なく受けられるよう必要な要員の確保、その他の措置を講ずるよう努める。

2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者（資料7-4）は、避難誘導計画に基づき入所者等を安全かつ速やかに、救助及び避難誘導を実施する。

避難誘導班班長は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を

図る。

避難誘導班班長は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給する。なお、不足が生じた場合避難誘導班班長は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布の確保を行う。

第5「生活救援物資の供給」の規定を準用する。

(4) 介護職員等の確保

総括班班長は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

医療救護班は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、包括支援センター等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

避難誘導班は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否を確認し、優先的な医療の確保や専用避難所等への早期の移動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

総括班は、災害時要援護者の搬送手段として、各班職員及び近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により災害時要援護者の搬送活動を行う。

(3) 要援護者の状況調査及び情報の提供

避難誘導班班長は、民生委員、ホームヘルパー等の専門職及びボランティア等に協力を要請し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の災害時要援護者への配慮

避難誘導班班長は、災害時要援護者を配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保するよう各班職員並びに関係団体に要請する。

また、その際配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮する。

(5) 保健・福祉巡回サービス

避難誘導班班長は医療救護班班長と協力して、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成するよう要請する。

また、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

避難誘導班班長は災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

4 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

避難誘導班班長は、語学ボランティア等に協力を要請し、広報車や防災行政無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

避難誘導班班長は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等に協力を要請し外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

広報班は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援・確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、「広報しろさと」などの発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

避難誘導班班長は、班内に外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県の設置する「相談窓口」とネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

避難誘導班班長は県国際交流協会との連絡調整を行い、語学ボランティアの受入れ体制を確保する。

第7 応急教育

避難所の開設期間のめやすは「1週間」として、町内の全小・中学校・高等学校、公民館及びコミュニティセンター城里を被災者のために提供するよう取り決めている。

しかし、学校施設は、本来「児童生徒等のための教育の場」として利用されるのが最も相応しい。

一方、避難所開設期間中の児童生徒等に対する「こころのケア」や「教育的ケア」をいかに行うか、また避難所閉鎖以降の長期にわたる「教育的ケア」をどのように行うかが被災地における

課題となる。そこで応急教育は災害発生後に必要不可欠とされる児童生徒等の「こころのケア」対策実施の観点から行われ、また、児童生徒等を持つ住民が一時も早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援するという観点から行われる。なお、県立高校についても同様の対策が講じられるよう県・関係者との連携・協力を努めるものとする。

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合における「応急教育」対策の実施に当たっては以下の3点を基本指針とする。

- ① 町は、県知事に応急教育体制の協力を要請する。
- ② 町は、対策の実施に当たって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村の教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- ③ 住民・事業所は町・県等行政機関の行う、災害時における「学校」の役割対策の実施について最大限の協力をする。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・PTAその他協力団体並びに教育委員会と協議して決めるが、おおむね以下の時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設期間中)	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設並びに被災者の応急的受入れ措置に関する協力 ○ 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査並びに当面必要な安全措置の実施 (立入り禁止措置等) ○ 所属教職員の安否確認並びに動員の指示 ○ 「安否不明の教職員」リストの作成 ○ 「児童生徒等」の安否確認・所在の把握 ○ 「安否不明の児童生徒等」リストの作成・調査 ○ 「疎開児童生徒等」リストの作成 ○ 被災校舎の補修並びに仮設校舎の建設 ○ 応急教育に関する実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 避難所及び校区内「児童生徒等」の「こころのケア対策」を兼ねて行う ※ 教材類・要員等の確保 ○ 災害時「教育」対策推進会議の設置・運営
その後の応急教育対策の実施 (避難所閉鎖以降仮設住宅)	災害発生後8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急教育対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「児童生徒等」の「こころのケア対策」平常時教育体制への移行を中心として行う

設置期間中)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「疎開児童生徒等」のアフターケア <ul style="list-style-type: none"> ※ 学校再開の連絡、その他必要な措置 ○ 被災校舎の建て替え若しくは耐震補強計画の検討並びに実施 ○ 応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ○ 災害時「教育」対策推進会議の運営
--------	--	--

(3) 災害時「教育」対策実施体制

① 災害時「教育」対策推進会議

文教班は、関係各班長、県・国・PTAその他協力団体、教育委員会等と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。

なお、推進会議の事務局を文教班内に置き、事務局要員は文教班及び関係各班職員をもってあてる。

② 役割分担

災害時「教育」対策推進会議を構成する町、関係機関・団体及び住民の役割はおおむね以下のとおりとする。

名 称	役 割 の あ ら ま し
町並びに 町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 「応急教育」実施のための町内学校間応援要員の確保並びに 応急教育対策実施計画の作成 ② 被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施 ③ 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 ④ 代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために 必要な施設の提供 ⑤ 教科書その他学用品の調達並びに被災児童生徒等への配布 ⑥ 町の所掌する学校納付金の減免等の措置 ⑦ その他応急教育実施のために必要な措置 ⑧ 応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ⑨ その他住民との対応 ⑩ 災害時「教育」対策推進会議の運営事務
PTA、学校医、そ の他学校関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ① 「児童生徒等」の安否確認並びに安全確保に関する協力 ② 避難所における「応急教育」実施への協力 ③ 避難所・校区における「児童生徒等」の健康維持、「こころの ケア」対策に関する協力 ④ 登・下校の安全確保のために必要な協力 ⑤ 町が行う「児童生徒等」向け相談業務に関する協力 ⑥ その他町・県が行う災害時「教育」対策への協力
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 「児童生徒等」の安否確認並びに安全確保 ② 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 ③ 初期における避難所運営に関する協力

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 避難所及び校区における「児童生徒等」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策 ⑤ 疎開先の「児童生徒等」への教育的ケア ⑥ 登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置 ⑦ 応急教育対策計画案の検討並びに実施 ⑧ その他災害時「教育」対策に必要な措置
自治会組織等	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における「児童生徒等」の安否確認並びに避難所の運営に関する協力 ② 避難所における「応急教育」対策実施への協力 ③ その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力

2 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

- ① 町は、大規模な災害の発生又は発生するおそれがある場合、校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ② 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員等に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
 なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- ③ 校長等は児童生徒等及び学校施設に被害を受け又は、そのおそれがある場合、直ちにその状況を、文教班班長やその他関係機関に報告する。

(2) 児童生徒等の避難等

① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員やPTAその他協力団体は個々に適切な指示を行うものとする。

② 避難の誘導

校長等及び教職員・PTAその他協力団体は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、文教班やその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

③ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えると同時に、状況に応じ通学区域ごとの集団下校、又は教員及び協力団体による引率等の措置を講ずる。

④ 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場

合、校内に保護し速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに文教班班長に対し、児童生徒等数その他必要な事項を報告する。

⑤ 保健衛生

校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

3 応急教育

(1) 教育施設の確保

町教育委員会は、県と協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、体育館その他公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

- ① 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ② 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、茨城県教育委員会及び他市町村における教職員の応援を要請する。

(3) 教科書・学用品等の給与

応急教育実施のために必要と認める場合は、教科書・学用品を調達し、必要な児童生徒等に支給する。なお、以下には災害救助法の適用された場合の取扱いについて示す。

① 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を支給する。

② 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。ただし交通・通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県(知事)が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

③ 給与の方法

学用品は、文教班が教育委員会及び各校長等の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。ただし、学用品等の調達及び給与の実施が困難な場合には、県へ学用品等の調達及び給与の実施について応援を要請する。

④ 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う文教班、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

① 町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。

② 文教班班長は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校等と災害時の対応等について協議する。

③ 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

(5) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、校長等が文教班班長と協議し決定するが、初期においてはおおむね以下のとおり行う。

① 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗い等の 飲食関係の衛生指導	ア 児童生徒等のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
イ 衣類、寝具の衛生指導	イ 児童生徒等相互の助け合い、協力の精神を育て、
ウ 住居、便所等の衛生指導	ウ 集団生活の積極的な指導の場とする。
エ 入浴その他身体の衛生指導	

② 学習に関する教育内容

ア 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。
イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育理科の衛生等を主として指導する。
ウ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画へ移行する。

(6) 児童生徒等の「こころのケア」対策

大規模な災害が発生後、児童生徒等の「心」には傷が残ることから、文教班班長は、関係各班長その他関係機関、医師会等協力団体、その他専門家並びに各校長等と連携・協力して、学校における児童生徒等の「こころのケア」対策を行う。

第6節 災害救助法の適用

大規模な災害が発生し被害が生じた場合の救助は、災害救助法（以下「救助法」という。）により国の責任において行われるものであり、都道府県知事は、国の委任に基づき国の機関として救助の実施に当たることとなっている。災害救助法の適用を受けるための基準は、別に示すとおり全・半壊住宅数によることとなっている。

町長は大規模な災害が発生した場合、明らかに被害の程度が一定の基準を超えると推定されるため、被害の把握ができない場合でも、躊躇なく救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求め、被災者個人の基本的生活権の保護と城里町全体としての社会秩序の保全を図るとともに、対策の実施に伴う財政的・制度的根拠を担保する。

第1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、城里町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家1世帯＝全壊、全焼、流失した世帯	住家 1世帯
滅失住家1世帯＝半壊、半焼等著しく損傷した世帯	住家 2世帯
滅失住家1世帯＝床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯	住家 3世帯

2 住家の滅失等の算定

救助法の認定に際しては、住家の被害程度の認定が重要な要素となる。おおよその基準は、次のとおりである。

住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊、 全焼、流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの
住家の 半壊・半焼	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

住家の床上浸水	前記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
---------	---

3 住家及び世帯の単位

住家及び世帯の単位は次に示すとおりである。

区 分	単 位 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項の規定による。城里町に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

区 分	人 口 平成 22 年 国 勢 調 査	1号適用（町内の 住家減失世帯数）	2号適用（県内の住 家減失世帯数） 2,000世帯以上の時	3号適用 （厚生労働大臣と事前に 協議を必要とする）	4号適用
城 里 町	21,491人	50世帯以上	25世帯以上	* 1 * 2	* 3

* 1 県下の被害世帯数が 9,000 世帯以上あり、かつ城里町内の被害世帯数が多数であるとき。

* 2 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が減失したとき。

* 3 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。

第3 救助法の適用手続き

1 被害状況報告

町長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、被害状況報告表を用いて、福祉相談センター地域福祉課を経由し、県知事に対して報告する。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は救助法の規定による救助に着手しその状況を県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。また、災害救助期間の延長等特例申請については、福祉相談センター地域福祉課に行う。

第4 救助法による救助

1 救助の実施者

救助法の適用後の救助業務は、国において実施されるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならない。町は救助に関する職権の一部を以下のとおり知事から委任されている。

したがって、城里町の行う救助法に基づく救助活動、県知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき町長が応急措置を実施する。

救助法の適用後の救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実 施 者
収 容 施 設 の 供 与	町 長
応 急 仮 設 住 宅 の 設 置	県 知 事
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	町 長
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	町 長
医 療 及 び 助 産	県知事（救護班・日赤）及び町長
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	町 長
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	町 長
学 用 品 の 給 与	町 長
埋 葬	県知事（救護班・日赤）及び町長
死 体 の 捜 索 及 び 処 理	町 長
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	町 長

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、茨城県災害救助法施行細則に定める災害救助による救助の種類、方法及び期間（資料13-1）のとおりである。

第7節 応急復旧・事後処理

避難誘導班・医療救護班・応急復旧班

第1 建築物の応急復旧

大規模な災害が発生した場合、町内の各所で多数の住民が住宅を失ったり、そのままでは日常生活を維持できないような居住環境下におかれる。そして、時間の経過とともに、住民はただ生存だけを保証される災害発生初期の段階を経て、家族や自らの生活の復旧の手立てを考えるべき段階を迎える。

この段階においては、避難所は解消され個人のプライバシーが守られた居住空間が保証されることが必要不可欠となる。次に、「まちの復興」のための都市計画策定・事業化へと進む。非常時における都市計画は、平常時のそれと異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という順序で取り組むことが要求される。したがって、災害時における「住」対策は被災した住民の「自助」及び「互助」努力を基礎としつつ行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していく。

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

災害時における「住」対策の実施に当たっては、以下の5点を基本指針とする。

- ① 可能な限り現住宅の居住継続の方途を迫及する。
- ② 住民の自主的復旧を原則とする。
- ③ 民間活力を最大限活用する方途を迫及する。
- ④ 行政は、住民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。
- ⑤ 応急仮設住宅の建設に当たっては、実情に応じその構造・配置に十分配慮する。

(2) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国その他協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
住宅被災・避難期 (避難所 開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の被害状況の把握 ○ 被災建物の補強又は補修・解体の実施 ○ 応急仮設住宅の建設 ○ 公営空地住宅の確保 ○ 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○ 被災者向け相談業務 ○ 災害時「住」対策推進会議の設置・運営
住宅供給・帰宅期 (避難所)	災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅及び公営空地住宅の供給 ○ 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む） ○ 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

閉鎖以降)	15 日 目 以 降	○ 被災者向け相談業務 ○ 災害時「住」対策推進会議の運営
-------	------------	----------------------------------

(3) 災害時「住」対策実施体制

① 災害時「住」対策推進会議

大規模な災害が発生した場合、応急復旧班班長は、県・国その他協力団体・住民等と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。あわせて、各対策項目毎に関係各班・機関等からなる合同班会を設置する。

なお、推進会議の事務局を応急復旧班内に置き、事務局要員は応急復旧班及び関係各班職員をもってあてる。

② 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する町、関係機関・団体及び住民の役割はおおむね以下のとおりである。

名 称	役 割 の あ ら ま し
町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時「住」対策推進会議の運営事務 ○ 建物被害状況に関する調査及び集計 ○ 応急仮設住宅設営用地の確保 ○ 相談窓口の設置・運営 ○ その他住民との対応 ○ 県及び関係機関への応援要請
城里町内建設業関連業者その他建築関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ○ 被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ○ 町が行う被災者相談業務に関する協力 ○ その他町が行う災害時「住」対策への協力
町内宅地建物取引業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者向け賃貸住宅の斡旋に関する協力 ○ 町が行う被災者相談業務に関する協力 ○ その他町が行う災害時「住」対策への協力
地区復興委員会の結成・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ○ 被災者住宅への調査時の立ち会い ○ 被災者からの住宅修繕等の受付・集計・通知 ○ 融資制度その他行政等支援メニューの説明 ○ 行政サービス各種申込書の配布 ○ その他災害時「住」対策に必要な措置 ○ 発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ○ 行政・関係団体等との連絡・協議

(4) 相談窓口の活用

災害時「住」対策の実施に当たっては、建物の安全性をめぐる貸主と借主のトラブル、

建築物の補修、解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタント、その他の専門家による助言若しくは協議、あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。そのため、応急復旧班班長は、関係各班長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、本庁舎等に設置される相談窓口にて、相談業務を行うための要員を確保するよう努める。

2 住宅の応急修理

(1) 基本事項

① 修理時期及び予定戸数

修理戸数は原則として半焼又は半壊戸数の3割以内とし、応急修理は災害発生時から1か月以内に完成するものとする。

② 修理対象者

町は災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

(2) 資材調達

町において資材が不足した場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立式とし、建物の構造は災害時要援護者についても考慮したものとする。

(2) 設置戸数の決定

住戸数の設定は、本部長が県に対して要請する。原則として全焼、全壊又は流失戸数の3割以内で知事が決定する。

(3) 設置場所の提供等

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害の危険のないこと、通勤・通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。また、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならない。

用地の選定はそれらの点を踏まえ、応急復旧班班長が関係各班長・機関等の協力を得て、以下のとおり行う。

① 設置場所の主な調達先

区	分	管理者等	手続その他において留意すべき事項
町	町の公有地	各所管部	○ 平坦な地形にあり、面積1000㎡以上を有するものであること。
県	県の公有地	各所管部	○ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないこと。

国 有 未 利 用 地	関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である(国有財産法第22条第1項第3号)。 ○ 所管する関東財務局に照会し提供を要請する。
民 有 未 利 用 地	各 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交す。 ○ また、町、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申し立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。

② 設置場所選定上のめやす（建設地の条件）

- ア 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- ウ 通勤、通学その他生活再建のための便利がよいこと。
- エ 交通の便がよいこと。

応急仮設住宅建設予定場所については資料12-2による。

(4) 建設資材の調達

災害救助法適用後の応急仮設住宅建設のための資材等の確保については、原則として県が行う。なお、県から委任又は災害救助法が適用されない場合は、本部長が建設を決定し、応急復旧班班長が関係各班長・機関・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

① 資材等の主な調達先

区 分	調 達 先	備 考
プレハブ住宅用資材	城里町内の建設業 関連業者	作業員小屋用プレハブの手持ち在庫分の転用

(5) 入居者の選定等

町は、県が行う入居者の選定に際し、必要な資料を提供する。

選定基準については以下に基づき決定する。

- ① 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力では、住家を確保することのできない者であること。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない者（失業者、未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者、勤労者、中小企業者等）

ウ 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 応急仮設住宅の管理

- ① 県が管理するものについては、町はこれに協力する。(状況に応じて町は、県から委任をうける。)
- ② 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行い、その早期解消に努めるものとする。

第2 土木施設の応急復旧

道路・橋梁、河川管理施設等の公共土木施設が災害により被災し、それらの機能を停止若しくは低下された場合は、災害後の応急復旧対策の実施に重大な制約を受ける。

このことから、これらの公共施設が被災又は被災するおそれのある場合には町及び各施設を所管する機関は、応急措置を講じるとともに、関係機関と連携して、円滑な応急復旧対策実施のための体制を確立する。

「土木施設の応急復旧」として、「道路の応急復旧」「その他土木施設の応急復旧」(河川・橋梁等)及びそれら施設の応急復旧作業を行う要員をとりあげ、それぞれについて、利用者の安全確保と施設機能の早期回復を中心として、各所管機関がとるべき応急措置と応急復旧対策のあらましを示す。

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

- ① 大規模な災害による道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについては、総括班による調査活動、応急復旧班による道路パトロール、水戸土木事務所・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、情報班班長は、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
- ② 道路占用のライフライン施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。

なお、緊急のためその時間がない場合には、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり事後連絡する。

(2) 応急復旧対策

被災した町道については、原則として緊急輸送路線指定の道路(資料6-1)を優先し、応急復旧を行う。なお、道路の応急復旧は原則として2車線の通行が確保できるように行う。

2 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川管理施設

大規模な災害により、河川及び内排水路の堤防、護岸、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、以下のとおり応急・復旧に努めるとともに、排水に全力をつく

す。

- ① 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに必要な措置を実施する。
- ② 河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し移動排水ポンプの派遣を要請し、これにより排水作業を継続し被害の拡大を防止する。

また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもと実施する。

(2) 農業用施設の応急復旧

大規模な災害により農業用施設が被害を受けた場合は、応急復旧班は茨城県土地改良事業団（常北地域土地改良区事務運営協議会・桂土地改良区・岩船土地改良区）と協力して、被害状況を速やかに調査し応急復旧に努める。

① 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については常北地域土地改良区事務運営協議会・桂土地改良区・岩船土地改良区が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

② 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先的に補修を行う。

③ 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

④ 農道交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

1 対策実施上の基本指針

(1) 基本指針

大規模な災害が発生した場合における「ライフライン」の応急対策の実施に当たっては以下の6点を基本方針とする。

- ① 被害拡大要因ともなり得る「電気・ガス」については、ガスは災害発生直後に、また電気は消防・警察等の要請により、それぞれ被害甚大地域への供給停止措置をとる。

- ② あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- ③ 復旧再開に当たっては、可能な限り「面」全体となるよう各ライフライン機関が相互の連携・協力体制を確立する。
- ④ 復旧は、「供給・処理」施設から「需要家・末端」施設へ向けて行う。
- ⑤ 復旧は、官公庁、配水事務所、病院、ポンプ場、学校などの施設から優先的に行うとともに、早期復旧に努める。
- ⑥ 町、県等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

(2) 対策実施上の時期区分

対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど県・国等並びに各ライフライン機関と協議して決めるが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生直後の 緊急措置	災害発生直後 担当時間まで (当 日)	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置 ② 水道の火災発生地域への供給に関する必要な応援措置 ③ 下水道施設の使用継続並びに必要な応急措置 ④ 電話の「非常・緊急通話」確保のために必要な措置 ⑤ 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握 ⑥ 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立 ⑦ その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請 ⑧ 生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置
第一期応急 対策の実施 (避難所開設 期間)	災 害 発 生 後 14 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地域への代替サービスの供給 ② 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) <ul style="list-style-type: none"> ※ 電気— 期間中に復旧完了 ※ 電話— 期間中に復旧完了 ※ 上水道— 期間中に80%復旧(通水率) ※ 下水道— 期間中に80%復旧(通水率) ③ ライフラインに関する広報活動並びに相談業務 ④ 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営
第二期応急 対策の実施 (避難所閉鎖 以降)	災 害 発 生 後 15 日 目 以 降	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災地域への代替サービスの供給 ② 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧のめやす) <ul style="list-style-type: none"> ※ 上水道— 発生1か月以内100%復旧(通水率) ※ 下水道— 発生1か月以内100%復旧(通水率) ③ 本復旧計画の検討並びに実施 ④ ライフラインに関する広報活動並びに相談業務

⑤ 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営

(3) 災害時ライフライン対策実施体制の確立

① 城里町防災会議

本部長は、災害時における復旧が進むよう、必要に応じ城里町防災会議の開催並びに防災会議専門委員会を設置する。

② 生活関連施設復旧対策連絡協議会

応急復旧班班長は、大規模な災害が発生した場合には、町内の電気、LPガス、電話、下水道並びに水道の生活関連サービス施設（ライフライン）に係る二次災害発生の未然防止、「面」としてのトータルな「復旧」の実施等を推進するため各サービス所管部・機関の実務担当者からなる「生活関連施設復旧対策連絡協議会」を設置する。

2 電力施設の応急復旧

電力施設の応急復旧は、東京電力株式会社における防災計画による。

3 電話施設の応急復旧

電話施設の応急復旧は、東日本電信電話株式会社茨城支店における防災計画による。

4 LPガス施設の応急復旧

LPガス施設の応急復旧は、(社)エルピーガス協会城里支部における防災計画による。

5 上水道施設の応急復旧

(1) 上水道停止時の代替措置

第5節第5「生活救援物資の供給」に準ずる。

(2) 応急復旧の実施

① 作業体制の確保

水道事業者は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

なお、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業所等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。また、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

城里町指定水道工事事業者については、資料8-3参照。

② 応急復旧作業の実施

水道事業者は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- 施設復旧に当たる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることも想定すること。
- 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。

- 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網により給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

③ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材が不足する場合は、町に対し調達を要請する。

④ 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、町を通じて住民への広報を実施する。

6 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

① 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

② 仮設トイレの設置

避難所及び公園・緑地等のオープンスペース等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

① 作業体制の確保

応急復旧班は被害状況を迅速に把握し、作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

② 応急復旧作業の実施

応急復旧班は関係機関及び公共下水道排水設備指定工事店等（資料 8-4、8-5）に協力を要請し、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

ウ 住民への広報

応急復旧班班長は被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4 清掃・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

1 基本方針

(1) 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合の「環境・衛生」対策の実施に当たっては、以下の3点を基本指針とする。

- ① 町は、県知事に協力を要請する。
- ② 町は、対策の実施に当たって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村に加え平常時の区分にこだわることなく広く関連業種団体・専門家等の協力を求める。
- ③ 住民・事業所は、町・県等行政機関の行う災害時における「環境・衛生」対策の実施に最大限協力する。

(2) 災害時「環境・衛生」対策実施体制

① 災害時「環境・衛生」対策推進会議

大規模な災害が発生した場合、応急復旧班班長は、県に対し協力の要請をする。

また、医療救護班班長、その他関係班長、県・国・協力団体・住民と連携・協力し、災害時における「環境・衛生」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「環境・衛生」対策推進会議を設置する。

なお、推進会議の事務局を応急復旧班内に置き、事務局要員は応急復旧班並びに関係各班職員をもって充てる。

② 役割分担

災害時「環境・衛生」対策推進会議を構成する町・県・国その他関係機関・団体及び住民の役割は、おおむね以下のとおりとする。

名 称	役 割 の あ ら ま し
町 (応急復旧班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における「環境・衛生」対策推進会議の運営事務 ○ 災害廃棄物発生量に関する調査・推計・集計 ○ 災害廃棄物の収集及びそのために必要な措置 ○ 災害廃棄物の中間処理 ○ 防疫のための消毒作業並びに当面の薬剤・資機材の確保・調達 ○ 県が行う保健衛生活動に対する協力 ○ 環境保全要注意施設・区域の把握 ○ 相談窓口の設置・運営、その他住民との対応
廃棄物収集・処理許可業者 浄化槽清掃許可業者 その他環境・衛生関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の収集、中間処理、最終処分に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ○ 防疫・保健衛生のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ○ 環境保全のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ○ その他所掌業務に関する災害時の「環境・衛生」対策実施のための協力
地区復興委員会 住民自主管理組織の結成・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の「環境・衛生」対策に関する意見・苦情等の集約 ○ 災害廃棄物の分別・再利用のために必要な協力 ○ 発生量抑制のための障害物除去への協力 ○ 被災者住宅への消毒作業時の立ち会い ○ 避難所・被災地における感染症の発見、居住スペース・便所等の生活施設の衛生的管理並びに消毒・手洗の励行等に関する協力 ○ その他災害時「環境・衛生」対策に必要な措置 ○ 行政・関係団体等との連絡・協議

(3) 相談窓口の活用

災害時「環境・衛生」対策の実施に当たっては、建築物の除去、健康相談、衛生指導等、法律の専門家や保健師・栄養士・カウンセラーその他の専門家による助言若しくは協議、あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、医療救護班班長は、関係各班長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、町本庁舎に設置される相談窓口若しくは必要と認める避難所その他の施設において、相談業務を行えるよう必要な体制の確立に努める。

2 清 掃

(1) ごみ処理

① 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合における「ごみの処理」対策の実施に当たっては以下の4点を基本指針とする。

- ア 生ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- イ 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- ウ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- エ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「ごみ種」については、「仮置場」にいったん、搬送するなどして、被災地・被災施設からの排出を最優先で行う。

② ごみ排出量の推定

町は災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

③ 作業体制の確保

応急復旧班班長は、以下の手順により作業体制を確立する。

- ア 焼却処理施設、破砕処理施設（資料8-7、8-8）その他のごみ処理施設及び収集車その他の機材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- イ 「ごみ量」が町の有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ウ 委託業者・許可業者（資料8-6）等に協力を要請する。

④ 処理対策

処理対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね次の三つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの発生状況（収集場所、量、質等）の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○ 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するために必要な収集・搬出措置 ○ 有害ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 ○ 第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ○ 住民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他収集計画に関する広報
第一次処理対策	災害発生後 4日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一次処理対策の実施 ※ 避難所・医療対策施設からの収集 ※ 災害時要援護者専用施設からの収集 ※ その他拠点施設からの収集

(避難所 開設期間)	14 日目まで	※ 被災地放置ごみの収集 ○ 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○ 第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次処理対策 (避難所 閉鎖以降)	災害発生後 15 日目以降	○ 第二次処理対策の実施 ※ 城北地方広域事務組合ごみ処理施設における中間処理 ※ 仮置場における中間処理及び最終処分 ○ 有害ごみに対する安全対策上必要な措置 ○ 平常時収集体制への移行

(2) し尿処理

① 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合における「し尿の処理」対策の実施に当たっては、以下の3点を基本指針とする。

ア 仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。

イ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、収集委託・許可業者（資料8-6）の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。

ウ 処理施設（資料8-9）が被災した場合、県を通じ隣接市町（衛生組合等）に協力の要請を行う。

② し尿処理排出量の推定

町は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため、町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに作業計画を策定する。

し尿の処理対策実施に当たっては、以下の原単位を参考とする。

事 項	基 準	備 考
1人1日当たりのし尿排出量	1.4ℓ	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ1基容量	350ℓ	80人3日当たりのし尿排出量に相当
※ 1世帯当たりの想定人口	3.01人	平成22年10月1日現在・国勢調査

③ 作業体制の確保

応急復旧班班長は、医療救護班班長その他関係各班長の協力を得て、以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

ア し尿処理施設及びバキュームカーその他の機材並びに下水道施設の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。

イ 収集すべき「し尿量」が町の有する能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

④ 処理対策

処理対策の実施手順は災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね次の三つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿の要収集施設・場所、量等の把握及び防疫対策上緊急を要する応急措置 ○ 仮設トイレの補充確保及び必要な箇所への設置 ○ バキュームカーの補充確保 ○ 第一次処理対策実施計画の検討及び体制の確立 ○ 住民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに収集計画に関する広報
第一次処理対策 (避難所 開設期間)	災害発生後 4日目以降 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一次収集対策の実施 ※ 避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※ その他仮設トイレからの収集 ○ し尿の広域的処理（町の処理能力を上回る場合） ○ 第二次処理対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次処理対策 (避難所 閉鎖以降)	災害発生後 8日目以降 15日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次収集対策の実施 ※ 汲取り地域からのし尿の収集 ※ 避難所・医療対策施設等拠点施設からの収集 ※ その他仮設トイレからの収集 ○ し尿の広域的処理（町の処理能力を上回る場合） ○ 平常時収集・処理体制への移行

⑤ 仮設トイレの設置

応急復旧班班長は、下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な拠点施設・被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区 分	仮 設 ト イ レ 設 置 の め や す
設置すべき場所	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） イ その他被災者を収容する施設 ウ 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口 100 人当たり 1 箇所
設 置 期 間	下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

3 防疫活動

(1) 基本方針

医療救護班班長は、関係各班長並びに関係機関と協力・連携して、防疫・保健衛生対策を以下のとおり行う。

なお、被害が激甚又は町の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難若しくは実施しても不十分であると認めるときは、県に対し法に基づく代執行を行うよう要請する。

(2) 対策実施上の時期区分

大規模な災害が発生した場合における「防疫・保健衛生」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の三つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 3日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施 ○ 被災地の良好な衛生状態を維持するために必要な限度における消毒その他必要な応急措置の実施 ○ 第一次対策実施計画の検討及び体制の確立 ○ 住民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに防疫・保健衛生対策計画に関する広報
第一次対策 (避難所開設期間)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ※ 避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※ 避難所等の健康診査・栄養指導の実施 ※ 感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ※ 被災地における食品の衛生監視 ※ 被災者に対する入浴機会の確保 ※ 被災動物の保護収容対策 ○ 第二次対策実施計画の検討及び体制の確立
第二次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 仮設住宅等における防疫・保健衛生対策 ※ 仮設住宅等における巡回健康相談 ※ 仮設住宅等における巡回栄養指導 ※ 被災動物の保護収容対策 ○ 平常時防疫・保健衛生体制への移行

(3) 防疫計画の策定

医療救護班班長は、被害の状況などを考慮し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

町が行う初期防疫活動は、県指定医薬品販売業者、(社)茨城県薬剤師会等に協力を要請し調達する。

(5) 防疫措置等の実施

医療救護班班長は、本部長の指示があったとき又はその必要があると認めたときは、関係各班長と協力して、防疫作業班、保健衛生班等を編成し以下の業務を行う。

なお、各作業班の編成についてはその都度、医療救護班班長が決定する。町限りで困難と認める場合は迅速にその旨を水戸保健所に連絡し協力を要請する。

項 目	措 置 の あ ら ま し
被災者に対する衛生指導	避難所の被災者及びその他の一般被災者に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行を行う。
避難所の消毒	必要に応じて適宜便所その他の消毒を行う。
被災家屋等の消毒	被災家屋、下水のあふれ出し箇所その他必要と認める場所の消毒を行う。 なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
感染症患者の隔離等	状況に応じて隔離消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を行う。
被災井戸 (飲料水)の消毒	被災井戸の通報等により必要と認める場合に行う。 なお、消毒薬を交付して自主的に消毒するよう協力を求める。
県が行う防疫 対策への協力	臨時予防接種の実施その他。

(6) 代執行

大規模な災害により町の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、県の指示、命令により町が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分である場合は、県に対し法に基づく代執行を行うよう要請する。

(7) 食品衛生指導及び検査の実施

医療救護班班長の指示があったとき若しくは、その必要があると認めたときは、水戸保健所長に対し食品の衛生監視を要請する。

(8) 患者等の措置

被災地において、感染症患者又は病原体保有者を隔離収容するに当たっては、交通途絶等のため隔離病舎に隔離することが困難な場合は、近隣の非被災地内に臨時の隔離施設を設けるか自宅に隔離するなどの収容措置を講ずる。

(9) 予防教育及び広報活動の実施

町は、災害が予想される時期などにおいて、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教

育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともに「広報しろさと」、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ① 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
 - ② 避難所等における手洗いの励行
 - ③ 生水の飲用に対する注意
 - ④ 食中毒の防止のための注意
 - ⑤ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性
- (10) 記録の整備及び状況等の報告

医療救護班班長は、警察、消防等の関係機関や関係団体等と協力して以下の項目について被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を水戸保健所長に報告する。

- ① 被害状況
- ② 防疫活動状況
- ③ 防疫活動に必要な物品及び経費
- ④ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

4 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

応急復旧班班長は、城里町内建設業関連業者に障害物の除去に関する協力を要請する。災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物については、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。また、町のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(3) 河川等関係障害物の除去

河川等関係管理者は、所管する河川について、障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去を実施する。

第5 行方不明者等の搜索

大規模な災害が発生した場合には、町内の各所において多数の遺体収容作業を実施しなければならない事態が予想される。

遺族の心情からも一刻も早く「火・埋葬」を完了させる必要がある。したがって対策の実施に当たっては、被災地において必要となる搜索・収容・埋葬作業の各要員・資材、検案作業を行うための「遺体安置所」「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペース若しくは施設）を確保し効率的に運用し、町域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設を多数かつ迅速に確保することが重要となる。

そのため町は町内葬祭事業者、寺社等の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的若し

くは全国的な、しかも官民を問わない応援体制の確立により対処する。

1 基本方針

(1) 対策実施上の時期区分

「遺体の捜索・収容・埋葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の2つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間のめやす	措 置 の め や す
災害発生初期 の緊急措置	災 害 発 生 後 7 日 目 まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等における「要捜索者名簿の作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握 ○ 遺体の捜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 ○ 遺体の捜索・遺体安置所への収容 ○ 収容された遺体の検案・火葬 (期内完了目標) ○ 住民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の捜索・収容・火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第 二 次 対 策	災 害 発 生 後 8 日 目 以 降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次対策計画の実施 ※ 要捜索者名簿に基づく捜索・収容・埋葬 ※ 行方不明者捜索作業の完了時期に関する検討 ※ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討 ○ 第二次対策計画に関する広報並びに相談受付業務

2 行方不明者等の捜索

消防団長は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等については、消防職員、消防団員、自治会組織をはじめとする地元のボランティア等と連携・協力して捜索する。

また、町だけでは十分な対応ができない場合、県及び市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは本章第3節「応援・派遣」を参照のこと。

3 遺体の処理

避難誘導班は、警察、(社)茨城県医師会及び、その他の関係機関と連携・協力し、遺体の処理を実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには町及び県が行う。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、医療防疫班、(社)茨城県医師会に協力し、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行うとともに遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検 案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、(社)茨城県医師会に協力を要請し実施する。ただし、遺体が多数の場合、町のみで十分な対応が困難な場合には、県、日赤茨城県支部、関東信越厚生局等に協力を要請する。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

避難誘導班班長は検視、検案を終えた遺体について、関係各班並びに警察署、自治会組織等の協力を得て、以下のとおり収容（安置）、一時保存する。

① 遺体収容所（安置所）の設置

避難誘導班班長は、適切な場所（寺社、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中し、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

② 棺の確保

町は死者数、行方不明者数を早期に把握し、町内葬儀業者等の協力を得て、棺・ドライアイス等を確保する。

③ 身元不明遺体の集中安置

避難誘導班班長は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

④ 身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

4 遺体の埋葬

遺体の埋葬は、原則として火葬する。引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合、避難誘導班が応急措置として、遺体の火葬場への搬送を実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県に対し応援の要請を行う。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺社等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第2編 風水害対策計画編

◆第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

総務課・税務課・町民課・産業振興課・都市建設課

災害時には、多くの住民が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで町は、被災者の速やかな生活再建への立ち上がりを促し、復旧支援施策を行うことが必要となる。

町は、災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

第1 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び受付

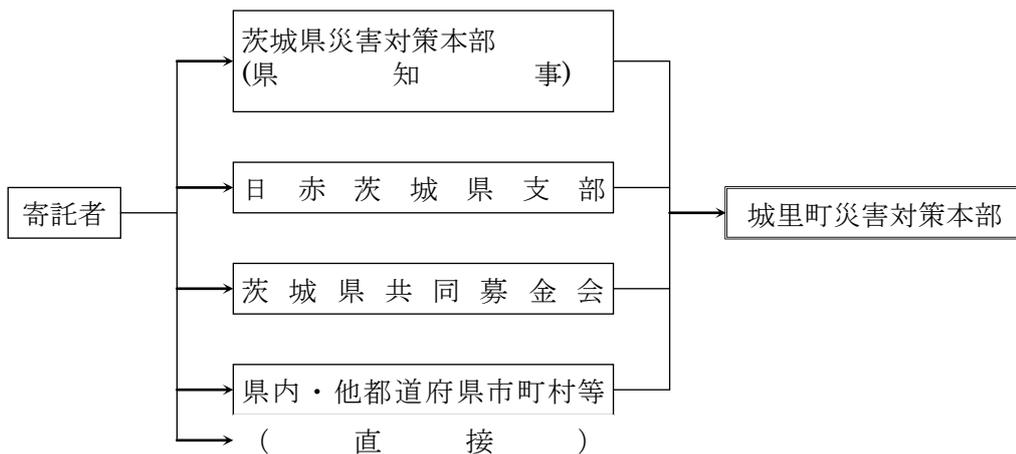
(1) 募集及び受付

義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、町は県等の行政機関とともに、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付は、避難誘導班が担当する。

募集に当たっては、県・日赤茨城県支部・茨城県共同募金会と連携を図りながら、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

義援金品の受入れ経路



(2) 義援金品の受入れ

町に寄託された義援金品については、他の救援物資等と同様に、総括班班長が受入れから配分までの業務を行う。

2 義援金品の保管

寄託された被災者に対する義援金は、町指定金融機関で適正に保管する。

3 義援金品の配分

町は、義援金配分委員会を設置し、その中で決定された義援金品の配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき制定した城里町条例の定めるところにより実施する弔慰金の支給制度は以下に示すとおりである。

対象となる災害	① 城里町において住家が5世帯以上滅失した自然災害 ② 茨城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ③ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、町（1/4）

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した城里町条例の定めるところにより実施する障害見舞金の支給制度は以下に示すとおりである。

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
障害の程度	上記の災害により法別表に定める程度の障害を有する者となった者
支給額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	災害弔慰金に同じ

(3) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定した城里町条例に定めるところにより実施する貸付制度は以下に示すとおりである。

対象となる災害	① 城里町に災害救助法が適用された場合の自然災害 ② 茨城県内における災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170(250)万円 ④ 住居の全壊 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員 町民税における総所得金額
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
		5人以上 1人増すごとに 730万円に30万円を加えた額
	ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	
	貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)	
償還期間	10年 (据置期間を含む)	
償還方法	年賦又は半年賦	
財源	貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担	

2 県による資金の貸付等

大規模災害時において、県で実施される資金の貸付や融資等には以下の様なものがある。

- (1) 生活福祉資金の貸付
- (2) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (3) 農林漁業復旧資金
 - ① 天災融資法に基づく融資
 - ② 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
 - ③ 農林漁業金融公庫 (農林漁業施設資金)
 - ④ 農業災害補償

(4) 中小企業復興資金

以上の資金について、町は県に対し迅速かつ円滑に行われるよう協力するとともに、関係各班、関係機関・団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に実施する。

3 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資制度である。

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補償資金の貸付を行う。

町及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早急に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

対象となる災害	① 城里町に災害救助法が適用された場合の自然災害 ② 茨城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	① 木造等 1,100万円以内 ② 耐火、簡易耐火 1,160万円以内
土地取得費	770万円以内
整地費	380万円以内
償還期間	① 木造 25年以内 ② 準耐火 30年以内 ③ 耐火 35年以内

(2) 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者
貸付限度	① 木造等 10万円以上590万円以下 ② 準耐火、耐火 10万円以上640万円以下
移転費	380万円以内
整地費	380万円以内
償還期間	20年以内

(3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、町はり災者の希望により災害の実態を調整したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支店に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

4 り災証明書の発行

(1) 担当部

り災証明書の発行事務は、現地調査を税務課が担当し、申請受付及び発行を町民課が担当する。

(2) 発行の手続き

町民課は、災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行するものとする。なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、「り災証明書」を発行するものとする。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住家	① 全壊（全焼） ② 流失 ③ 半壊（半焼） ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水
人	① 死亡 ② 行方不明 ③ 負傷

(4) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

第3 租税及び公共料金等の特例措置

1 租税等の徴収猶予及び減免の措置

(1) 町税

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があ

ったときは、町長が納期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

減免措置の対象となる税目等

税目	減免の内容
個人の町民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。

(2) 保育料金の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することが出来ないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(3) 県税・国税

国及び県は、災害による被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置

その他関係機関が行う、被災者の生活確保に関する対応については以下のようなものがある。

(1) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社

① 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵政書簡（1枚）の無償交付
被災地の集配郵便局長が決定する。

② 被災者の差し出す郵便物（第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除
被災地を所管する地方郵政局長が決定する。

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会

にあてた被災者援助を内容とした小包又は現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

イ 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

④ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 東日本電信電話株式会社茨城支店

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し料金等又は工事に関する費用を減免することがある。

(3) 東京電力株式会社（茨城支店）

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の認可を得て、電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4 雇用対策

1 職業のあっせん

大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、町は県及び水戸公共職業安定所の長と協力し、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職へのあっせんについて県に対し要請する。

(1) 窓口の設置

町は、被災者のための臨時職業相談窓口の設置を、県に対し要請する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

町は、公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談等について県に対し要請する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者のあっせん

町長は、災害救助法が適用され町内の労務需要が高い場合、労働者のあっせんを県に対し要請する。

第5 住宅建設の促進

1 建設計画の作成

町は、住宅被害の実態を把握し、県の助言・指導を得て住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

2 事業の実施

町及び県は、建設計画に基づき災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

町は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定について、県の助言・指導を得て作成する。

第6 被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金の支給を行う。

町は、法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

1 対象となる自然災害

- (1) 町域において、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合
- (2) 町域において、10以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (3) 県域において、100以上の世帯の住宅が全壊した場合

2 被災世帯の要件及び支給上限額

収入額合計 (総所得金額合計)	世帯主の年齢等	支給上限額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

第2節 被災施設の復旧

総務課・町民課・産業振興課・都市建設課

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

この節では、災害復旧事業計画の作成から、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成、そして災害復旧の実施にいたるまでの手順のあらましについて示している。

第1 災害復旧事業計画の作成

町の各課は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を、以下の基本方針に基づき、速やかに作成する。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
- (2) 農林水産施設事業復旧計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応
〔城里防〕

じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である被害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合の、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は本章第3節「激甚災害の指定」を参照。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第4 解体、がれきの処理

1 作業体制の確保

町民課は建設課と協力し、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

2 処理対策

(1) 状況把握

町民課は、城北地方広域事務組合等関係機関・団体に、巡視等から迅速に被災地域の状況を把握するよう要請する。

(2) 処理の実施

町民課は、(1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川について、解体、がれき処理を実施する。その際、分別・減量化・再利用等を考慮し、特にアスベスト等の有害廃棄物については適切な処理を行う。また、必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(3) 集積地の確保

町民課は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して集積地の確保を要請する。

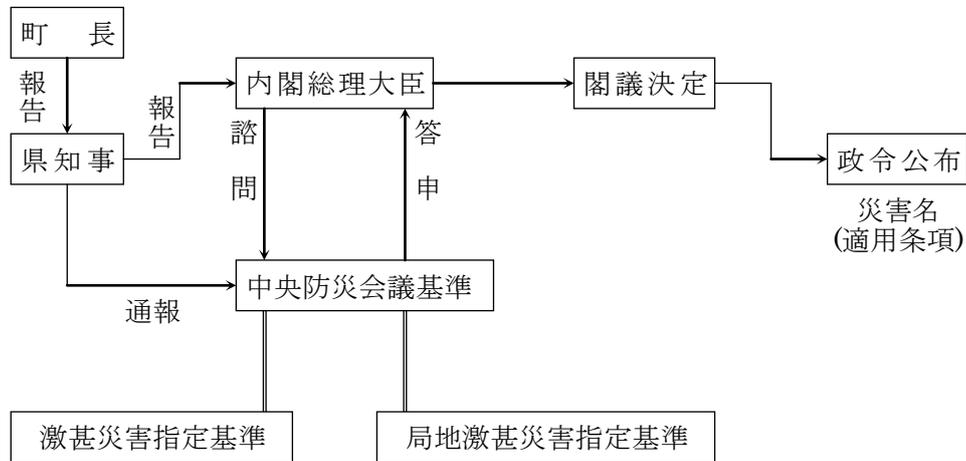
第3節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（「激甚災害」という。）に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害に指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する必要がある。

第1 激甚災害指定の手続き

町長は災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。

なお、被害が激甚なため激甚災害指定の手続をする場合の流れは以下に示すとおりである。



第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決

定) の二つの指定基準がある。

激甚災害基準

適用すべき措置	激 甚 災 害 と さ れ る 被 害 の 程 度
<p>法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担 事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5</p>
<p>法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円</p>
<p>法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の1及び2の要件に該当する被害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5</p> <p>であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p>

<p>の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3</p>
<p>法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100 分の 1</p>
<p>法第 12 条、13 条、15 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。) × 100 分の 0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100 分の 0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100 分の 2</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特別措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第 16 条 (公立社会教育施設災害復</p>	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>

<p>旧事業に対する補助)、法第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、法第19条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	
<p>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 減失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の減失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 減失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 減失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2条の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

局地的激甚災害基準

適用すべき措置	局地的激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方</p>	<p>1 公共施設災害関係 $\left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村負担の当該災害に係わる} \\ \text{公共施設災害復旧事業等(激甚法第} \\ \text{3条第1項第1号及び第3号~第14} \\ \text{号の事業)の査定事業費の額} \end{array} \right\} > \left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の} \\ \text{当該年度} \\ \text{標準税収額} \end{array} \right\} \times 0.5$ <p>に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p> </p>

<p>公共団体以外のも のが設置した施設 に係わるものにつ いて激甚法第2章 の措置</p> <p>2 右の市町村が当 該災害につき発行 を許可された公共 土木施設及び公立 学校施設小災害に 係わる地方債につ いて激甚法第24 条第1項、第3項 及び第4項の措置</p>	
<p>1 右の市町村区域 内で左の市町村等 が施行する当該災 害復旧事業に係わ る激甚法第5条、 第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当 該災害につき発行 を許可された農 地、農業用施設及 び林道の小災害復 旧事業に係わる地 方債について激甚 法第24条第2項 から第4項までの 措置</p>	<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の区域内の当該災害} \\ \text{に関わる農地等災害復旧事業} \\ \text{(激甚法第5条第1項規定の農} \\ \text{地農業用施設及び林道の災害復} \\ \text{旧事業) に要する経費の額} \end{array} \right\} > \left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の} \\ \text{当該年度の農} \\ \text{業所得推定額} \end{array} \right\} \times \frac{100}{10}$ <p>に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外) が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の 額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>
<p>右の市町村の区域 内で右の市町村等 が施行する森林災害復 旧事業に係る激甚法 第11条の2の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の区域内の当} \\ \text{該災害に係わる林業被害} \\ \text{見込額(樹木に係わるもの} \\ \text{に限る。以下同じ。)} \end{array} \right\} > \left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村に係わる当該年} \\ \text{度の生産林業所得(木材生産} \\ \text{部門) 推定額の1.5倍。} \end{array} \right\}$ <p>ただし、</p> $\left(\text{当該林業被害見込額} \right) < \left\{ \begin{array}{l} \text{当該年度の全国生産林} \\ \text{業所得(木材生産部門)} \\ \text{推定額} \end{array} \right\} \times \frac{100}{0.05}$ <p>の場合を除く。かつ、大火による災害にあつては、</p>

	$\left\{ \begin{array}{l} \text{当該災害に係わる} \\ \text{要復旧見込み面積} \end{array} \right\} > \left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の民有林面積} \\ \text{(人工林に係わるものに} \\ \text{限る。)} \end{array} \right\} \times \frac{100}{25}$ <p>の市町村が1以上ある災害</p>
<p>1 右の市町村区域内で中小企業者が必要とする当該復旧資金等に係わる激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p> <p>2 右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係わる激甚法第12条第13条及び第15条の措置</p>	<p>4 中小企業者施設災害関係</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の区域内} \\ \text{の当該災害に係わる} \\ \text{中小企業関係被害額} \end{array} \right\} > \left\{ \begin{array}{l} \text{当該市町村の当該年度の} \\ \text{中小企業所得推定額} \end{array} \right\} \times \frac{100}{10}$ <p>に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>

第4 特別財政援助額の交付手続き

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

第4節 防災関係機関の復旧計画

第1 東日本電信電話株式会社茨城支店における災害復旧計画

1 通信そ通の応急措置

災害のため通信が途絶、又は著しくふくそうしたときは、次の方法により速やかに通信のそ通を図る。

- (1) 可搬型無線機、及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- (2) 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用
- (3) 臨時回線の作成
- (4) 回線の分断、延長若しくは中継経路の変更
- (5) 特設公衆電話の設置

2 ケーブルルートの復旧順位

各市町村（電話交換センター）間を結ぶケーブルルートの復旧については、被災地間の復旧を第一義として実施する。

第2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店における災害復旧計画

- (1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに努める。

- (2) 応急復旧の実施

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

第3編 震災対策計画編

◆第1章 災害予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第1節第1「対策に携わる組織の整備」に準ずるものとする。

第2 相互応援体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第1節第2「相互応援体制の整備」に準ずるものとする。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準ずるものとする。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

なお、情報通信設備の耐震化については、特に留意するものとする。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第2節第1「防災まちづくりの推進」に準ずるものとする。

第2 建築物の不燃化・耐震化の推進

地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進していく。

1 建築物の耐震化の推進

建築物の耐力度調査及び耐震診断を推進し、町耐震改修促進計画の策定に努める。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

① 耐震診断マニュアルの作成〔都市建設課・関係各課〕

既存の耐震診断基準等の有効的な活用を図るため、県に準じ耐震診断技術マニュアル（木造編、鉄骨造編、鉄筋コンクリート造編）を整備し、町内の建築士による耐震診断の促進を図る。

② 広報活動等〔総務課・都市建設課〕

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

③ 所有者等への指導等〔都市建設課・関係各課〕

定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 建築物の落下物対策の推進〔総務課・都市建設課・各施設所管課〕

① 一般建築物の落下物防止対策

災害時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、町は建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策〔都市建設課・関係各課〕

地震等によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

① 町は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努

める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

- ② 町は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ③ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④ 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 建築物の耐火及び不燃化の推進〔都市建設課〕

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

(1) 液状化予防対策〔都市建設課〕

- ① 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する（根拠指定：建築基準法施行令第42条）。
- ② 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

(2) 液状化対策工法〔都市建設課〕

地盤に液状化可能性がある地域は、次の対策を指導する。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ② 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

4 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化〔健康福祉課・教育委員会〕

町及び病院、学校、幼稚園等不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び老朽化している建物については耐震補強工事を推進する。

(2) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化〔健康福祉課・教育委員会・各施設所管課〕

町は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行い、不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者に対し、耐震診断又は必要に応じ耐震改修を行うよう要請する。

第3 建築物の液状化被害予防対策の推進

1 公共土木構造物の液状化対策の推進

(1) 道路橋梁〔都市建設課〕

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、液状化が予想さ

れる地盤を改良して液状化しないようにしたり、固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて橋梁の破壊を防ぐ。

(2) 上下水道施設〔下水道課・水道課〕

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 ライフライン施設の液状化対策の推進〔総務課・都市建設課〕

町の施設、防災関係機関及び医療機関その他防災拠点施設となる建築物に対し、地盤改良等により、液状化対策を講ずるよう努める。

3 液状化対策工法の実施促進

液状化現象等により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設設備に当たっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討する。

(1) 土木施設構造物〔都市建設課〕

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）についての液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。

(2) 建築物〔都市建設課〕

建築物の液状化対策工法としては、建築物に施す対策工法と地盤改良工法とに大別される。

(3) 地下埋設物（上下水道施設）〔下水道課・水道課〕

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

4 液状化に関する情報公開の促進〔総務課・都市建設課〕

町の液状化に関する情報公開をいっそう進めるとともに、「液状化対策工法の普及啓発」に努める。

建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する啓発に努める。

第4 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第2節第3「土木施設の整備の推進」に準ずるものとする。

第5 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

具体的な施設については、第2編第1章第2節第4「ライフライン施設の災害対応力の強化」に準ずるものとする。

第6 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

1 地盤災害危険度の把握〔総務課・都市建設課〕

地形、地質、土質、地下水位や既往災害等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。また、データベースを活用して、地域の災害危険度に関する調査を行う。その結果を、防災カルテや防災地図の形で公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

2 土地利用の適正化の誘導〔総務課・都市建設課〕

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。そのためには、地域の災害危険度の把握を的確に行い、防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用を確保する。

また、災害に弱い地区についての土地利用については、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(1) 土砂災害危険箇所の周知の徹底

危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図る。

○ 消防・防災事業

3 斜面崩壊防止対策の推進〔総務課・都市建設課〕

土砂災害から、住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の治山事業を推進する。

また、地震の発生により地盤が緩み、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度を、町においても実施するべく県・関係機関等と連携・協力し積極的な対応を図る。

ソフト対策については、危険箇所を地域防災計画に掲載し、危険区域に標識を設置し、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督〔都市建設課〕

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準〔都市建設課〕

① 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めないよう県と協議する。

② 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

第7 危険物等施設の安全確保

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第2節第9「危険物等施設の安全確保」に準ずるものとする。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第3節第2「消火活動、救助・救急活動への備え」に準ずるものとする。

第3 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、町及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

具体的な施策については、第2編第1章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

第4 被災者支援のための備え

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第3節第4「被災者支援のための備え」に準ずるもの

とする。

第5 災害時要援護者安全確保のための備え

近年の災害では、災害時要援護者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町及び災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から災害時要援護者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第3節第5「災害時要援護者安全確保のための備え」に準ずるものとする。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人一人が日ごろから地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、町、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。

また、防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第4節第1「防災教育」に準ずるものとする。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

具体的な施策については、第2編第1章第4節第2「防災訓練」に準ずるものとする。

第3 災害に関する調査研究

1 予防計画実施のための基本的考え方

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範囲でかつ複雑である。このため、地震災害に関する調査研究機関との連携を図りながら、防災アセスメント調査(町、県)、ライフライン事業所における資料等を活用し、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 計画内容

(1) 基礎的調査研究〔総務課〕

町内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で町域の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、災害に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。例えば次のようなものがある。

① 自然条件

ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

イ 活断層の状況(活断層の分布、活断層の動態等)

活断層の分布及び活動状況等

ウ 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測器機のネットワーク化を図る。

② 社会条件

ア ハード面

- (ア) 建築物の用途、規模、構造等の現況
- (イ) 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- (ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- (エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

イ ソフト面

- (ア) 昼夜間人口、災害時要援護者等の人口分布
- (イ) 住民の防災意識等

③ 災害事例

国内外において発生した大規模災害の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い対策立案に資する。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

① 関連図書ライブラリーの整理〔総務課〕

大規模災害の研究報告書、出版物、資料等の収集を行い、図書ライブラリーとして整備する。

② 各種データの保存〔総務課〕

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう、施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

(3) 災害対策に関する調査研究〔総務課〕

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- ① 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ② 地震被害軽減のための調査研究
- ③ 防災教育・訓練のための調査研究
- ④ 応援・派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧ 災害復旧・復興のための調査研

第3編 震災対策計画編

◆第2章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

総括班

第1 職員参集・動員

町は、町域内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第1節第1「職員参集・動員」に準ずるものとする。ただし、動員配備体制の基準及び内容については以下による。

動員配備体制の基準及び内容

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	●町内震度が4を記録したとき。	●総務課長、総務課長補佐、防災担当職員、人事グループ係長及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	
警戒体制 (事前配備)	第1	●災害の状況により総務課長が必要と認めたとき。	●総務課長、総務課長補佐、防災担当職員、人事グループ係長
	第2	●町内震度が5弱を記録したとき。	●本庁の災害対策本部員の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制とする。
非常体制	第1	●町内震度が5強以上を記録したとき。 ●「警戒宣言」が発令された場合 ●災害の状況により町長が必要と認めたとき。	●地震災害応急対策が円滑に行える体制とする。 (職員の1/4程度)
	第2	●町内震度が6弱以上を記録し局地災害が発生したとき。 ●災害の状況により町長が必要と認めたとき。	●人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制とする。 (職員の1/4程度)
	第3	●地震により、大規模な災害が発生した場合 ●町内に激甚な災害が発生した場合 ●災害の状況により町長が必要と認めたとき。	●大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制とする。 (全職員)

- ※ 配備該当基準のいずれか一つに該当する場合、適用される。
- ※ 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制による参集を行う。

第2 災害対策本部

町及びその他の防災関係機関は、町内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達

総括班・広報班

第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節第1「通信手段の確保」に準ずるものとする。

第2 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるものとする。

ただし、地震情報の種類等については以下のとおりとする。

水戸地方気象台は、茨城県域で地震が観測された場合、以下の内容の地震情報を発表し、関係機関に通知する。

「総括班」は、県震度情報ネットワークシステム等により上記の地震情報を受報した場合、震度に応じた応急活動体制の準備に入るものとする。

■地震情報の種類と解説（水戸地方気象台）

情報の種類	発表時間	内 容
震度速報	発生後 2～3分	地震発生約2分後に、震度3以上を観測した地域名（茨城県の場合は、茨城県北部と茨城県南部）と地震の発生時刻を発表します。
震源	発生後 5～10分	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、津波のおそれがない場合「津波の心配なし」を発表します。
震源・震度		地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表します。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表します。
各地の震度	発生後 適時	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）を発表します。
地震回数		地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表します。

第3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切

な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるものとする。

第3節 応援・派遣

総括班

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

町長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準ずるものとする。

第2 応援要請・受入体制の確保

町では、県内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準ずるものとする。

第3 他市町村被災時の応援

1 他市町村への応援・派遣

町は、他市町村において大規模な地震が発生した場合で自力による応急対策が困難なため、県又は被災市町村から応援要請があった場合、災対法第67条に基づき応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、自主的に応援することができるとする。

具体的な施策については、第2編第2章第3節第3「他市町村被災時の応援」に準ずるものとする。

第4 郵便局との相互応援協力

町内に大規模な地震が発生した場合において、応急対策を円滑に遂行するため町は、町内の郵便局と協定を締結している。

具体的な施策については、第2編第2章第3節第4「郵便局との相互応援協力」に準ずるものとする。

第4節 被害軽減対策

総括班・避難誘導班・医療救護班・
消防団

第1 警備対策

大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から住民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため茨城県笠間警察署は、茨城県警察大震災警備計画等に基づき早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第4節第1「警備対策」に準ずるものとする。

第2 避難勧告・指示・誘導

地震による災害が発生した場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準ずるものとする。

第3 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節第3「緊急輸送」に準ずるものとする。

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動

地震発生による火災、浸水、海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節第4「消火活動、救助・救急活動」同第5「水防活動」に準ずるものとする。

第5 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機

関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第4節第6「応急医療」に準ずるものとする。

第6 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第4節第8「危険物等災害防止対策」に準ずるものとする。

第5節 被災者生活支援

総括班・避難誘導班・医療救護班
・文教班

第1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第1「被災者の把握」に準ずるものとする。

第2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準ずるものとする。

第3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準ずるものとする。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第4「ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」に準ずるものとする。

第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民

の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第5「生活救援物資の供給」に準ずるものとする。

第6 災害時要援護者安全確保対策

地震災害時には、災害時要援護者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第6「災害時要援護者安全確保対策」に準ずるものとする。

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、町の教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節第7「応急教育」に準ずるものとする。

第6節 災害救助法の適用

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を申請することにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

第1 被害状況の把握及び認定

救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第6節第1「被害状況の把握及び認定」に準ずるものとする。

第2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第6節第2「救助法の適用基準」に準ずるものとする。

第3 救助法の適用手続き

町長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、知事に対して報告する。

具体的な施策については、第2編第2章第6節第3「救助法の適用手続き」に準ずるものとする。

第4 救助法による救助

町は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第6節第4「救助法による救助」に準ずるものとする。

第7節 応急復旧・事後処理

避難誘導班・医療救護班・応急復旧班

第1 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第7節第1「建築物の応急復旧」に準ずるものとする。

ただし、震災により耐震性が低下した建築物による二次災害を防止するための応急危険度判定については、以下による。

1 応急危険度判定

応急復旧班班長は、二次災害による被害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請し、判定士の指揮・監督を行う。

2 応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、町が負う。

(2) 判定作業概要

- ① 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（(財)日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

3 被災宅地危険度判定

(1) 判定の基本的事項

- ① 危険度判定は、被災した町長が行うものとする。
- ② 県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、町長が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
 - ② 県は、判定士の派遣計画や後方支援を行う。
- (3) 判定作業概要
- ① 判定作業は、町長の指示に従い実施する。
 - ② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
 - ③ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
 - ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。

第2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第7節第3「ライフラインの施設の応急復旧」に準ずるものとする。

第4 清掃・防疫・障害物の除去

震災による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」に準ずるものとする。

第5 行方不明者等の探索

震災により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を探索し、又は震災の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第7節第5「行方不明者の探索」に準ずるものとする。

第3編 震災対策計画編

◆第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

総務課・税務課・町民課・都市建設課

第1 義援金品の募集及び配分

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町は、震災時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第1節第1「義援金品の募集及び配分」に準ずるものとする。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町及び茨城県社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準ずるものとする。

第3 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準ずるものとする。

第4 雇用対策

地震により、離職を余儀なくされたり災者に対し、町は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第1節第4「雇用対策」に準ずるものとする。

第5 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町は災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を実施する。町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融公庫による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第1節第5「住宅建設の促進」に準ずるものとする。

第6 被災者生活再建支援法の適用

県は市町村単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、経済的理由等で自力による生活再建が困難な者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

町は被害状況を収集し、県に報告。県と連携を図りながら支援金の支給事務を行う。

具体的な施策については、第2編第3章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準ずるものとする。

第2節 被災施設の復旧

総務課・町民課・産業振興課・都市建設課

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

具体的な施策については、第2編第3章第2節第1「災害復旧事業計画の作成」に準ずるものとする。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

具体的な施策については、第2編第3章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」に準ずるものとする。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため町は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

具体的な施策については、第2編第3章第2節第3「災害復旧事業の実施」に準ずるものとする。

第4 解体、がれき処理

町は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

具体的な施策については、第2編第3章第2節第4「解体、がれきの処理」に準ずるものとする。

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第1 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

具体的な施策については、第2編第3章第3節第2「激甚災害に関する被害状況等の報告」に準ずるものとする。

第2 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合町長は、その被害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を速やかに県知事に報告する。内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

具体的な施策については、第2編第3章第3節第1「激甚災害指定の手続き」に準ずるものとする。

第4節 復興計画の作成

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

第1 事前復興対策の実施

町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

また、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

第2 震災復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

第3 震災復興方針・計画の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

また、町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4 震災復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

また、複数の市町村にまたがって、広域的な被災市街地復興推進地域の指定を行う場合は、県知事が定める都市計画として都市計画決定する。

2 震災復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部署を、必要に応じ設置する。

(2) 震災復興事業の実施

町は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第4編 個別対策計画編

◆第1章 航空災害対策計画

第1章 航空災害対策計画

本計画は、町域において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

第1 茨城県の航空状況

茨城県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが3か所（宍戸、前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））ある。城里町には飛行場等はないが、県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されており、航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

町防災関係機関は、以下の点について平常時より十分な備えをしておく。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講じるとともに、関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

- ① 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。
- ② 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、第2編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関

は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編第1章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編第1章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

(1) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(2) 災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 航空事故情報等の収集・連絡

(1) 航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないものとする。

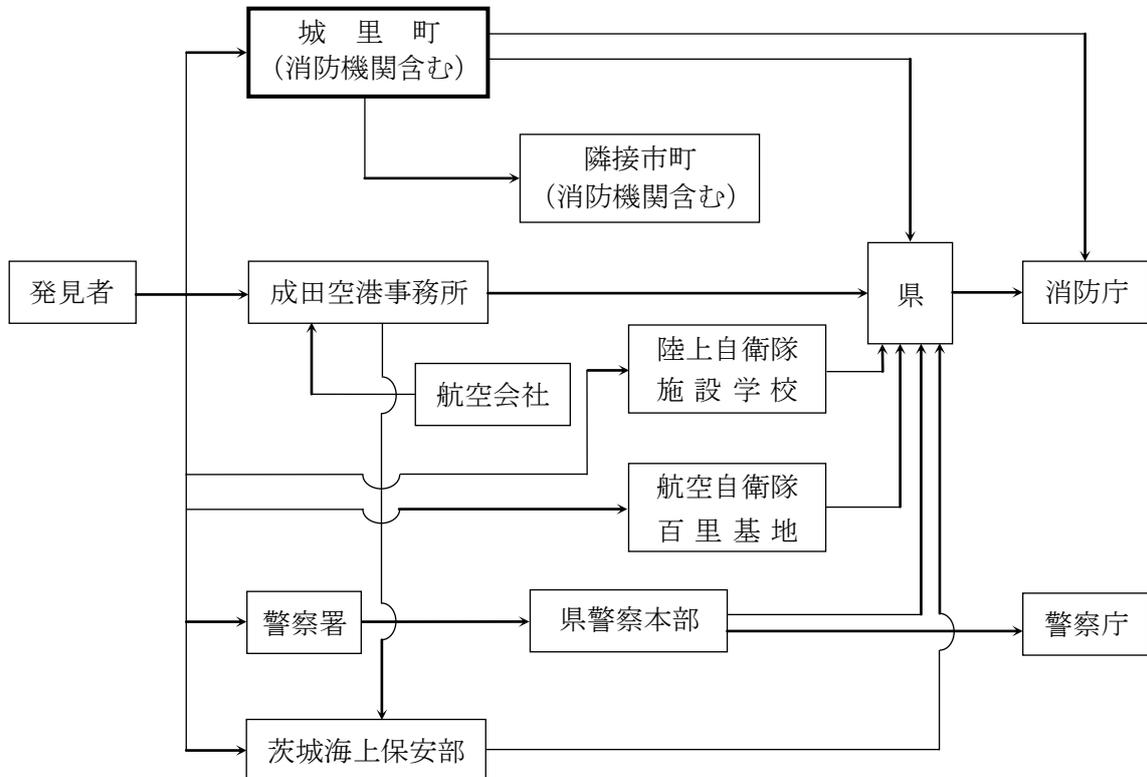
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

(2) 町は航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

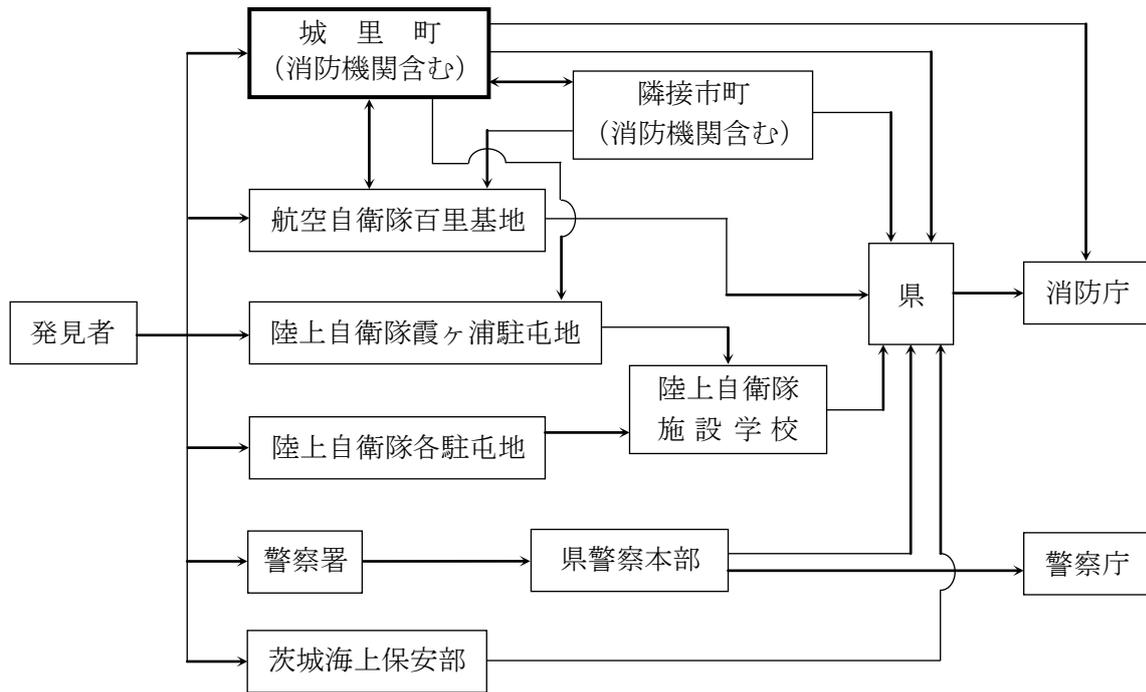
2 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



(連絡先一覧)

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	震災等応急室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
成 田 空 港 事 務 所	航空管制情報官	0476-32-6410又は6411 (同 左)
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304 (同 左)
陸上自衛隊施設学校	総務部警備課	029-274-3211 内線230 (同 左)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線2410 (同 内線2302)
航空自衛隊第7航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線231 (同 内線215)
茨 城 県	消 防 防 災 課	029-301-8800 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

3 応急対策活動情報の連絡

町は県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

2 広域的な応援体制

県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節第2「応援要請・受入対策の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに第2編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

町は主として以下の活動を実施することとする。

1 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

さらに必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編第2章第4節第5「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難勧告等については、第2編第2章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準じて実施するものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町及び道路管理者は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

また、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとし、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

町は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 遺族等事故災害関係者の対応

町は遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし、特に、町にあっては、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

第4編 個別対策計画編

◆第2章 道路災害対策計画

第2章 道路災害対策計画

本計画は、町域において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 城里町の道路交通状況

城里町の道路は、水戸市から宇都宮市に至る国道123号が町の東部を南北に縦断するほか、主要地方道の県道39号笠間緒川線、同51号水戸茂木線、同52号の石岡城里線、同62号日立笠間線及び一般県道の阿波山徳蔵線、真端水戸線、赤沢茂木線、鶏足山線、鶏足山片庭線、錫高野石塚線、城里那珂線が縦横に走っている。

第2 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

町は、水戸地方気象台が発表する道路交通安全に係る気象・地象・水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

第3 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

町及び他の道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

大規模な道路災害が発生した場合に備え、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

なお、町は緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、第2編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両、船舶、航空機等の整備に努める。

(2) 医療資機材等への備え

応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、第2編第1章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

町は平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え

町は信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、本編第3章「危険物等災害対策計画」に定める予防対策を準用するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

町は被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第5 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第6 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 道路災害情報等の収集連絡

(1) 道路災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長、警察官、消防吏員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

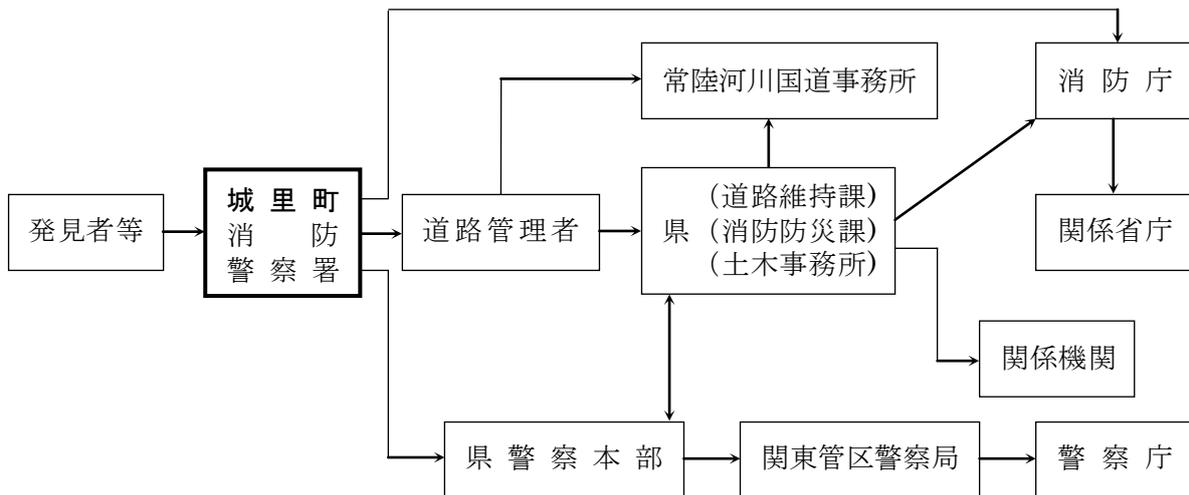
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

(2) 道路管理者は道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

(3) 町は大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	震災等応急室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073(同左)

茨 城 県	消 防 防 災 課	029-301-8800 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)
東日本高速道路(株)関東支社	水戸管理事務所	029-252-6151

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

2 道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 広域的な応援体制

町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節第2「応援要請・受入対策の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

4 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町は迅速かつ的確な救助・救急活動を実施するものとする。

2 医療活動

医療活動については、第2編第2章第4節第6「応急医療」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動

町は迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、本編第3章「危険物等災害対策計画」に準じて行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

町は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- (1) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員等の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

町は発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。

第4編 個別対策計画編

◆第3章 危険物等災害対策計画

第3章 危険物等災害対策計画

本計画は、町内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

第1 危険物等災害（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）は法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

町は危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

消防機関は必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 保安教育の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

事業者は従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町及び事業者は危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

町は緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連

絡に当たる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

(2) 職員の活動体制の整備

町及び事業者はそれぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県、町及び事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

町防災関係機関及び事業者はオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難収容活動体制の整備

町はあらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町防災関係機関及び事業者は危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

町及び事業者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、住民の訓練

町は危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域

別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2 石油类等危険物施設

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 施設の保全

事業者は消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策

消防機関は一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

(2) 防災設備の強化

事業者は耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

(3) 防災管理システムの強化

事業者は漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

3 保安体制の確立

(1) 事業者は消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

(2) 消防機関は危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3 高圧ガス・火薬類

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

県は、次の予防対策を実施する。町もこれに協力する。

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行うものとする。

(2) 保安団体の活動の推進

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導するものとする。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示を行うものとする。

2 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

① 事業者は事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、町等行政機関と日ごろから連携を密にし、対策を講じるものとする。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

② 町は毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

第4 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者(以下、「原子力事業者等」という。)が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

町消防機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助・救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

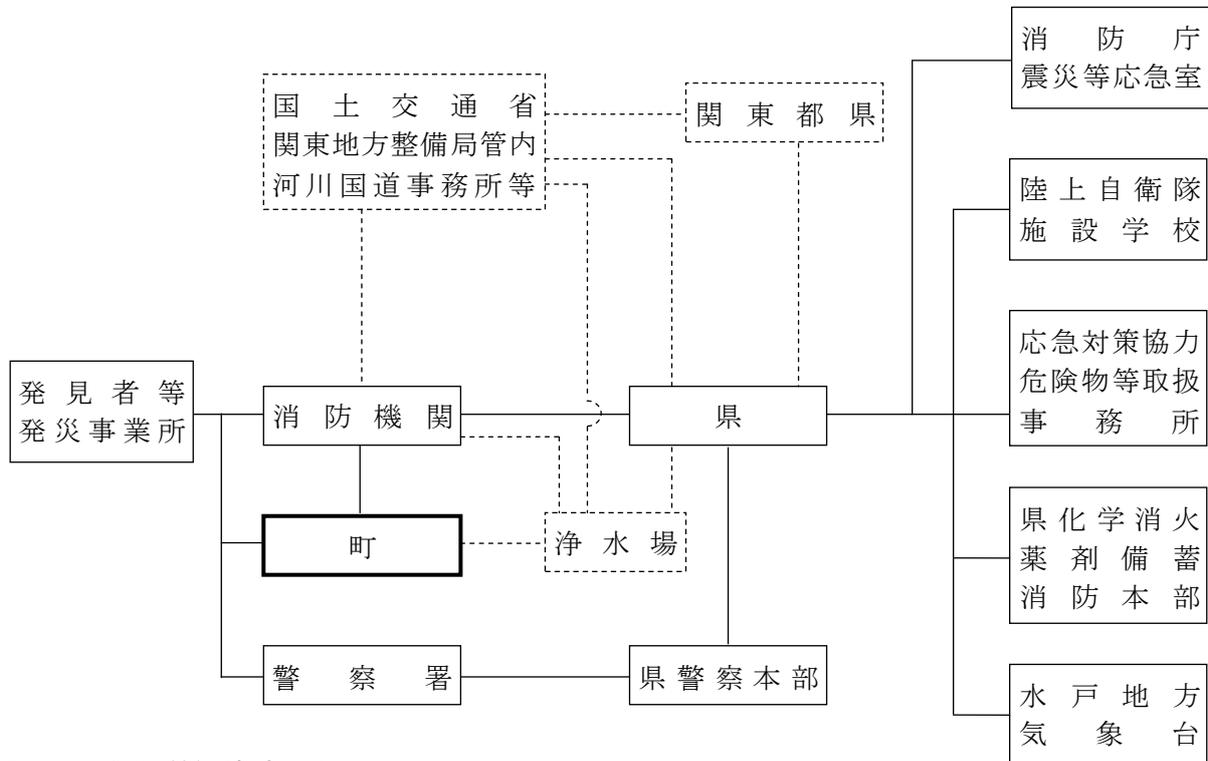
第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

1 災害情報の収集・連絡

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

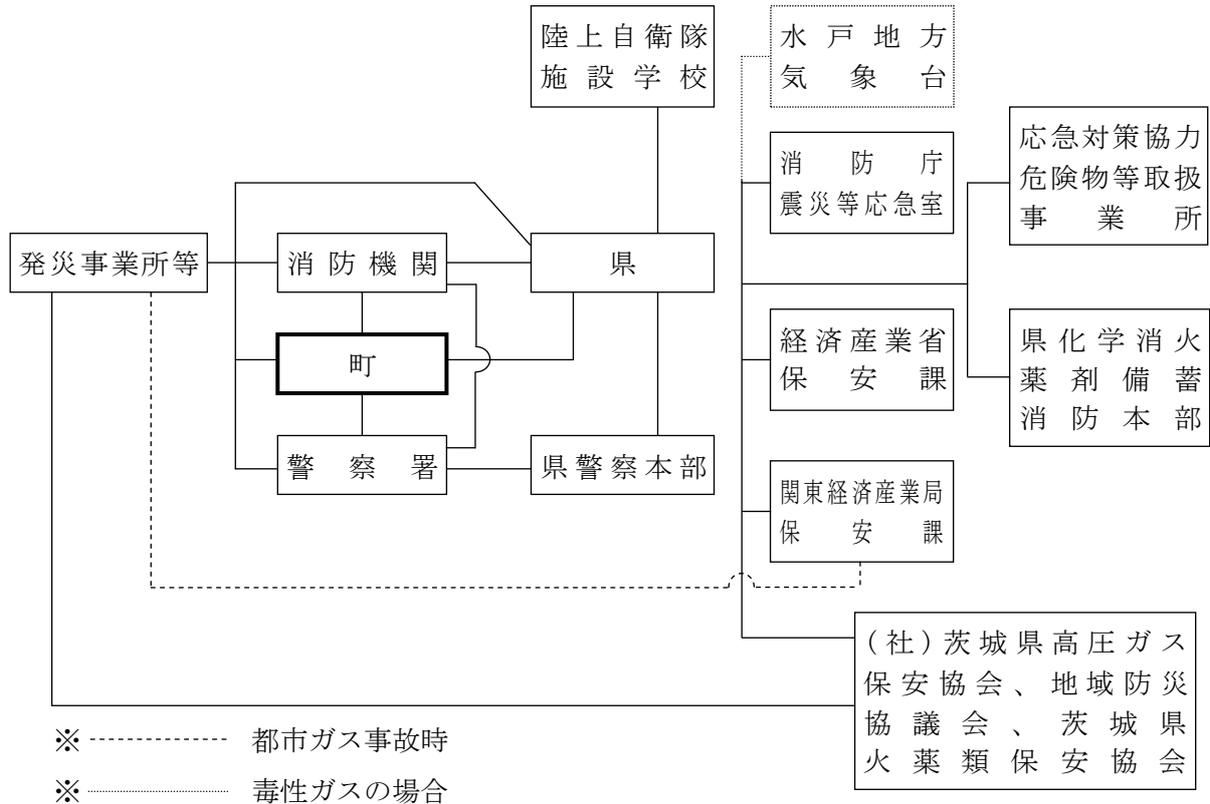
2 災害情報の収集・連絡系統

各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。
 (石油類等危険物施設の災害)

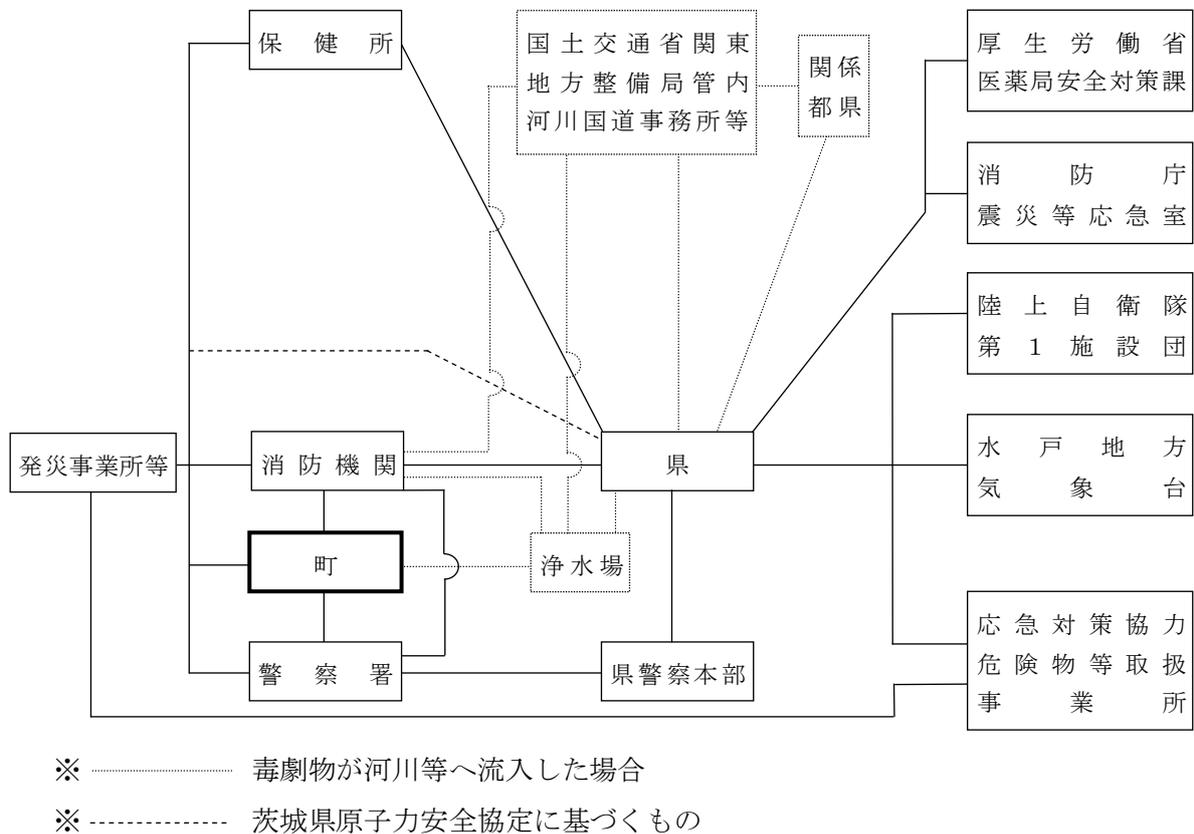


※……………河川等漏洩時のみ

(高圧ガス・火薬類、毒性ガスの災害)



(毒劇物取扱施設の災害)



3 被害状況の収集・把握

町消防機関は自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また、町長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

5 住民等への情報提供

町は防災関係機関相互との連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、住民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 町の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

2 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3 石油類等危険物施設の事故

1 危険物火災等の応急対策

発災事業所は火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

消防機関、事業所の自衛消防組織は直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそ

れがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

市町村及び消防機関は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

- ① 排出の原因者は直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従うものとする。

- ② 消防機関は直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

- ③ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、町防災関係機関に協力要請するものとする。

- ④ 町は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導に当たるものとする。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

- ① 排出の原因者は直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収に当たっては、消防機関等の指示に従うものとする。

- ② 消防機関は直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

- ③ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者はパトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力を要請するものとする。

- ④ 町は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 浄水の安全確保

- (1) 町及び消防機関は危険物の漏洩事故発生を確認したとき、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

- (2) 浄水場管理者は浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4 高圧ガス、火薬類の事故

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

- (1) 事業者は直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

- (2) 消防機関は高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

- (3) 町及び消防機関は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

2 毒性ガス応急対策

- (1) 事業者は直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとする。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニルカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

- (2) 消防機関及び町は発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行うものとする。

消防機関は事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送に当たるものとする。

第5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象(以下、「特定事象」という。)が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署は連携して、応急対策を実施するものとする。

1 原子力事業者等の対策

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

2 町の対策

事故の通報を受けた町（消防機関）は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第6 避難誘導対策

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第7 搜索・救出・救助対策

町、県及び消防機関は被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

第8 応援要請対策

1 自衛隊の災害派遣要請

町は自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請、受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

2 応援要請

第2編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準ずるものとする。

第9 医療救護対策

第2編第2章第4節第6「応急医療」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第10 緊急輸送の確保

町は県警察に協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第4編 個別対策計画編

◆第4章 大規模な火事災害 対策計画

第4章 大規模な火事災害対策計画

本計画は、町域において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

町は、消防機関と連携し、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

① 災害応急対策の円滑な実施を図るため、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

② 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、第2編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編第1章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

町及び消防機関は、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編第1章第3節第

1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、

- ① 町は信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- ② 災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町及び消防機関は避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(2) 避難場所

町及び消防機関は都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、住民への周知徹底に努める。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図る。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

町防災関係機関は大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

町は全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図る。

2 防災関連施設等の普及

町は住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

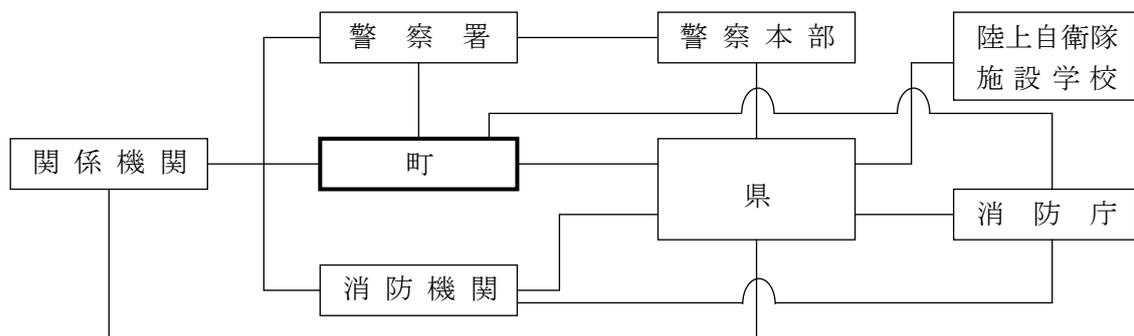
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

町及び消防機関は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	震災等応急室	03-5253-7527 〔 宿直室 〕 03-5253-7777
県生活環境部	消 防 防 災 課	029-301-8800 (029-301-8800)
警 察 本 部	警 備 課 地 域 課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571 〔 総合当直 〕 029-301-0110

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

2 広域的な応援体制

町内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、第2編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

各機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編第2章第4節第6「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

町は災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災しなかった場合、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町は県警察に協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

発災時において、町が行う避難勧告等については、第2編第2章第4節第2「避難勧告・指示・誘導」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

町は発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 災害時要援護者への配慮

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

町の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン

及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

県（知事公室）及び町は火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節第4「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第4編 個別対策計画編

◆第5章 林野火災対策計画

第5章 林野火災対策計画

本計画は、町域において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

町では、林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

① 防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。一方、住民に対する災害情報等を広報するため、町災害行政無線の整備を推進する。

② 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重

要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

町は緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

3 救助・救急、医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、第2編第1章第3節第3「医療救護活動への備え」に準じて事前対策を講じるものとする。

4 消火活動への備え

町は防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

5 緊急輸送活動への備え

第2編第1章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

(1) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して災害時要援護者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(2) それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

第3 防災活動の促進

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報紙への掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努める。

第2節 災害応急対策計画

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

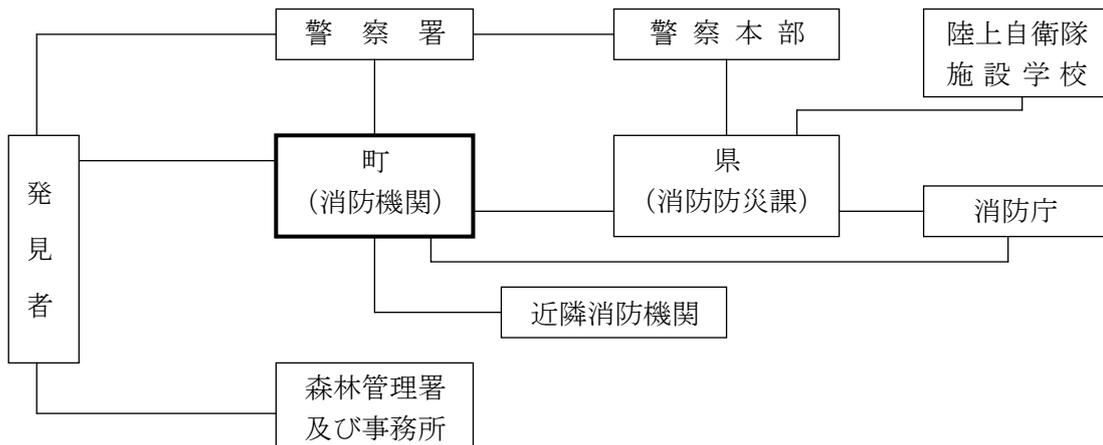
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

2 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	震災等応急室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
県生活環境部	消防防災課	029-301-8800 (029-301-8800)
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 (総合当直) 内線3571

3 応急対策活動情報の連絡

町は応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

2 広域的な応援体制

町内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町は被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の市町村に応援を要請するものとする。

2 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、第2編第2章第4節第6「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 地上消火活動

町及び消防機関は林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

自主防災組織及び住民は林野火災発生後初期段階において、通報及び消防本部、消防団が到着するまでの初期消火活動を行い、要請があれば消防機関に協力するよう努めるものとする。

4 空中消火活動

(1) 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な

指揮を行う。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で町は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火用資機材等

県内4か所（高萩市・十王町事務組合消防本部、大宮地方広域組合消防本部、新治地方広域事務組合消防本部、消防学校）に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

- ① 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ② その他、火災防衛活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(5) 自衛隊ヘリコプターの派遣

県（消防防災課）は、市町村からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を前記第2の3に基づき要請するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保

町は県警察に協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難勧告等については、第2編第2章第4節第2「避難勧告、指示、誘導」に準じて実施するものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

町は防災関係機関と連携し、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

第4編 個別対策計画編

◆第6章 原子力災害対策計画

第6章 原子力災害対策計画

茨城県には多くの原子力施設があることから、大規模災害時には何らかのかたちで影響が出る可能性があることが想定される。

本計画は原子力災害の特殊性と広域性に鑑み、災害対策の実施について責任を有する国（指定地方行政機関を含む）、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関が組織的にそれぞれ全機能を発揮することにより、原子力災害時における住民の安全を図るための対策について定める。

なお、現在、国の原子力防災への取り組み強化が進められており、原子力災害対策法特別措置法の改正法に基づく防災指針を踏まえた本計画の見直しは、平成24年度に行うものとする。

第1節 災害予防計画

第1 各種資料の収集・整備及び調査研究

町は、住民への防護措置の必要性を判断するための資料等防災対策上必要な各種資料の収集・整備に努めるとともに、県原子力防災対策検討委員会委員等専門家の協力を得て、防災対策のための調査研究を行う。

第2 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

- (1) 町、県、原子力事業所等防災関係機関は、相互の連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るものとする。特に、事故発生時から直ちに連携できる体制を構築するため、専用通信回線、災害時優先電話等を整備、確保する。
- (2) 町は、町防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

2 住民広報の体制

町は、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理して広報文例を作成しておく。

(2) 災害用伝言ダイヤル

事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、NTTの災害用伝言ダイヤルの活用を呼びかける。

第3 避難計画等の整備

1 避難計画

(1) 本町は、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」には当たらないが、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）が発生した場合には、事故の規模、状況、風向等に
応じて、避難・屋内退避等の対象地域（防護対策区域）を指定する。

(2) 避難計画を作成する際の留意点

① 世帯、会社、学校等ごとに避難所等を定める際、住民等の混乱を防ぐため、可能な限り複数にならないよう単純化する。

また、避難に車両を用いる場合の避難経路の設定については、迅速な交通規制を図るため、あらかじめ県及び警察と調整するものとする。

② 歩行が困難な高齢者、肢体不自由者や視覚障害者などの災害時要援護者について、その人数等をあらかじめ把握するとともに、病院、社会福祉施設等の管理者や自主防災組織等とあらかじめ協議を行い、これらを含めた避難計画も作成しておく。

2 設備・体制の整備

(1) 町は、県と連携し、避難所等として指定された建物について、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 町は、学校等における避難・屋内退避が円滑に実施されるよう、町教育委員会及び学校等と通報連絡、避難誘導體制についてあらかじめ協議し、体制を整備しておくものとする。

第4 防災関係資機材の整備

防災関係機関は、救急救助を含め防災対策を円滑に実施するために必要な測定機器、車両等関係資機材を整備し、維持に努める。また、町は関係機関と連携し、資機材の調達、搬送体制の整備を図る。

第5 緊急被ばく医療体制の確立

1 緊急被ばく医療体制の整備

町は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療、一定レベル以上の被ばくが認められる者等に対する二次被ばく医療の体制を整備するとともに、放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療を行う三次被ばく医療との連携により緊急被ばく医療体制を確立する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関に対して、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供を要請するものとする。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力するものとする。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 町は、初期被ばく医療及び二次被ばく医療における一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関医療従事者、備蓄従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う

広域災害・救急医療情報システムの充実に努める。

- (2) 町は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する感染症緊急情報FAXエクスプレス等の情報提供システムの充実に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な投与を図るため、効率的な配置・搬送体制を確立する。

5 救命の優先等

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第6 教育及び訓練

1 住民参加型の原子力総合防災訓練の実施

- (1) 防災関係機関等は、次に掲げる事項について、原子力災害時における原子力業務関係者の総合的な対応能力の向上とともに、住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について、実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため、関係機関と内容、時期等を協議のうえ、共同で住民参加型の原子力総合防災訓練を実施するものとする。

- ア 通信連絡訓練
- イ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- ウ 交通規制、緊急被ばく医療、飲食物摂取制限等の訓練
- エ 災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
- オ 事故を終息させるための活動訓練
- カ 関係住民に対する広報訓練（災害時要援護者対応訓練も含む）
- キ 避難・屋内退避等の訓練（災害時要援護者対応訓練も含む）
- ク 国が派遣する専門家及び原子力事業所が派遣する技術者を含めた防災関係者の動員訓練

防災関係機関等は訓練実施後にその評価を行い、必要に応じて防災計画の修正、体制の改善等を図るものとする。

- (2) 防災関係機関等は、実際に住民の避難・屋内退避等の防護措置が必要となるような具体的な事故を想定するとともに、以下の点に留意して「原子力総合防災訓練の計画」を定めるものとする。

- ア 茨城県は人口の集積が高いという状況を踏まえ、実践に即し、避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるようにする。
- イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、児童生徒を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参観も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。
- ウ 災害要援護者に対する避難誘導體制を検証するために、視聴覚障害者や外国人の参

加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。

エ 避難所やコンクリート屋内退避所(学校の校舎を含む。)への安定ヨウ素剤の搬送訓練や、避難所等において住民や児童生徒に対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

- (3) 防災関係機関等は、第三者機関の活用も含め、訓練実施後にその評価を共同で行い、必要に応じてそれぞれの機関の防災計画の修正、体制の改善等を図るものとする。

2 自主防災組織等の育成

- (1) 自主防災組織のリーダー、ボランティアに対し、講習会を通じ、避難の際の誘導員、災害時要援護者に対する支援者として育成するよう努める。
- (2) 学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。
- (3) 住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。
- ① 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底
 - ② 災害時要援護者の避難方法の習熟、支援者の育成

第7 住民に対する防災知識の普及

町は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、地図も用いてわかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に広報を実施する。

その際、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、災害時要援護者にも配慮して広報を行うものとする。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリング
- (6) 原子力災害時の住民への広報手段
- (7) 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- (8) 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- (9) 各地区ごとの住民のためのコンクリート屋内退避所・避難所
- (10) ヨウ素剤の効果、副作用

第8 災害時要援護者対応

1 災害時要援護者に対する防災体制の整備

- (1) 社会福祉施設等管理者は、防災組織を整え、職員の動員、避難誘導體制の整備に努めるとともに、他の社会福祉施設との応援協定の締結、地域の自主防災組織、ボランティア組織等との協力体制の整備、充実に努める。
- (2) 町は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携により、高齢者、障害者、外国人その他いわゆる災害時要援護者の避難誘導、支援等、安全確保に係る協力体制の整備に努めるとともに、災害時の社会福祉施設入所者の避難先をあらかじめ決定し、必要な設備を確保する。

また、災害時要援護者の所在について把握するとともに、パンフレット、ハンドブック等を作成するなどして避難場所等の周知徹底を図る。

2 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立

- (1) 町は、災害時要援護者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや町防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

町は自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の災害時要援護者にも十分に周知するよう努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 事故発生時における連絡及び初期活動

1 原子力事業者の行う通報

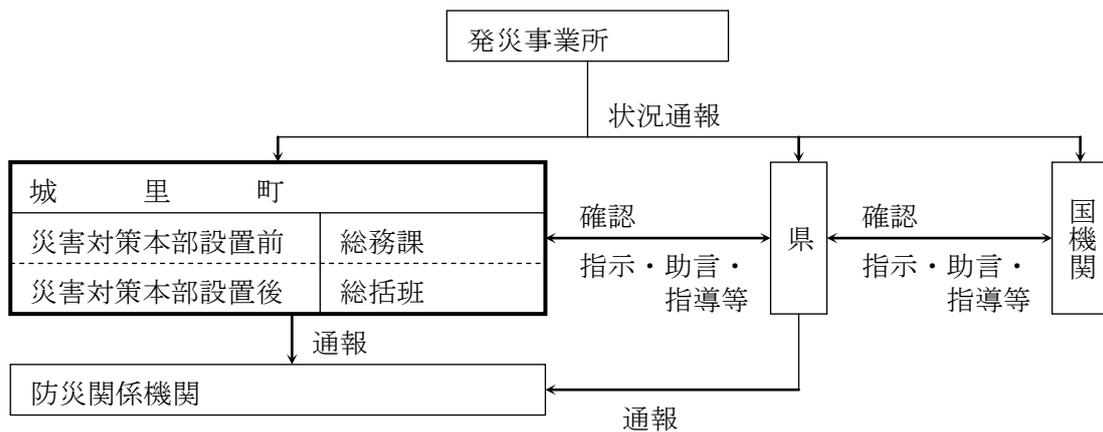
原子力事業所において事故が発生し、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、原子力安全協定、原子炉等規制法に基づき、次に掲げる事項を知事、所在・関係周辺・近隣市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

- (1) 原子力事業所の名称及び場所
- (2) 事故の発生箇所
- (3) 事故の発生時刻
- (4) 事故の種類
- (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
- (6) その他事故の把握に参考となる情報

2 事故状況の把握及び通報・連絡

町長は、原子力施設の責任者から通報を受けたときは、直ちに知事に確認を行い、その事故が原子力施設敷地外に影響を及ぼすおそれがあるか否かの判断の指示、指導又は助言を求めるとともに、笠間警察署長及び防災関係機関に対し通報を行うものとする。

連絡系統図



3 事故発生初期の措置

町長及び防災関係機関の長は、事故発生の通報又は確認の連絡及び準備活動の要請を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

第2 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

町長は次の各号の一に該当するに至った場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき城里町災害対策本部を設置する。

- (1) 放射性物質の大量放出による影響が周辺地域及び、本町の一部又は全部が「対策調査地域」の指定を受けたとき
- (2) 県知事若しくは県災害対策本部から「本部設置の指示、指導又は助言」を受けたとき
- (3) 事故発生事業所の責任者からの通報により、事故の内容、規模等から推定して本部の設置が必要と判断したとき
- (4) その他町長が必要と認めたとき

2 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずるものとする。

第3 広報

原子力災害の特殊性に鑑み、町は県及び防災関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な広報活動を行い、住民の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。

1 広報の基本方針

- (1) 本部長は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、県、防災関係機関及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

- (2) 情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、住民全体を対象として広報を行うこととする。

2 町の行う広報

- (1) 本部長は、県の指示、助言、指導を受け、状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。また、県に対しNHK水戸放送局等の放送機関による広域広報を要請する。

ア 事故の状況（施設名、発生時刻、事故概要等）

イ 環境への影響とその予測

- ウ 町、県及び防災関係機関の対策状況
 - エ 住民のとるべき措置及び注意事項
 - オ コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難所
 - カ その他必要と認める事項
- (2) 総括班班長は、防災行政無線、広報車、立て看板等あらゆる手段を尽くして広報の徹底を図るものとする。
- なお、要員及び機材が不足する場合は県に対し、応援を要請する。
- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。
- ア 事故発生後、初期の段階
 - ・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
 - イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
 - ・対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
 - ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
 - エ 避難所等における広報
 - ・退避所、集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第4 退避及び避難

本部長は、県災害対策本部長が事故情報、緊急モニタリングの結果、国の派遣する原子力専門家の助言に基づき、県災害対策本部から「屋内退避」「コンクリート屋内退避」又は「避難」の区域（以下「防護対策区域」という。）を指定したとの指示を受けたときは次の措置を行う。

1 屋内退避地区の住民に対する措置

屋内退避地区の指定の報告を受けたとき、避難誘導班班長等は住民の屋内退避措置を指示するとともに的確な広報等を行えるよう適時、情報を収集・伝達する。

避難・屋内退避等の指標

屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量）(mSv)		防護対策の内容 注1)
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、コンクリート建屋に退避する又は災害対策本部の指示により避難する。
50以上	500以上	住民は、コンクリート建屋の屋内に退避、又は避難。 注2)

注1) 防護対策の内容は以下のとおり。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つしゃへい効果及び気密性によって放射線の防護を図る

「コンクリート屋内退避」：原則として住民が短時間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建屋内に退避する

「避難」：原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくをより低減できる地域に移動する

注2) 外部被ばくによる実効線量が50mSv以上、内部被ばくによる等価線量（放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量・ウランによる骨表面又は肺の等価線量・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量）が500mSv以上の場合には、原則、避難の措置を講じる。

ただし、原子力発電所等の放射性物質放出事故であって直ちに避難する住民等が避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合には、一時的にコンクリート屋内退避の措置を講じ、その後、事故発生事業所の近傍から順次避難を実施する。

2 コンクリート屋内退避及び避難

(1) コンクリート屋内退避地区及び避難地区の住民に対する措置

コンクリート屋内退避地区及び避難地区の指定報告を受けたとき、避難誘導班班長は乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先するとともに、付添人の数は必要最小限にとどめるよう地区住民に指示する。また、コンクリート屋内退避及び避難地区内の学校、病院等の施設に係るコンクリート屋内退避及び避難の実施については、教育班班長が行い、特に当該施設の管理者及び防災関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。

(2) コンクリート屋内退避所の指定及びコンクリート屋内退避の方法

ア 本部長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、関係各部職員を派遣して退避

者の保護に当たらせるものとする。

イ 総括班班長は、住民に対しコンクリート屋内退避は原則として住民各自の行動により、携行品は最小限にとどめるよう指示する。

(3) 避難所の指定及び避難の方法

ア 指示

① 本部長は県知事と協議して定める町内施設のうちから、事故発生事業所との距離、方向、道路及び交通の状況等を考慮のうえ、指定すべき施設を示して避難所（資料4-1）とする。

② 県は、避難地区の市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法の規定（第72条第1項）に基づき、関係市町村に対し収容施設の供与、その他の災害救助の実施について応援を要請する。

なお、この場合、県知事は本部長と協議のうえ、地域防災計画に定める避難所（施設）のうちから、収容人員、避難地区からの距離等を考慮し、避難所とすべき施設を示し、避難所とする。

③ 本部長はイの指示を受けたときは、県の救助隊、避難地区の派遣職員等の協力を得て、避難者の救助を実施するものとする。

イ 避難の方法

① 避難はあらかじめ本部長が知事と協議して地区ごとに定める集団避難のための集合場所（原則としてコンクリート屋内退避所とし、コンクリート屋内退避所とすべき施設がない地区については、公共的な建物とする。以下「集合場所」という。）から本部長が配車する車両により行う。なお、避難者の集合場所への移動は各自徒歩又は自家用車によるものとする。

② 総括班班長は車両が不足する場合は、県に対し応援を要請する。

③ 避難地区及び集合場所に避難誘導班、文教班等の担当職員を派遣して住民に対する避難の指示、誘導、乗車割当て等の業務に当たらせるものとする。

④ 総括班班長は避難地区住民が集合するに当たっては、携行品は必要最小限にとどめるよう指示する。

⑤ 本部長が必要と認める場合、県を通じて自衛隊、茨城陸運支局及び輸送機関に対し避難者の緊急輸送について協力を要請する。

⑥ 本部長は自動車輸送による避難が困難な場合は状況により、県を通じて自衛隊に対しヘリコプターの派遣を要請する。

(4) 留意事項

ア 本部長は、災害時要援護者に十分配慮し、徒歩又は自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。

イ 本部長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うものとともに、避難者及びコンクリート屋内退避者に係る情報の早期把握に努め、知事あてに報告するものとする。

ウ 本部長は、住民の安否情報の提供等に資するため、各地区毎の住民の最終的な収容施設の所在等について、幅広く広報を行う。

3 立入り禁止措置

本部長は防護対策区域の指定を県から受けたときは、県の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条第1項により、警戒区域を設定し、応急対策活動従事者を除き、この区域への立入りを禁止するとともに、警察本部長に協力を要請する。

4 防災業務従事者の防護対策

関係各班長は、避難の誘導、立入り制限等の応急対策活動従事者に対し、防護マスク、個人線量計等必要な資器材の携帯の措置を図り、安全を確保するための万全な対策を講ずるよう指示するものとする。

5 飲食物、生活必需品等の供給

本部長は、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には知事及び近隣市町村長に協力を要請する。

6 交通規制・警備等

本部長は、必要と認めるときは、独自の判断又は知事の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。

第5 医療活動

本部長は、県災害対策本部に設置された緊急医療センター長の要請・指示のもとに県で定める「茨城県緊急時医療活動マニュアル」に従い、茨城県医師会（以下「医師会」という。）等の医療機関（医療救護班の編成）、防災関係機関、消防機関の協力を得て被災者の救護活動に当たらせるほか、救護所の開設、緊急医療措置、ヨウ素剤の配付、服用指示等を行う。

なお、ヨウ素剤の配付及び服用については、必要な服用上の注意を書き添えるものとする。また、回収については、配付数量、消費数量を照合確認し、確実に回収を行うものとする。

1 救護所の開設

(1) 緊急医療センター長又は医療救護班長は、町内において緊急医療活動を行う必要があると認める場合には、県災害対策本部長の承認を得て、救護所をコンクリート屋内退避施設又は避難施設に開設する。

(2) 救護所を開設したときは、茨城県医師会長に対し、次の事項を連絡し、一般傷病者の治療について協力を要請する。

ア 救護所の開設場所

イ 放射能汚染地域及び今後汚染が予想される地域並びに汚染の程度

ウ 住民の退避又は避難状況

エ その他、医師会の協力を得るために必要な事項

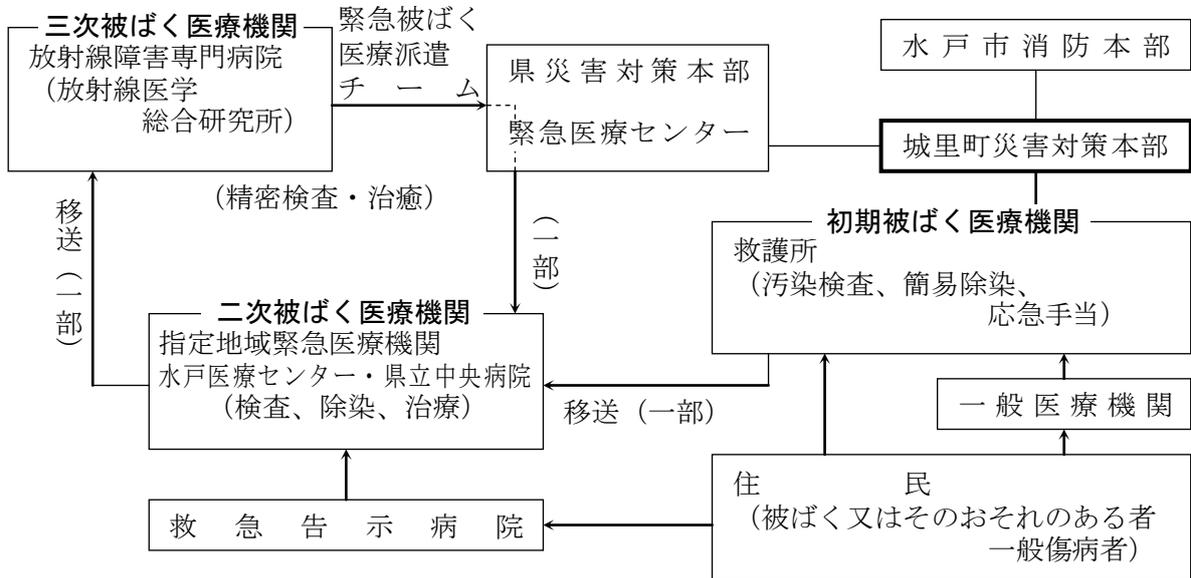
(3) 救護所の開設以降、防護対策区域（屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難区域）内

の救急告示病院に対し、環境放射線測定結果等災害情報を適宜連絡する。

なお、災害情報は、県災害対策本部（原子力災害対策本部）から得る。

2 医療救護活動

医療救護活動は、以下の緊急時医療体制により行う。



第6 飲食物等に関する措置

飲料水、農畜水産物等について、放射能濃度が次表の基準を超え、又はそのおそれがあると認められる場合は、遅滞なく次により措置する。

飲食物等の摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲 料 水	3 × 10 ² B q / kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2 × 10 ³ B q / kg

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2 × 10 ² B q / kg
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5 × 10 ² B q / kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 B q / kg
牛乳・乳製品	
野 菜 類	1 × 10 ² B q / kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu、 ²³⁹ Pu、 ²⁴⁰ Pu、 ²⁴² Pu、 ²⁴¹ Am、 ²⁴² Cm、 ²⁴³ Cm、 ²⁴⁴ Cmの放射能濃度の合計)
飲 料 水	1 B q / kg
牛乳・乳製品	
野 菜 類	10 B q / kg
穀 類	
肉、卵、魚その他	

(注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20 B q / kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1 B q / kgを適用するものとする。

ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

1 飲料水に関する措置

給水班班長は、当該区域内住民の汚染水源（上水道施設、井戸等）の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を行う。

また、上水道の使用を禁止した地区に対して搬送による応急給水を行うものとする。応急給水の実施に当たっては第2編第2章第5節第5「生活救援物資の供給」による。

2 農畜水産物等に関する措置

応急復旧班班長は、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に農畜水産物等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

また、農産水物等の摂取制限等を指示された地区に対して必要な食糧等の確保・供給に努める。食糧等の供給等に当たっては第2編第2章第5節第5「生活救援物資の供給」による。

第7 県及び近隣市町との協力

本部長は、災害の特殊性に鑑み、災害応急対策活動実施に当たっては、知事の指示・指導及び助言を得るとともに、県の実施する緊急時環境モニタリングへの応援要員の派遣及び県災害対策本部への派遣等、県の防災対策活動に協力する。

また、近隣市町及び隣接市については、協定に基づき相互の応援協力体制を確立するものとする。

第8 災害時要援護者対応

1 広報

本部長は、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

(1) 本部長は、必要に応じて、災害時要援護者に対して車両による搬送、受入体制の充実している施設への搬送等の措置を講ずるものとする。

その場合、自主防災組織の協力を得るほか、町災害対策本部の機動班、警察、自衛隊の関係機関やその他の原子力事業所へ協力を要請する。

(2) 本部長及び町長は、社会福祉施設等管理者から避難・屋内退避等についての援助要請があった場合は、関係機関、自主防災組織等と協力してこれにあたるものとする。

(3) 社会福祉施設等管理者は、入所者等の避難誘導等を行うとともに、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設等に対し応援を要請するものとする。

(4) 本部長及び町長は、自主防災組織、ボランティア、地域ケアシステムの在宅ケアチーム等により、避難所の災害時要援護者に対して、巡回により保健福祉等の各種サービスを提

供する。

また、必要に応じて、精神医学等の専門家、ボランティアの協力を得て、災害時要援護者の心のケア対策を実施するものとする。

- (5) 本部長及び町長は、避難所の外国人に対し、語学ボランティア等の協力を得て、定期的な情報提供に努めるものとする。

第3節 災害復旧計画

第1 広報

本部長は、第2段階緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。

この場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと町民全体を対象とした広報を行うとともに、県や国との連携のもと首都圏等の大消費地をも対象とした広報を積極的に行う。

特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを実施する。

第2 事後処理

1 損害賠償の請求等

(1) 被災住民の登録

避難誘導班班長は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則としてコンクリート屋内退避所及び避難所に収容した住民について、被災地住民登録票により登録する。

なお、被災地住民登録票は2部作成し、1部は被災者に交付し、1部は町長が保管するものとする。

(2) 被害調査

避難誘導班班長は、次に掲げる事項に起因して被災地住民が受けた被害を調査する。

- ア 避難・屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食糧等に関する各種規制措置
- ウ 立入り禁止措置
- エ その他必要と認める事項

2 被災者の生活の支援

本部長は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国、県と連携するとともに、必要に応じ、義援金品の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、

相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

被害の補償が迅速、的確に行われるよう補償対策の窓口を設置する。

3 汚染物質の除去等

本部長は、県の指示、指導及び助言のもとに、各防災関係機関と連携し、放射性物質の除去・除染を行うものとする。

4 住民の健康調査

医療救護班班長は、防護対策を講じた地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。

5 住民の健康相談

医療救護班班長は、防護対策を講じた地域住民に対して、必要に応じ心のケアを含む健康相談を実施する。

6 飲料水・食品の安全

本部長は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、対象地域住民等から要請があったときは、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

7 各種規制措置の解除

本部長は、県本部長の指示に従い（モニタリングの結果に基づき、国の関係機関との協議のうえ）、各種規制措置を逐次解除する。

第3 災害対策本部の解散

本部長は、原子力災害に係わる応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、災害対策本部を解散する。